仕　様　書

年　度	平成26年度
場　所	三原市久井町吉田
名　称	吉田調整池ポンプ棟築造工事
種　別	簡易水道事業　　第　　号
期　間	年　月　日～　年　月　日まで(契約締結後　日間)
概　要	構　造：鉄筋コンクリート造 階　数：地上１階 建築面積：６４．２４㎡ 延床面積：６４．２４㎡ 最高高さ：ＧＬ＋５．７５０ｍ 最高軒高：ＧＬ＋３．５００ｍ

三 原 市 水 道 部

符号	名　　称	材質	形状寸法	数 量	単位	単　価	金　額	摘 要
	吉田調整池ポンプ棟築造工事							
	(直接工事費)							
A	建築主体工事			1.00	式			
B	電気設備工事			1.00	式			
C	機械設備工事			1.00	式			
	(　計　直接工事費							
	共通仮設費			1.00	式			
	(　計　　純工事費							
	現場管理費			1.00	式			
	(　計　　工事原価							
	一般管理費			1.00	式			契約保証費を含む
	(　計　　工事価格							
	消費税			1.00	式			
	工事合計							

符号	名　　称	材質	形状寸法	数 量	単位	単　価	金　額	摘 要
	吉田調整池ポンプ棟築造工事							
A	建築主体工事			1.00	式			
	合 計							

符号	名　　称	材質	形状寸法	数 量	単位	単　価	金　額	摘 要
A	建築主体工事							
1	直接仮設工事			1.00	式			
2	土工事			1.00	式			
3	地業工事			1.00	式			
4	コンクリート工事			1.00	式			
5	型枠工事			1.00	式			
6	鉄筋工事			1.00	式			
7	鉄骨工事			1.00	式			
8	防水工事			1.00	式			
9	木工事			1.00	式			
10	屋根及びとい工事			1.00	式			
11	金属工事			1.00	式			
12	左官工事			1.00	式			
13	金属製建具工事			1.00	式			
14	ガラス工事			1.00	式			
15	塗装工事			1.00	式			
16	内外装工事			1.00	式			
17	雑工事			1.00	式			
	計							

符号	名　　称	材質	形状寸法	数 量	単位	単　価	金　額	摘 要
	吉田調整池ポンプ棟築造工事							
B	電気設備工事			1.00	式			
	合 計							

符号	名　　称	材質	形状寸法	数 量	単位	単　価	金　額	摘 要
B	電気設備工事							
1	電灯設備			1.00	式			
2	動力設備			1.00	式			
	計							

符号	名　　称	材質	形状寸法	数 量	単位	単　価	金　額	摘 要
	吉田調整池ポンプ棟築造工事							
C	機械設備工事			1.00	式			
	合 計							

符号	名　　称	材質	形状寸法	数 量	単位	単　価	金　額	摘 要
C	機械設備工事工事							
1	換気設備			1.00	式			
2	給水設備			1.00	式			
3	排水設備			1.00	式			
	計							

特　記　仕　様　書

第1章　総則

第1節　適用

１．本特記仕様書は，吉田調整池ポンプ棟築造工事に適用する。

２．本特記仕様書に記載のない事項については，次によるものとする。

・公共建築工事標準仕様　平成２５年版

・土木工事共通仕様書　平成２５年度　広島県

・水道工事標準仕様書　【設備工事編】　２０１０　日本水道協会

・水道工事標準仕様書　【土木工事編】　２０１０　日本水道協会

・ただし，設計書及び設計図面に特別な記載がある事項並びに特記仕様が付加された事項についてはこの限りではない。

第2節　現場管理

１．請負者は工事現場内において，監理技術者，主任技術者（下請けを含む）に工事名，工期，顔写真，所属会社名及び証明印の入った名札を着用するものとする。

２．工事の施工については，場内の構造物を損傷させないように十分注意すること。万一損傷を与えた場合は，直ちに監督員に報告し，監督員の指示に従い請負者の負担において速やかに原形復旧すること。

３．機器の搬入，搬出については，既設設備及び搬入する機器を損傷させないように施工箇所周囲等に養生を施し，細心の注意を払って行うこと。また，搬入搬出方法については現場に合った最善の方法を検討し，監督員に計画書を提出すること。

４．請負者は工事現場が隣接し，または同一場所において施工する別途工事がある場合は常に相互協調し十分調整の上，工程，施工管理等に努めること。

５．請負者は工事現場内の労働安全に留意し，風紀及び衛生の取締りならびに火災，盗難，その他事故防止について責任を持って十分な注意を払うこと。

第3節　諸法令の順守等

１．本工事の施工にあたり，請負者は関係諸法令を遵守し，工事に必要な届出，手続き，申請等は請負者が代行し，これに要す

る費用はすべて請負者の負担とする。

２．本工事にて準拠すべき規格並びに基準は特に記載のない事項については現行の下記によること。

１）日本工業規格（ＪＩＳ）

２）日本水道協会規格（ＪＷＷＡ）

３）水道施設設計指針・解説

４）水道維持管理指針

５）労働基準法

６）労働安全衛生法，同施行令，同施行規則

７）公共建築工事標準仕様書・標準図・工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）

８）廃棄物の処理及び清掃に関する法律，同施行令，同施行規則

９）建設工事公衆災害防止対策要綱

10）石綿障害予防規則

11）大気汚染防止法，振動規制法，土壌汚染対策法

12）その他関係法規

第4節　施工体系図

請負者は，土木工事共通仕様書第１編１－１－１２第２項によるほか，下請負契約を締結したときは，遅延なく施工体系図を作成し，監督員へ提出すること。ただし，請負代金額１，０００万円未満の工事は除く。

第5節　図面

実際の図面と縮尺が異なる図面（縮小図面）については，契約締結後，請負者に対し，関係図面の原図又はデータを貸与する。

第6節　提出書類

１．提出書類及び部数は水道部において定めているもの及び監督員の指示によるものとする。なお，これらに要する費用はすべて請負者の負担とする。

２．施工に先立ち，工事工程表，仮設計画図及び監督員の指示する書類を提出し，監督員の承認を受けること。商品名及び製造

者名が記載された材料については，当該商品又は同等品を使用するものする。本工事に使用する諸材料は，設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料を提出して監督員の承諾を受けるものとする。

３．工事の施工に先立ち，施工の際に必要となる機器据付，配管配線，スリーブ，箱抜き等の施工図を提出し，監督員の承諾を受けること。また，同一場所において施工する別途工事がある場合は取合い関係等の図面を作成し速やかに他工事請負業者と調整を行うこと。

４．工事の進捗状況や工事完了後の状況確認が不可能な部分及び監督員が必要と指示した部分について工事等の状況を示す写真を撮影し，作業完了後，速やかに監督員に提出すること。

５．主要機器等については，監督員と本仕様書及び設計図に基づく設計製作に関し詳細な打合せを行い，承認図を作成し提出すること。

６．本工事に使用する機器，材料等は見本品及またはカタログ等の承認図を提出すること。

７．本工事完了後，完成図書を３部作成し監督員に提出すること。また，完成図書一式を電子データとし提出すること。（図面はＪＷ－ＣＡＤデータ及び完成図書はＰＤＦデータに変換し提出すること。）

１）竣工図
２）施工図
３）機器完成図
４）取扱説明書
５）各種機器試験成績書
６）現地試験調整成績書
７）官公署届出書類
８）その他必要なもの

第7節　完成通知

請負者は，土木工事共通仕様書　第１編１－１－２第２９項に規定する工期の終期日の１４日前（工期の終期日の１４日前が土曜日，日曜日，祝日等にあたる場合は，その前日）までに工事を完成するとともに，監督員を通じて発注者に対し，完成届を提出するものとする。

第2章　安全対策

第1節　工事中の安全確保

建設機械施工安全技術指針は，国土交通省大臣官房技術調査課長及び国土交通省総合政策局建設施工企画課長通知（平成 17 年 3 月 31 日）を参考とすること。

第2節　保安施設

工事施工期間中，工事標示板，工事情報看板等を適切な場所に設置すること。

第3章　施工条件

第1節　作業時間等

作業時間は，月曜日から金曜日の 8 時 30 分から 17 時 00 分までの間とし，土日祝日は休工とする。やむを得ず，作業をおこなう場合は監督員と協議すること。（場内への入場は 8 時以降とする。）

第2節　施設の運用停止可能時間

本工事の施工にあたっては既設設備の運転停止可能時間は６時間を原則とする。もしこの時間を超えて停止する必要がある場合は監督員と協議を行い，指示する時間内に施工すること。また，このために必要な仮設備及び仮配線等は請負者の負担にて施工すること。

第3節　仮設物

請負者詰所，工作小屋，資材置場及び足場等の仮設物を設置する場合は，その設置位置及びその他について監督員の承諾を受けること。

第4節　工事用電力，用水，電話等

工事用の電力，水，電話等に必要な仮設物は請負者がその手続きをし，設置および撤去までを行うものとする。なお，これらの費用はすべて請負者の負担とする。ただし，監督員が承諾した場合は既存設備を使用することができる。また，試験および試運転等に必要な電力および用水は支給する。

第5節　登録リサイクル製品の使用について

１．この工事の施工に際して必要となる資材等について，「広島県生活環境の保全等に関する条例」に基づき登録された製品（登録リサイクル製品）を使用することが可能である場合は，その使用に努めるものとする。

２．当該工事に使用する材料について，次表に該当するものは登録リサイクル製品を使用するものとする。

再生加熱アスファルト混合物	再生粗粒度アスファルト混合物（最大粒径２０㎜）
	再生密粒度アスファルト混合物（最大粒径２０㎜）
	再生密粒度アスファルト混合物（最大粒径１３㎜）
	再生細粒度アスファルト混合物（最大粒径１３㎜）

３．登録リサイクル製品を使用した場合は，その使用実績（登録番号，使用量等）について監督員の確認を受け，別途，広島県循環型社会課へ報告すること。

【報告先】
広島県　環境県民局　環境部　循環型社会課
E-mail：kanjyunkan@pref.hiroshima.jp
TEL：082-513-2951（ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ）
FAX：082-211-5374

４．２により使用することとしている材料について，何らかの事情によりその使用が困難である場合は，設計図書の内容について監督員と協議すること。

第6節　建設副産物（建設副産物がある場合）

１．特定建設資材廃棄物（アスファルト殻・コンクリート殻）

アスファルト塊・コンクリート殻については，原則として再生合材施設に搬入することとし，これにより難い場合は，別途協議すること。

２．建設発生土（建設発生土リサイクルプラントまたは建設発生土受入地）

当該工事により発生する建設発生土は，公の関与する埋立地，建設発生土処分先一覧表に掲載されている建設発生土リサイクルプラントまたは建設発生土受入地（一時たい積を含む。）のいずれかに搬出するものとする。

また，搬出先として，運搬費と受入費（平日の受入費用）の合計が最も経済的になる建設発生土リサイクルプラントまたは建設発生土受入地（一時たい積を含む。）を見込んでいる。したがって，正当な理由がある場合を除き残土処分に要する費用（単価）は変更しない。

なお，工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により，建設発生土処分先一覧表に掲載されている建設発生土リサイクルプラントまたは建設発生土受入地（一時たい積を含む。）への搬出が困難となった場合は，発注者と請負者が協議するものとする。

第4章　施工管理

第1節　検査及び試験

１．請負者は本工事において水道部が行う検査を受け，これに合格しなければならない。なお，これらの成績書は請負者にて作成し，監督員に提出すること。

２．本工事における検査（工場検査・完成検査）及び試験の詳細については監督員との打合せによるものとする。

３．主要機器については，工場検査を行うものとするが，メーカー等の試験成績書等で確認できる場合は監督員の承諾を受けた場合は省略することができる。

４．検査及び試験に要する一切の費用はすべて請負者の負担とする。ただし，水道部職員の派遣費等は含まない。

第2節　工事立会

請負者は，水中，地下等に埋設する工事，その他工事完了後外部から明視できなくなる箇所を施工するとき，または重要な工事段階において施工する場合は監督員の指示に従い，立会いのもと施工すること。ただし，監督員の承諾を受けた場合はこの限りではないが，工事状況等を撮影し，その都度監督員に提出しなければならない。

第3節　その他

１．本設計図書等は設計の大要を示すものであり，詳細部等について技術的必要事項は明記無くとも請負者の負担において完全に施工すること。

２．本設計書における配置図などは参考資料であり，現場をよく調査・検討した上で詳細な施工図などを監督員に打合せ簿により提出し，承諾を受けること。

３．施工に際して疑義を生じた場合，または軽微な変更を必要とする場合には，速やかに係員と協議し，監督員の指示により施工すること。ただし，これらに於いて請負金額の増減はなきものとする。
４．とり合いの関係でおこる機器の位置及び配線路等の軽微な変更が生じた場合については，監督員と打合せの上，請負金額の変更を行わず施工すること。
５．工事完了後，請負者は水道部の指示する期間内に各機器について，専門の熟練した技術者を派遣して機器の取扱説明を行うこと。
６．工事完了後，後片付け，清掃及び仮設物の撤去等は監督員の指示により速やかに行うこと。
７．近接する地域住民に工事内容等を十分に周知したうえで，苦情やトラブルのないように施工に努めること。
８．本特記仕様書及び設計図面等に明示のない事項，またはその内容に疑義が生じた場合は監督員の指示によるものとする。

第5章　その他

第1節　保証期間

１．本工事の保証期間は引渡し後２年間とする。
２．工事完了後，請負者の設計製作の不備，材料不良及び工事の不完全に起因すると判定される故障，または性能，機能上の不備欠陥を生じた場合には，請負者の負担において速やかに水道部の指示するとおりに修理または新品と取替を指示する期間内に完了すること。なお，保証期間後といえ，機器の欠陥等が見つかった場合には請負者は無償にて速やかに水道部の指示するとおりに修理または新品と取替を行うこと。
３．また，設計工作及び部品の不良等に起因する事故に対して，その因によっては請負者が責任を負うものとする。

第2節　主任（監理）技術者の配置等

１．主任（監理）技術者の専任期間等

専任が義務付けられた工事に配置される技術者の専任期間について，次に掲げる場合で，打合せ簿等により，その旨を明確にしたときは専任を要しないものとする。

なお，工期の終期が到来する前に工事完成検査が終了した場合の配置期間は，引渡しを受けた日までとする。

１）契約上の工期の始期から現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置，資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの間）

２）工事用地等の確保が未了，自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により，工事を全面的に一時中止している期間

３）橋梁，ポンプ，ゲート，エレベーター等の工場製作を含む工事であって，工場製作のみが行われている期間

なお，工場製作の過程を含む工事の工場製作過程においても，建設工事を適正に施工するため，主任（監理）技術者がこれを管理する必要があるが，当該工場製作過程において，同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な監理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は，同一の主任（監理）技術者がこれらの製作を一括して管理することができる。

２．主任（監理）技術者の変更の特例

次に掲げる場合で，打合せ簿等により，その旨を明確にしたときは，主任（監理）技術者の変更ができるものとする。

１）受注者の責によらない理由により工事中止または工事内容の大幅な変更が発生し工期が延長されたとき。

２）橋梁，ポンプ，ゲート，エレベーター等の工場製作を含む工事であって，工場から現地へ工事の現場が移行する時点

なお，いずれの場合も発注者と請負者との協議により，交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時点とするほか，交代前後における主任（監理）技術者の技術力が同等以上に確保されるとともに，工事の規模，難易度等に応じ一定期間重複して工事現場に設置するなど，工事の継続性，品質確保等に支障がないと認められることが必要である。

第3節　工事

１．入札に先立ち現地調査を十分に行うこと。

２．工事場所内に粉塵対策為, 散水を実施する共に必要に応じて既にある仮囲いの管理を行う。

３．官公署その他への手続きは請負者の負担で遅滞なく行うこと。

４．第三者災害防止及び飛散防止対策のため，必要に応じて監督員の指示する範囲に，バリケード等を設置すること。

５．施工箇所周囲の備品，機器等の養生，清掃等については十分にこれを行うこと。

６．要求の確保に必要な仮設は工事に含むものとする。

７．図面に明示されていない事項であっても，工事上必要とされる事は工事範囲とする。

８．同一敷地内で行う他の工事との調整を行うこと。

９．図面は, Ａ１をＡ３に縮小している。

10．工事材料

本工事に使用する諸材料は監督員の承諾を受けて使用すること。また，設計図書等に記載された型番等は参考とし，同等品以上を使用すること。

吉田調整池ポンプ棟築造工事

設　計　図

図面番号	図 面 名 称	縮　尺
Ａ－００	図面リスト	
Ａ－０１	特記仕様書　１	
Ａ－０２	特記仕様書　２	
Ａ－０３	特記仕様書　３	
Ａ－０４	特記仕様書　４	
Ａ－０５	設計概要・仕上表・面積表	1/200
Ａ－０６	附近見取図・配置図・敷地求積図	1/200
Ａ－０７	平面図・立面図・断面図	1/100
Ａ－０８	矩計図・断面詳細図	1/30
Ａ－０９	部分詳細図	1/10, 20, 30
Ａ－１０	平面詳細図・展開図	1/50
Ａ－１１	ﾎﾟﾝﾌﾟ室埋込管図	1/50

図面番号	図 面 名 称	縮　尺
Ｓ－０１	構造特記仕様書	
Ｓ－０２	鉄筋コンクリート標準図（１）	
Ｓ－０３	鉄筋コンクリート標準図（２）	
Ｓ－０４	鉄骨標準図（１）	
Ｓ－０５	土質柱状図・伏図・基礎、地中梁リスト	1/100
Ｓ－０６	伏図・軸組図	1/100
Ｓ－０７	部材リスト	1/30
Ｓ－０８	架構詳細図	1/30
Ｓ－０９	ホイストレール取付詳細詳細図	1/30

図面番号	図 面 名 称	縮　尺
Ｅ－０１	特記仕様書	
Ｅ－０２	構内配電線路設備図	1/100
Ｅ－０３	灯動盤ＰＬ－１、単線接続図	
Ｅ－０４	電灯・コンセント・幹線・動力設備	1/50、100
Ｐ－０１	別途工事場内整備　特記仕様書（参考図）	
Ｐ－０２	別途工事場内整備　構内配電線路設備図（参考図）	1/100

図面番号	図 面 名 称	縮　尺
Ｍ－１	機械設備工事仕様書（共通仕様）	
Ｍ－２	機械設備工事仕様書（衛生設備）（空気調和設備）	
Ｍ－３	換気設備　平面図・機器表	1/50
Ｍ－４	給排水衛生設備　平面図・器具表・凡例	1/50

図面番号	A-00	縮 尺	――――
事 業 名	平成26年度 久井簡易水道事業		
工事名称	吉田調整池ポンプ棟築造工事		
種　　別	表紙・図面リスト		
工事箇所	三原市久井町吉田		
三 原 市 水 道 部			

この図面は、実際の図面を約50%に縮尺している

仕　様　書

Ⅰ．工　事　概　要

１．工事場所　　広島県三原市久井町吉田
２．敷地面積　　７３３．０１㎡
３．工事種目　　新築
　　建築工事　一式
　　電気設備工事　一式
　　機械設備工事　一式

【別途工事】
土木工事（地盤改良施工済）
土木電気設備工事
土木機械設備工事

Ⅱ．建築工事仕様

１．共通仕様
（１）　図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部制定「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（平成２５年版）」（以下、「標準仕様書」という。）による。ただし、アスベスト成形板の処理等は、国土交通省官房官庁営繕部制定「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（平成２５年版）」（以下「改修標準仕様書」という。）による。
（２）　請負者は完了検査（中間検査含む）の検査には、特定行政庁（建築主事等）が求める検査に必要な資料等（報告書等）を用意すること。

２．特記仕様
（１）　項目は番号に○印のついたものを適用する。
（２）　特記事項は◎印のついたものを適用する。
○印のつかない場合は、※印のついたものを適用する。
◎印と※印のついた場合は共に適用する。
（３）　項目に記載の（　　）内表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。［　　］内表示番号は、改修標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を表す
（４）　G印は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（以下「グリーン購入法」という。）の特定調達品目を示す。　判断基準は「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（平成２６年２月）」（環境省のホームページからダウンロード可能）による。ただし、東日本大震災の影響により、特定調達品目の使用が困難な場合には、監督職員と協議するものとする。
（５）　標準仕様書で「特記がなければ、」以降に具体的な材料・品質性能・工法・検査方法等を明示している場合において、それらが関係法令の改正等により（条例を含む）抵触する場合には、関係法令等の遵守（１．１．１３）の規定を優先する。
（６）　材料及び製造所等の記載は順不同である。

章		項　目	特　記　事　項
一般共通事項	① 1	適用基準等	※建築工事標準詳細図　国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修（平成２５年版）（以下「標準詳細図」という） ※工事写真の撮り方（改訂第３版）建築編　国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
	2	電気保安技術者（1．3．3）	適用する
	3	工事安全計画書（1．3．7）	建築工事安全施工技術指針及び建設公衆災害防止対策要綱を参考に、工事安全計画書を監督職員に提出する
	4	発生材の処理等（1．3．8）	・引き渡しを要するもの（　　） ・現場において再利用を図るもの（　　） ○再生資源化を図るもの ○コンクリート塊　・アスファルトコンクリート塊　○建設発生木材
	5	環境への配慮（1．4．1）	化学物質を放散させる建築材料等 本工事の建物内部に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の１）から５）を満たすものとする １）合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、ＭＤＦ、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、仕上げ塗材及び壁紙はホルムアルデヒドを放散させないか、放散が極めて少ないものとする ２）保温材、緩衝材、断熱材はホルムアルデヒド又はステレンを放散させないか、放散が極めて少ないものとする ３）接着剤はフタル酸ジ－ｎ－ブチル及びフタル酸ジ－２－エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散させないか、放散が極めて少ないものとする ４）塗料はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散させないか、放散がきわめて少ないものとする ５）１）、３）及び４）の材料等を使用して作られた家具、書架、実験台その他の什器等は、ホルムアルデヒドを放散させないか、放散が極めて少ないものとする また、設計図書に規定する「ホルムアルデヒド放散量」は、次のとおりとする ホルムアルデヒド放散量　規制対象外 該当する建築材料 ①ＪＩＳ及びＪＡＳのＦ☆☆☆☆品 ②建築基準法施行令第２０条の７第４項による国土交通大臣認定品 ③下記表示のあるＪＡＳ適合品 ａ．非ホルムアルデヒド系接着剤使用 ｂ．接着剤等不使用 ｃ．非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない材料使用 ｄ．ホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用 ｅ．非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料使用 ｆ．非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用 ホルムアルデヒド放散量　第三種 該当する建築材料 ①ＪＩＳ及びＪＡＳのＦ☆☆品 ②建築基準法施行令第２０条の７第３項による国土交通大臣認定品 ③旧ＪＩＳのＥ☆品 ④旧ＪＡＳのＦｃｏ品 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成１２年法律第１００号）に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針における公共工事の配慮事項に留意すること。
	6	材料の品質等（1．4．2）	本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に定める品質及び性能を有するもの又は同等のものとする。ただし、製造業者等が記載されている場合に同等品を使用する場合は、あらかじめ監督職員の承認を受ける ＪＩＳ又はＪＡＳマーク表示のない材料及びその製造業者等は、 別表に示す材料・機材等の製造業者等は、次の（１）から（６）すべての事項を満たすものとし、この証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたことを示す書面を提出して監督職員の承認を受ける （１）品質及び性能に関する試験データが整備されていること （２）生産施設及び品質の管理が適切に行われていること （３）安定的な供給が可能であること （４）法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること （５）製造又は施工の実績があり、その信頼性があること （６）販売、保守等の営業体制が整えられていること（なお、システムとして機能するものにあっては、システムの構築能力があり、現場で施工体制が整えられていること）

	7	**特別な材料の工法**	標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法は、当該製品等の指定工法による
	⑧	技能士（1．5．2）	
	9	化学物質の濃度測定（1．5．9）	図示した室のホルムアルデヒド、スチレン、トルエン、キシレン、エチルベンゼンの室内濃度を測定し、厚生労働省が定める指針値以下であることを確認し、監督職員に報告する パッシブ型採取機器を用いて、次の要領で測定及び分析を行う ①３０分間換気 測定対象室のすべての窓及び扉（造り付け家具、押し入れ等の収納部分の扉を含む）を開放し、３０分間換気する ②５時間閉鎖 ①の後、測定対象室すべての窓及び扉を５時間閉鎖する。ただし、造り付け家具、押し入れ等の収納部分の扉は開放したままとする ③測定 イ　②の状態のまま測定する ロ　測定時間は、原則として２４時間とする。ただし、工程等の都合により、２４時間測定が行えない場合は、８時間測定とする。なお、８時間測定の場合は、午後２時～３時が測定時間帯の中央となるよう、１０時３０分～１８時３０分までの時間帯で測定する ハ　測定回数は１回とし、複数回の測定は不要とする ④分析 測定対象化学物質を採取したパッシブ型採取機器を分析機関に送付し、濃度を分析する ⑤その他 監督職員から測定方法に関する注意事項等の指示を受けること
	⑩	完成写真	下記のものを監督職員に提出する 分類・規格 ／ 撮影箇所 ／ 部数 ／ 原板の大きさ（㎜） カラー　※キャビネ版 ／ 箇所 ／ 2部 ／ ※１００ｘ１２５以上 （原版共）・全紙パネル（４２５ｘ５２５㎜程度） ／ 箇所 ／ 2部 ／ ・２４ｘ３６以上 原版共カラー、電子データ化（ＣＤ－Ｒ等）し、全て提出する 撮影業者は建築完成写真の撮影実績がある者で、監督職員の承諾をする撮影業者とする 電子データ（２００万画素以上、３００ｄｐｉ以上）は、ＲＧＢ（フルカラー）、ＪＰＥＧ形式最高画質とする 上記のほか、監督職員指示の箇所をデジタルカメラにより撮影し、提出すること 電子データ等の提出形式及び方法等は監督職員の指示による
	⑪	完成時の提出図書（1．7．1~3）	完成図（製本）及び原版　◎ 提出要　　表1．7．1 完成図を提出する場合は、下記によるほか監理者の指示による。 提出様式　１）～８）Ａ４ 黒表紙金文字製本　３部数 １）、２）　Ａ４ 二つ折　３部数 １）、２）　Ａ２ 二つ折　１部数 原図　１部 ＣＡＤデータ　◎ 提出要　○ 提出不要　○ 既存完成図の修正 貸与　◎ 有　○ 無 完成データの提出　◎ 要　○ 不要 １）竣工図 ２）施工図 ３）機器完成図 ４）取扱説明書 ５）各種機器試験成績表 ６）現地試験調整成績書 ７）官公署提出書類 ８）その他必要なもの 完成図一式を電子データとし提出すること。 （図面はＪＷ－ＣＡＤデータ.完成図書はＰＤＦデータに変換して提出すること。） 注）貸与するＣＡＤデータは、当該工事における施工図又は完成図の作成以外に使用してはならない。
	⑫	施工図及び施工計画書（1．7．2）	提出した施工図及び施工計画書の著作に係わる当該建物に限る使用権は、発注者に移譲するものとする
	⑬	設備工事との取り合い	設備機器の位置、取り合い等が検討できる施工図を提出して、監督職員の承諾を受ける
	⑭	設計ＧＬ	※図示による　・（　　）

	⑮	耐荷重及び耐外力	建築基準法に基づき定められた区分等 基準風速　Ｖｏ＝３２ｍ／ｓ 地表面粗度区分　・Ⅰ　・Ⅱ　◎Ⅲ　・Ⅳ 積雪区分　広島県三原市建築基準施行細則第25条による（0.40m）
② 仮設工事	1	足場その他（2．2．4）	足場を設ける場合は、公共建築工事標準仕様書（建築工事編）平成２５年版２．２．４（ｂ）によるほか、設置においては「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の２の（２）手すり据置方式又は（３）手すり先行専用足場方式により行うこと
	2	監督職員事務所（2．3．1）	※設ける　　㎡　・設けない 備品等は、監督職員の指示を受けて設置すること
	3	工事用水	構内既存の施設　※利用できない　・利用できる（※有償　・無償）
	4	工事用電力	構内既存の施設　※利用できない　・利用できる（※有償　・無償）
③ 土工事	1	埋戻し及び盛土（3．2．3）	種別　・Ａ種　※Ｂ種　・Ｃ種　・Ｄ種　　表3．2．1 ・建設汚泥から再生した処理土　G Ｄ種の場合は必要に応じて「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領（案）」により、監督職員と協議の上、六価クロム溶出試験を行う
	2	建設発生土の処理（3．2．5）	※構外指示の場所に処分 ・構内指示場所に敷き均し ・構内指示場所に堆積
④ 地業工事	1	共通仕様（4．2．2）（4．2．4）	試験杭　（　　）本　　位置は構造図による 地盤の平板載荷試験　※行わない ・行う　（　　）箇所 位置、深さ、対象地盤及び最大載荷荷重は構造図による 試験の方法、報告書の記載事項等は構造図による
	2	既製コンクリート杭地業（4．3．2~7）	材料 ※遠心力高強度プレストレストコンクリート杭（ＰＨＣ杭） ・外殻鋼管付きコンクリート杭（ＳＣ杭） ・プレストレス鉄筋コンクリート杭（ＰＲＣ杭） ・

	符号	杭径（㎜）	杭長（m）及び杭種別	継手数	本数	コンクリート強度（Ｎ／㎟）	長期設計支持力（ｋＮ／本）	備考
試験杭			上杭					
			中杭					
			下杭					
本杭			上杭					
			中杭					
			下杭					

ＳＣ杭の鋼管　・ＳＫＫ４００　・ＳＫＫ４９０　・ＳＴＫ４００　・ＳＴＫ４９０
ＳＣ杭の板厚　※構造図による
ＰＨＣ杭の種別　・Ａ種　・Ｂ種　・Ｃ種
ＰＲＣ杭の種別　・Ⅰ種　・Ⅱ種　・Ⅲ種　・Ⅳ種
なお、特定場込杭工法における杭材料はＪＩＳ又は認定条件に適合するものとする

先端部材形状　　※開放形　・閉そく平たん形
ネガティブフリクション対策
※不要　　・要（構造図による）
杭の継手　　・溶接継手
・機械式無溶接継手　（※建築基準法に基づき評定等を受けたもの）
機械式無溶接継手は評定等により定められた項目の検査を行う
施工は評定等に記された施工管理基準による
杭頭の処理　　※切断しない　・
杭頭の中詰材料　　※コンクリート（基礎コンクリートと同仕様）
支持地盤　　※構造図による
施工方法
※特定場込み杭工法　　・セメントミルク工法
・Ｈ１３国交告１１１３号第６による支持力算定式でα＝２５０程度を採用できる工法
・Ｈ１３国交告１１１３号第６による支持力算定式でα＝　、β＝　　、γ＝
を採用できる工法
工法　　・プレボーリング拡大根固め工法　・中掘り拡大根固め工法
杭周固定液の使用　　・する　　・しない
杭の精度
水平方向の位置ずれ　　・杭径の１／４かつ１００mm以下　・
杭の傾斜　　・１／１００　　・評定条件または認定条件による　・

	3	場所打ちコンクリート杭地業（4．5．2~6）	施工管理技術者　※適用する 杭断面・長期許容支持力

	符号	軸径（㎜）	杭長（m）	拡底径（㎜）	セット数	長期設計支持力（ｋＮ／本）	備考
試験杭							
本杭							

材料　　表4．5．1
コンクリートの種別及び設計基準強度
（　　）種かつ　（　　）Ｎ／mm²以上
構造体コンクリート強度と供試体の強度差を考慮した割り増し　・行う　３Ｎ／mm²　・※行わない
気温によるコンクリート強度の補正（Ｔ）　　・行う　※行わない
セメントの種類　　※高炉セメントＢ種　S
鉄筋の種類　　※５章鉄筋工事の鉄筋の種類による
鋼管巻きの材料　　・ＳＫＫ４００　・ＳＫＫ４９０　・ＳＴＫ４００　・ＳＴＫ４９０
鋼管径・板厚・長さ　　※構造図による

掘削工法　・アースドリル工法（※安定液使用　・無水掘削　）
・リバース工法
・オールケーシング工法（孔内の水張　・行う　・行わない）
併用する工法　・場所打ち鋼管コンクリート杭工法
・拡底杭工法　（※安定液使用　・　　）
孔壁測定　　※行う
測定方法　※超音波測定器
測定場所　　※試験杭（　　）箇所及び本杭（　　）箇所
・行わない
支持地盤　　※構造図による
帯筋　　※構造関係共通事項　６．２（ａ）（３）⑥（ロ）による
・構造図による
鉄筋かごの補強　※構造図による
鉄筋の最小かぶり厚さ　・１００mm　・

	4	直接基礎	支持地盤の設計支持力度　・（　　）ｋＮ／㎡以上 支持地盤　　※構造図による
	⑤	砂利地業（4．6．2~3）	材料　　※再生クラッシャラン　G　・切込み砂利及び切込み砕石 厚さ及び使用範囲 厚さ ／ 使　用　範　囲 ◎６０ ／ 基礎下、地中梁下、１階スラブ下、ハンドホール下 ○１００ ／ 出入口犬走り
	⑥	捨てコンクリート地業（4．6．4）	コンクリートの仕様　※　コンクリート工事無筋コンクリートによる 厚さ及び使用範囲 厚さ ／ 使　用　範　囲 ※５０ ／ 基礎下、地中梁下、１階スラブ下、ハンドホール下 ・ ／
	7	床下防湿層（4．6．5）	施工範囲　　※建物内の土間スラブ及び土間コンクリート下（ピット下を除く） 防湿工法　　※ポリエチレンフィルム厚さ０．１５㎜以上　・ 防湿層の位置　　※図示による
	△8	地盤改良（別途工事　施工済）	工法　○浅層混合処理工法 適用範囲、仕様及び計測、試験は構造図による ・深層混合処理工法 適用範囲、仕様及び計測、試験は構造図による
	9	置換コンクリート地業（ラップルコンクリート地業）	形状　　※構造図による 支持地盤の長期設計支持力　・（　　）（ＫＮ／㎡） 支持地盤　　※構造図による コンクリートの仕様　　※コンクリート工事　無筋コンクリートによる 型枠使用の有無　　・無し　※有り
⑤ 鉄筋工事	1	鉄筋の種類（5．2．1）	表5．2．1 規格の名称 ／ 種類の記号 ／ 使用箇所 ／ 呼び径（㎜） ／ 備考 異形鉄筋（鉄筋コンクリート用棒鋼） ／ ※ＳＤ２９５Ａ ／ ／ ※Ｄ１６以下 ／ ※ＳＤ３４５ ／ ／ ※Ｄ１９以上 ／
	2	溶接金網（5．2．2）	種類の記号 ／ 使用箇所 ／ 呼び径・寸法・形状（㎜）
	3	圧接完了後の試験（5．4．9）	外観試験　　※行う　（全数） 抜取試験　　※超音波探傷試験　・引張試験
	4	鉄筋の継手（5．3．4）	継手の工法 部位 ／ 継手工法と適用径の範囲 ・柱主筋 ／ ※ガス圧接（Ｄ１９以上） ・梁主筋 ／ ※ガス圧接（Ｄ１９以上） ・基礎スラブ、耐圧スラブ ／ ・ガス圧接（　　） ・土圧壁など ／ ・重ね継手（　　） ・耐震壁 ／ ※重ね継手 ・杭主筋 ／ ※重ね継手 鉄筋の継手位置　・構造関係共通事項による　・構造図による 鉄筋の継手長さ　※４０ｄと標準仕様書　表５．３．２の重ね継手長さのうち、大きい値とする。 ・４０ｄ　・
	5	基礎梁主筋の継手	・構造関係共通事項　図５．２による（※全て　・構造図による　・　　） ・構造関係共通事項　図５．３による（※全て　・構造図による　・　　） ・構造関係共通事項　図５．４による（※全て　・構造図による　・　　）
	6	鉄筋の定着長さ（5．3．4）	※４０ｄと標準仕様書　表５．３．４の定着長さのうち大きい値とする ・４０ｄ　・
	7	耐久性不利な箇所の鉄筋の最小かぶり厚さ（5．3．5）	耐久性上不利な箇所の鉄筋の最小かぶり厚さは下表による 施工箇所 ／ 構造関係共通図の値に加える寸法（㎜） ・柱、梁、壁及び庇などの外気に接する打ち放し面 ／ ※　１０　・
	8	各部配筋	※構造関係共通事項による　・
	9	帯筋	※Ｈ形　　構造関係共通事項　図６．２（ａ）①Ｈ形による （※全て　・構造図による　・　　） ・Ｗ－Ｉ形　構造関係共通事項　図６．２（ａ）②Ｗ－Ｉ形による （※全て　・構造図による　・　　） ・ＳＰ形　　構造関係共通事項　図６．２（ａ）⑤ＳＰ形による （※全て　・構造図による　・　　）
	10	壁開口部の補強	一般壁　　・Ａ形　　構造関係共通事項　表８．３による （※全て　・構造図による　・　　） ※Ｂ形　　構造関係共通事項　表８．４による （※全て　・構造図による　・　　） ・構造図による 耐震壁　　※構造図による
	11	梁貫通孔の補強形式	※Ｈ形　　構造関係共通事項　表１１．１による （※全て　・構造図による　・　　） ・Ｍ形　　図示による （※全て　・構造図による　・　　） ・ＭＨ形　　図示による （※全て　・構造図による　・　　） ・構造図による
	12	構造（耐震）スリット	耐震スリットの設置箇所　※構造図による　・ 方式　　※完全　・部分 形状　　※構造図による 耐火、遮音、防水処理への配慮 適用箇所　　※意匠図による　・ 仕様　　※意匠図による　・ 耐震スリット部詳細　　※図示による　・
	13	特殊な鉄筋継手	機械式継手 使用箇所　　※構造図による 性能（Ｈ１２建告第１４６３号に適合するもの） ・Ａ級　・ 機械式継手の種類 ・グラウト材必要　・グラウト材不要

図面番号	A-01 ／ 縮尺 ————
事業名	平成26年度 久井簡易水道事業
工事名称	吉田調整池ポンプ棟築造工事
種　別	特記仕様書１
工事箇所	三原市久井町吉田
三原市水道部	

この図面は、実際の図面を約50%に縮尺している

⑥ コンクリート工事

① コンクリートの種類及び強度 (6．1．3~4) (6．2．1~3)

※普通コンクリート

設計基準強度 Fc（N／mm²）	気乾単位容積質量（t／m³）	スランプ（cm）	施工場所
⊙21 ※24 ・	2．3程度	※15 ・18	建物躯体 （基礎、基礎梁、土間スラブ）
		※18	建物躯体 （基礎、基礎梁、土間スラブ以外）
・18	2．3程度	※15 ・18	

② レディーミクストコンクリート (6．1．5) (6．4．1~2)

※Ⅰ類（ＪＩＳ　Ａ５３０８「レディーミクストコンクリート」に適合）　表6．1．1
・Ⅱ類

③ セメントの種類 (6．3．2)　表6．3．1

セメントの種類	施工場所
※普通ポルトランドセメント又は混合セメントのＡ種	
・高炉セメントＢ種 G	

普通ポルトランドセメントの品質は、ＪＩＳ　Ｒ５２１０に示された規定の他、次の規定の全てに適合するものとする。ただし、無筋コンクリートに用いる場合を除く

水和熱	
7日目	352Ｊ／ｇ以下
28日目	402Ｊ／ｇ以下

④ 骨材の種類 (6．3．3) (6．5．4)

アルカリシリカ反応による区分
※Ａ
・Ｂ　（※コンクリート中のアルカリ総量 Ｒｔ＝３．０ｋｇ／m³ 以下）

⑤ 混和材料 (6．3．5)

※ 混和剤（ＪＩＳ　Ａ６２０４に適合するＡＥ剤、ＡＥ減水剤又は高性能ＡＥ減水剤）
・ 混和材（ＪＩＳ　Ａ６２０１に適合するフライアッシュのⅠ種又はⅡ種、ＪＩＳ　Ａ６２０６に適合する高炉スラグ微粉末又はＪＩＳ　Ａ６２０２に適合する膨張材）

⑥ 無筋コンクリート (6．14．2~3)

適用箇所　※捨てコンクリート、防水層の保護コンクリート
設計基準強度Ｆｃ（Ｎ／mm²）　※18
セメントの種類　※普通ポルトランドセメント又は混合セメントＡ種
・高炉セメントＢ種 G

⑦ ひび割れ誘発目地打継目地 (6．6．3) (6．9．2~3)

目地寸法　※9．6．3（a）（1）による　・
間隔　※図示による　・
位置　※図示による　・
ひび割れ誘発目地、打継目地の深さ寸法は、打増し厚さ部で処理する

⑧ コンクリートの仕上り (6．2．5) (6．6．6) (6．9．3)　表6．2．3

種類	適用箇所
・Ａ種	
⊙Ｂ種	外壁
⊙Ｃ種	内壁

⑨ 型枠 (6．9．2~4)

外部に面するコンクリート打放し仕上げの打増し厚さ　※20mm　・意匠図による
せき板の材料　※合板
・床型枠用鋼製デッキプレート
施工範囲　※構造図による　・
スリーブ材　※標準仕様書6．9．3（ｉ）（2）　・図示
コンクリートの打増し厚さ　※10mm
断熱材兼用型枠
・使用する　※25mm以下かつ熱抵抗値1mh℃／kCａｌ以上
・
・使用しない
メッシュ型枠
・使用する
使用部位　図示による
・使用しない

⑩ 型枠の在置期間及び取外し (6．9．5)

※6．9．5による

⑪ 外壁タイル後張り面の打増し (6．9．3)

コンクリートの打増し厚さ　※20mm　・
施工範囲　・図示

⑫ コンクリートの単位水量測定

・行わない
・行う
実施要領　・構造図による
※構造関係共通事項による

⑦ 鉄骨工事

① 鉄骨の製作工場 (7．1．3)

製作工場の加工能力
※建築基準法第７７条の５６第１項に基づき国土交通大臣から性能評価機関として認可を受けた
（株）日本鉄骨評価センター及び、（株）全国鉄骨評価機構（旧（社）全国鉄構工業協会）
の「鉄骨製作工場の性能評価基準」に定める「（　）グレード」と
して国土交通大臣から認定を受けた工場又は同等以上の能力のある工場
・監督職員の承諾する製作工場

② 施工管理技術者 (7．1．3~4) (7．6．2) (7．12．2)

※適用する　・適用しない

③ 鋼材 (7．2．1)　表7．2．1

種類の記号	使用箇所	規格等
		※ＪＩＳ規格による
		※ＪＩＳ規格による
		※ＪＩＳ規格による
		※ＪＩＳ規格による

④ 高力ボルト (7．2．2) (7．4．2)

区分
※トルシア形高力ボルト　２種（Ｓ１０Ｔ）建築基準法に基づき認定を受けたもの
・ＪＩＳ形高力ボルト　２種（Ｆ１０Ｔ）
高力ボルトの径　※構造図による
すべり係数試験　※行わない　・行う

⑤ 溶融亜鉛めっき高力ボルト (7．2．2) (7．12．4)

セットの種類
※1種（Ｆ８Ｔ相当）建築基準法に基づき認定を受けたもの
摩擦面の処理
※ブラスト処理（表面粗度５０μmＲｚ以上）
・りん酸塩処理
すべり耐力等の確認方法　※構造図による

⑥ 普通ボルト (7．2．3)

ボルト及びナットの材料等　※表７．２．３による
座金　※表７．２．３（ｄ）による

⑦ アンカーボルト (7．2．4) (7．10．3)

材質
・構造用　・ＳＮＲ４００Ｂ　・ＳＮＲ４９０Ｂ
・建方用　・ＳＳ４００　・
アンカーボルト及びナットのねじの種類の規格、ねじの等級の規格及び仕上げ
・構造用　※ＪＳＳⅡ－１３－２００４「（社）日本鋼構造協会規格／建築構造用転造ねじアンカーボルト・ナット・座金のセット」
・
・建方用　※普通ボルトによる
・
保持及び埋込み工法　表7．10．1
・構造用　※構造図による
・建方用　・表７．１０．１　（・Ａ種　※Ｂ種　・Ｃ種）　による

⑧ ターンバックル (7．2．6)

種類
建築用ターンバックル胴　※割枠式　・
建築用ターンバックルボルト　※羽子板ボルト　・
ボルトの呼び　※構造図による　・
ボルトの材質　・Ｆ１０Ｔ　※Ｆ８Ｔ

⑨ デッキプレート (7．2．7)

材質、形状及び寸法　※構造図による

⑩ スタッドボルト

※頭付スタッド（ＪＩＳ　Ｂ１１９８）

径（呼び名）	長さ（呼び長さ）mm	使用箇所
16φ	・80　・100　・120	
19φ	・80　・100　・130　・150	
22φ	・80　・100　・130　・150	

⑪ 柱底均しモルタル (7．2．9) (7．10．3)

モルタルの種別
※無収縮モルタル
無収縮モルタルの材料及び調合
※7．2．9（b）（1）~（3）による
無収縮モルタルの品質及び試験方法
※表７．２．６による
工法の種別
※表７．１０．２（※Ａ種［モルタル厚さ５０］　・Ｂ種［モルタル厚さ３０］）による
・図示による

⑫ 製作精度 (7．3．3)

※（社）日本建築学会「ＪＡＳＳ　６鉄骨工事」付則６［鉄骨精度検査基準］による

⑬ 仮組 (7．3．10)

※行わない　・行う

⑭ 高力ボルト接合

スプライスプレートの材質　※鋼材の鋼種はＳＮ－Ｂとし、引張強さによる区分は母材と同等とする
フィラープレートの材質　※ＳＳ４００とする

⑮ 溶接接合 (7．6．4) (7．6．7)

開先の形状　※構造関係共通事項（５）３．溶接継手の種類別開先標準　による
・構造図による
スカラップの形状　※構造関係共通事項（６）５．鉄骨溶接施工（３）　による
・構造図による
鋼製エンドタブの切除する割分　※全て　・（　）
完全溶込み溶接部の余盛り高さ　※（社）日本建築学会「ＪＡＳＳ　６鉄骨工事」付則６［鉄骨精度検査基準］付表３［溶接］による
エンドタブ・裏あて金　※鋼材の鋼種はＳＮ－Ｂとし、引張強さによる区分は母材と同等とする

⑯ 入熱パス間温度の溶接条件

鋼材と溶接材料の組合せと溶接条件
※構造関係共通事項による　・図示
適用箇所
※ 柱、梁、ブレースのフランジ端部の完全溶込み溶接部
・図示による

⑰ 溶接部の試験 (7．6．11)　表7．6．2~4

完全溶込み溶接部の超音波探傷試験
※行う　・行わない
工場溶接の場合
ＡＯＱＬ　※４．０％　・２．５％

節	※全て	・	・	・	・
検査水準	※第６水準	・	・	・	・

工事現場溶接の場合
ＡＯＱＬ　※４．０％　・２．５％
割れの疑いのある表面欠陥においては、浸透探傷試験及び磁粉探傷試験を行う

突合せ継手の食い違い仕口のずれの検査
独立行政法人建築研究所監修
「突合せ継手の食い違い仕口のずれの検査・補強マニュアル」による
・製作取り検査１　※抜き取り検査２

⑱ 耐火被覆 (7．9．2~7)

種別

種別	材料・工法	適用箇所（部位・部分）
・耐火材吹付け	・乾式吹付けロックウール	
	・半乾式吹付けロックウール	
	・湿式ロックウール	
	・	
	・	
・耐火板張り	・繊維混入けい酸カルシウム板	
	・	
・耐火材巻付け	・高耐熱ロックウール	
	・	
ラス張りモルタル塗り	－	

材料及び工法は、建築基準法に基づき指定又は認定を受けたものとする

性能

性能	適用箇所（部位・部分）

⑲ 建方精度 (7．10．2)

※（社）日本建築学会「ＪＡＳＳ　６鉄骨工事」付則６［鉄骨精度検査基準］
付表【工事現場】による

⑳ 錆止め塗装 (7．8．1~4)

塗料の種別
亜鉛めっき鋼面の錆止め塗料
※18．３．２　表18．３．２のＡ種　・
・ＥＰ－Ｇの適用箇所は18．３．２　表18．３．２のＣ種　・
耐火被覆材の接着する面への塗装
・行う
適用箇所　※構造図による　・
塗装の種別　※構造図による　・
※行わない

㉑ 溶融亜鉛めっき工法 (7．12．1~6)

※第７章１２節による

⑧ コンクリートブロック・ALCパネル・押出成形セメント板工事

① コンクリートブロック (8．2．2) (8．2．5) (8．3．2)　表8．3，1

適用箇所	断面形状及び圧縮強さによる区分
間仕切壁、地下二重壁、外壁、塀	※空洞ブロック１６　・空洞ブロックＷ－１６
衛生配管用裏積みブロック	※空洞ブロック０８　・空洞ブロック１６

厚さ　図示による

② ＡＬＣパネル (8．4．2~5)　表8．4．2~4

種類	厚さ（mm）	単位荷重（N／m²）	耐火性能	工法種別
・外壁用	※１００　・		・	・Ａ種・Ｂ種・Ｃ種
・間仕切用	１００		・	・Ｂ種・Ｃ種・Ｄ種・Ｅ種
・屋根用	※１００　・		・３０分	・Ｆ種
・床用	・１００・１５０		・６０分 ・１２０分	・Ｆ種

外壁パネルの工法
建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法を施工計画書として提出する
外壁パネルの出隅及び入隅のパネル接合部、並びにパネルと他部材との取合い部の
目地幅（mm）　※２０　・
伸縮目地への耐火目地材の充填　・適用する

③ 押出成形セメント板（ＥＣＰ） (8．5．2~4)　表8．5．1~2

	表面形状	厚さ（mm）	耐火性能	取付工法の種別
・外壁	※フラットパネル	・５０　・６０	・	・Ａ種　・Ｂ種
	・デザインパネル（図示）	・５０　・６０	・	
・間仕切壁	※フラットパネル	・５０　・６０	・	Ｂ種　・Ｃ種
	・デザインパネル（図示）	・５０　・６０	・	

外壁パネルの工法
建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法を施工計画書として提出する

⑨ 防水工事

① アスファルト防水 (9．2．2~5)

アスファルトの種類　３種
防水層の下地のモルタル塗り　・適用する（施工範囲　・図示　・　）

屋根保護防水　表9．2．3~6

種別	施工箇所	断熱材 G	絶縁用シート	立上り部の保護
・Ａ－１		※ポリスチレンフォーム 厚さ　0.15mm以上 ・	※乾式保護材 ・コンクリート押え	
・Ａ－２				
・Ｂ－１				
・Ｂ－２				
・ＡＩ－１		※押出法ポリスチレンフォーム ３種ｂスキン層付 厚さ　※25mm・50 ・	※フラットヤーンクロス 70ｇ／m²程度 ・	
・ＡＩ－２				
・ＢＩ－１				
・ＢＩ－２				

断熱材は、原則としてグリーン購入法における特定調達品目を使用すること

屋根保護防水断熱工法の断熱材（オゾン層破壊物質を含まないもの。また、長期的に断熱性能を保持しつつ、可能な限り地球温暖化係数の小さい物質が使用されていること）G
材質　※押出法ポリスチレンフォーム３種ｂスキン層付（ＪＩＳ　Ａ９５１１）
厚さ　※２５mm　・
防水立上がり部の保護
※乾式保護材
無石綿繊維質原料等を主原料として板状に押出成形し、オートクレーブ養生したもの（窯業系パネル）とし、寸法は図示による
品質・性能等
寸法の許容差　厚さ：－５~＋１０%、幅：±１%
曲げ強さ、曲げモーメント（Ｎ・cm）（スパン５０cmにおける単位幅１cmあたりの曲げモーメント）標準時４５０以上、凍結融解完了時（試験サイクル数）３２０以上（２００）耐凍結融解性能（試験サイクル数：上記）試験後、著しい割れや剥離がなく外観上異常がないこと
吸水性　（２０%以下）　吸水による長さ変化率（０．０７%以下）
耐火性能　不燃
耐衝撃性　高さ１．０mから試験体の弱点部に５００ｇのおもりを落としたとき、裏面に達する穴があかないこと
出荷時の含水率　１０%以下
・れんが

屋根露出防水　表9．2．7

種別	施工箇所	種別	施工箇所
・Ｄ－１		・Ｄ－２	

屋根露出防水　表9．2．8

種別	施工箇所	種別	施工箇所
・Ｅ－１		・Ｅ－２	

保護層　・設ける（図示）

② 改質アスファルトシート防水 (9．3．2~3)　表9．3．1

工種による種別	施工箇所	改質アスファルトシート		
		種類		厚さ（mm）
・ＡＳ－１		下層用	※非露出複層防水用Ｒ種 ・	※２．５mm以上 ・
		上層用	※露出複層防水用Ｒ種 ・	※３．０mm以上 ・
・ＡＳ－２		※露出単層防水用Ｒ種 ・		※４．０mm以上 ・

③ 合成高分子系ルーフィングシート防水 (9．4．2~3)　表9．4．1

防水層の種類

種別	施工箇所	ルーフィングシートの厚さ（mm）	絶縁用シートの材種	仕上塗料
・Ｓ－Ｆ１		※１．２ ・		・カラー ※シルバー
・Ｓ－Ｆ２		※２．０ ・		
・Ｓ－Ｍ１		※１．５ ・	※発泡ポリエチレンシート ・	・カラー ※シルバー
・Ｓ－Ｍ２		※１．５ ・		
・Ｓ－Ｍ３		※１．２ ・	※発泡ポリエチレンシート ・	

機械的固定工法の場合の一般部のルーフィングシートの張付け
建築基準法に基づき定まる風圧力に対した工法を施工計画書として提出する

④ 塗膜防水 (9．5．3)　表9．5．1~2

防水層の種類

種別	施工箇所	備考
・Ｘ－１		仕上げ塗料塗り　・カラー
・Ｘ－２		※シルバー
・Ｙ－１	※地下外壁防水	
・Ｙ－２	※屋内防水	Ｙ－２の保護層　・設ける

⑤ ケイ酸質系塗布防水

防水種別　※ＣＵＩ
規格　※ＪＡＳＳ８　Ｔ－３０１
施工箇所
記載のない事項は、製造所の仕様による他、日本建築学会ＪＡＳＳ８防水工事最新版による

⑥ 脱気装置

防水種別	脱気装置の種類	材質	設置数量
Ｄ－１ Ｄ－２	※製造所の仕様による ・	※製造所の仕様による ・	※製造所の仕様による ・
Ｘ－１	・平面部脱気型	・ポリエチレン樹脂 ・ＡＢＳ樹脂 ・ステンレス ・鋳鉄 ・	（　）個／m²
	・立上り部脱気型	・合成ゴム ・塩化ビニル樹脂 ・ステンレス ・銅 ・	（　）個／m²

⑦ シーリング用材料 (9．6．2)

種類及び施工箇所（図示以外は（表９．６．１）による）
シーリング面への仕上塗材仕上げ等　※行わない　・行う

⑧ シーリング材の試験 (9．6．5)

接着性試験
※簡易接着性試験　・引張接着性試験

１０ 石工事

① 石材 (10．2．1)

種類　※天然石　・人工石
品質　※１等品（床以外）　※２等品（床）
形状、寸法及び厚さ　※図示による
石材の種類及び表面仕上げ　表10．2．1~2

施工箇所	種類（産地、名称）	仕上げの種類	表面処理・裏打ち材の有無

② 取付け金物 (10．2．2)

乾式工法用金物の種類　・スライド方式　・ロッキング方式　表10．2．4

③ その他の材料 (10．2．3)

・石裏面処理材　（　）
・裏打ち処理材　（　）
・ドレンパイプの材質　（　）
・金物固定充填材料　（　）

１１ タイル工事

① 伸縮調整目地及びひび割れ誘発目地 (11．1．3)

外壁　※図示による　・表１１．１．１による　・耐震スリット部

② 材料 (11．2．1)

タイルの形状、寸法等

主な用途による区分	形状寸法（mm）	再生材の適用 G	吸水率による区分 Ⅰ類	Ⅱ類	Ⅲ類	うわぐすり 施ゆう	無ゆう	役物 あり	なし	色 標準	特注	耐凍害性 あり	なし	備考
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	

当該商品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は、あらかじめ監督職員の承諾を受けること

役物使用箇所　※各部の形状は図示による

内装	（標準一体成型品以外は接着成型品とする）
外装	出隅、天端出隅、窓台、マグサ

タイルの試験張り　※行わない　・行う（　）
タイルの見本焼き　※行わない　・行う（　）
有機質接着剤のホルムアルデヒド放散量　※規制対象外　・第三種

③ 外部陶磁器質タイル後張り (6．9．3) (11．3．3)

施工箇所　※庁舎外壁（ホールを含む）　・図示による
適用タイル　・小口タイル　・二丁掛タイル　・
躯体表面処理　※２階以上を行う　・行わない
躯体表面処理工法の種類
※目荒し工法
高圧水洗による目荒しは、５０Ｍｐａ以上の水圧で２．５分／m²程度とし、仕上がり面の程度は監督職員の承諾を受ける
施工箇所の躯体打増しは、図示による
・ＭＣＲ工法
ＭＣＲ工法の仕様はシート製造所若しくは販売店の仕様による
施工箇所の躯体打増し厚さ及び範囲は、図示による
下地モルタル塗り　※モルタル　・ポリマーセメントモルタル　・行わない
ポリマーセメントモルタルの調合は、１５．２．３（ｄ）による
工法　※密着張り　・改良圧着張り　・改良積上張り　・モザイクタイル張り　表11．3．2

④ 内部陶磁器質タイル後張り (11．3．3)

施工箇所　※便所等　・図示による
適用タイル　・内装陶器質タイル　・５０角モザイクタイル　・
下地モルタル塗り　※モルタル　・ポリマーセメントモルタル　・行わない
ポリマーセメントモルタルの調合は、１５．２．３（ｄ）による
工法　※壁タイル接着剤張り　・改良積上げ張り　・　表11．3．2

図面番号	A-02	縮尺	————
事業名	平成26年度 久井簡易水道事業		
工事名称	吉田調整池ポンプ棟築造工事		
種別	特記仕様書２		
工事箇所	三原市久井町吉田		
三原市水道部			

この図面は、実際の図面を約50%に縮尺している

12 木工事

1 表面仕上げ （12．1．4）

・Ａ種　※Ｂ種　・Ｃ種

2 木材 G （12．2．1）

代用樹種を使用できない箇所（　　）
保存処理木材　・使用する（使用箇所　　）
間伐材等　・使用する（使用箇所　　）
現場搬入時の木材の含水率　※Ａ種　・Ｂ種
造作材の材面の品質の基準　※Ａ種　・Ｂ種
構造材及び下地材の品質の基準　※標準仕様書12.2.1（ｂ）（3）による

3 集成材 G （12．2．2）

ホルムアルデヒド放散量　※規制対象外　・第３種

・構造用集成材

施工箇所	強度等級	材面の品質	使用環境	樹種名	寸法（mm）	間伐材等の適用
		・１種　※２種　・３種	・１　・２			・
						・
						・

・構造用単板積層材

施工箇所	区分	使用環境	曲げ性能	水平せん断性能	樹種名	寸法（mm）	間伐材等の適用
	・特級　・１級　・２級	・１　・２					・
							・
							・

・造作用集成材

施工箇所	見付け材面の品質	樹種名	寸法（mm）	間伐材等の適用
	※１等　・２等			・
				・
				・

・化粧ばり造作用集成材

施工箇所	見付け材面の品質	心材の樹種名	化粧薄板の樹種名	化粧薄板の厚さ（mm）	寸法（mm）	間伐材等の適用
	※１等　・２等					・
						・
						・

・単板積層材

施工箇所	表面の品質	防虫処理	寸法（mm）	間伐材等の適用
	・塗装加工 ・加工しない　・１等　・２等　・３等）	・する ・しない		・
				・

4 床張り用合板及びその他の合板 G （12．2．3）（19．7．2）

ホルムアルデヒド放散量　※規制対象外　・第３種　表15．5．1

・普通合板

施工箇所	厚さ（mm）	接着の程度	表板の樹種名	表板の品質	防虫処理	その他の処理	間伐材等の適用
（壁、天井）					・する ・しない	・難燃処理 ・防炎処理	・
（床）	５．５	※１種 ・２種		広葉樹　・１等　※２等 針葉樹　※Ｃ－Ｄ	・する ・しない	・	・
							・

・構造用合板

施工箇所	厚さ（mm）	接着の程度	等級	有効断面係数化	表板の樹種名	表板の品質	防虫処理	間伐材等の適用
（床）	１２．０	・特類 ※１類	・１級 ※２級			※Ｃ－Ｄ ・	・する ・しない	・
								・
								・

・天然木化粧合板

施工箇所	厚さ（mm）	接着の程度	化粧板の樹種名	防虫処理	その他の処理	間伐材等の適用
（壁、天井）	※４．２ ・３．２ ・６．０	・１類 ・２類	・なら ・しおじ	・する ・しない	・難燃処理 ・防炎処理 ・しない	・
						・

・特殊加工化粧合板

施工箇所	厚さ（mm）	接着の程度	表面性能	加工面	単板の樹種名	防虫処理	その他の処理	間伐材等の適用
（壁、天井）	※４．０ ・	・１類 ・２類	・Ｆ ・ＦＷ ・Ｗ ・ＳＷ	・表面 ・両面		・する ・しない	・難燃処理 ・防炎処理 ・しない	・
								・

5 接着剤 （12．2．6）

接着剤に含まれる可塑剤は、難揮発性のものとする。
ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤（以下、「ユリア樹脂等」という）を用いた接着剤のホルムアルデヒド放散量
※規制対象外　・第３種

6 防腐、防蟻処理 （12．2．8～9）

防腐処理　・行う
防蟻処理　・行う（施工範囲　※図示　・　　）
防腐、防蟻処理の種類、品質
表面処理用木材保存（防腐・防蟻処理）剤はクロルピリホスを含有しない薬剤とし、監督職員の承諾するものとする

13 屋根及びとい工事

1 長尺金属板葺 （13．2．1～3）

長尺金属板の種類　表13．2．1
※塗装溶融５５％アルミニウム－亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯（屋根用）（ＣＧＬＣＣＲ－２０－ＡＺ１５０）
・塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯（屋根用）（ＣＧＣＣＲ－２０－Ｚ２５）
・ポリ塩化ビニル被覆金属板（Ａ種、ＳＧ）
・塗装溶融亜鉛－５％アルミニウム合金めっき鋼板及び鋼帯（屋根用）（ＣＺＡＣＣＲ－２０）
・
長尺金属板の厚さ（mm）
一般部　・０．３　・０．３５　※０．４　谷部　・０．３　※０．４
屋根葺き形式　・横葺　・芯木なし瓦棒葺　・立平葺　・あり掛葺
屋根葺き工法を定める専門工事業者　※監督職員の承諾する業者
建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重に対応した工法を施工計画書として提出する

2 折板葺 （13．3．2）

形式　※重ね形又ははぜ締め形　・かん合形
山高　　mm　山ピッチ　　mm
耐力　・１種　・２種　・３種　・４種　・５種
厚さ　※０．８mm　・０．６mm　表13．2．1
材料　※塗装溶融５５％アルミニウム－亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯（屋根用）（ＣＧＬＣＣＲ－２０－ＡＺ１５０）
・塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯（屋根用）（ＣＧＣＣＲ－２０－Ｚ２５）
・ポリ塩化ビニル被覆金属板（ＳＧ　Ａ種）
・塗装溶融亜鉛－５％アルミニウム合金めっき鋼板及び鋼帯（屋根用）（ＣＺＡＣＣＲ－２０）
軒先面戸板　・適用する
変形防止材　・鉄鋼製　・ステンレス製
鉄鋼製の表面処理の上塗り　・行う（　　）　・行わない
表面処理の上塗り　・行う　・行わない
耐火性能　・３０分　・なし
建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重に対応した工法を施工計画として提出する

3 とい （13．5．2～3）

材種　※配管用鋼管　表13．5．1
⊙硬質ポリ塩化ビニル管（ＶＰ）［※ＲＦＶＰ G　・ＶＰ］
・ステンレス管
鋼管製といの防露　※行う（表１３．５．４）　・行わない
ロックウール保温筒及びフェノールフォーム保温筒のホルムアルデヒドの放散量
※規制対象外　・第３種
とい受け金物　※市販品　・表１３．５．２
飾り桝　・
ルーフドレイン　※市販品　・設けない

4 鋼管製といの防露巻工法部等の処理 （13．5．3）

防露部　ステンレス（ＳＵＳ３０４、厚さ０．２mm）で被覆する　表13．5．4
高さ（mm）　床　※１５０　・
天井　※３０　・
防露を行わない場合　ステンレス製シーリングプレートを取付ける（床、天井共）

5 瓦葺き

図示による

14 金属工事

1 あと施工アンカー （14．1．3）

引抜き耐力の確認試験　※機械的簡易引抜試験機による引張試験　・
設計用引張強度　・
表14．2．1

2 アルミニウム及びアルミニウム合金の表面処理 （14．2．2）

種別	施工箇所	種別	施工箇所
Ｂ－１種			
Ｂ－２種			
Ｃ－１種			

他の項目に特記されたものを除く
表14．2．2

3 鉄鋼の亜鉛めっき （14．2．3）

種別	施工箇所	種別	施工箇所
Ａ種			
Ｃ種			

他の項目に特記されたものを除く

4 軽量鉄骨天井下地 （14．4．2～4）

野縁等の種類　屋外　※２５型　・
屋内　※１９型　・２５型
屋外の軒天井、ピロティ天井等
建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法を施工計画書として提出する
天井下地における耐震性を考慮した補強
※１４．４．４（ｈ）による
・天井のふところが３ｍを超える場合　補強箇所　※図示
補強方法　※図示
表14．2．1

5 金属成形板張り （14．6．2～3）

種別	※アルミスパンドレル　・
製法	※押出し　・ロール
寸法（mm）	板幅 板厚
表面処理	Ｂ－１種　・Ｂ－２種
伸縮継手	・設ける（図示による）　※設けない
形状	・図示による　・

6 アルミニウム製笠木 （14．7．2～3）

※押出し形材　表14．7．1
部材の種類　・２５０形（呼称肉厚は１．６以上）
・３００形（呼称肉厚は１．８以上）
・３５０形（呼称肉厚は２．０以上）
表面処理　※Ａ－１種又はＢ－１種　・
隅角部及び突当り部等の役物　笠木製造所の仕様による
・曲げ材
材質　ＪＩＳ　Ｈ４０００による
表面処理　※Ａ－１種又はＢ－１種　・
厚さ（mm）　・２．０　形状は図示による
建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重に対応した工法を施工計画書として提出する

7 手すり （14．8．2）

材料の種別　※配管用鋼管　・ステンレスＳＵＳ３０４（※ＨＬ　・　　）
亜鉛めっき　・行う（※Ｃ種　・　　）　・行わない

8 タラップ （14．8．3）

材料の種別　※ステンレス（ＳＵＳ３０４）

9 サッシ取合い開仕切板

※アルミニウム製（表面処理はアルミニウム製建具の項による）
・鋼板製（溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯　亜鉛の付着量Ｚ１２又はＦ１２）

10 エキスパンションジョイント金物

材質　※アルミニウム製
表面処理　※Ｂ－１種　・Ｂ－２種
クリアランス　※５０　・１００　・１５０
耐火性能　・図示による

15 左官工事

1 吸水調整材 （15．2．2）

※表１５．２．２による　表15．2．2

2 防水剤 （15．2．2）

品質・性能等
防水剤の種類は建築用のモルタルに用いるセメント防水剤とする
膨張性のひび割れおよびそりがないこと（ＪＩＳ　Ｒ５２０１規定９）
混合割合　セメント重量の５％以下（ＪＩＳ　Ａ１４０４）
吸水比　９５％以下（ＪＩＳ　Ａ１４０４）
透水比　８０％以下（水圧は２９４ｋＰａとし、１時間行う）
凝結時間　始発１時間以上、終結１０時間以内（ＪＩＳ　Ｒ５２０１規定８）
曲げ及び圧縮強度比　７０％以上（ＪＩＳ　Ａ１４０４）

3 既製目地材 （15．2．2）

・使用する（形状　　）

4 セルフレベリング材塗り （15．4．2～3）

表15．4．1

種類	厚さ（mm）	施　工　箇　所
※セメント系	※１０	
・せっこう系	・１０	

5 床コンクリート直均し仕上 （15．3．2～3）

下表以外は表６．２．４及び１５．３．２による　表6．2．4

施　工　箇　所	平坦さ（mm）	備考
フリーアクセスフロア（パネル工法）範囲	１mにつき１０以下	
フリーアクセスフロア（溝工法）範囲	３mにつき　７以下	

6 仕上げ塗材仕上げ （15．5．2）

薄付け仕上塗材　表15．5．1～2

種類	仕上げの形状	工法
・外装薄塗材Ｅ	・砂壁状 ・着色骨材砂壁状	吹付け

・厚付け仕上塗材

種類	仕上げの形状	工法	上塗材
・外装厚塗材Ｅ	・吹放し ・凸部処理	吹付け	・行う ・行わない

⊙複層仕上塗材

種類	仕上げの形状	工法	上塗材（耐候性　耐候形３種）		
※複層塗材Ｅ	※凹凸模様	吹付け	※水系	※アクリル系	※つやあり
・可とう形複層塗材ＣＥ ・複層塗材Ｓｉ ・複層塗材ＣＥ ⊙複層塗材ＲＥ ・複層塗材ＲＳ ・防水形複層塗材ＣＥ	・凹凸模様 ・凸部処理 ⊙ゆず肌状	吹付け ローラー	⊙水系 ・溶剤系 ・弱溶剤系	⊙アクリル系 ・ポリウレタン系 ・アクリルシリコン系 ・フッ素系 ・シリカ系	⊙つやあり ・つやなし ・メタリック

16 建具工事

1 アルミニウム製建具 （16．2．2～4）

外部に面する建具の性能等級等

種別	※Ａ種	・Ｂ種	・Ｃ種
耐風圧性	※Ｓ－４	・Ｓ－５	・Ｓ－６
気密性	※Ａ－３		・Ａ－４
水密性	※Ｗ－４	・Ｗ－５	・Ｗ－５
枠見込み（mm）	⊙７０　・１００		・１００
表面処理	※Ｂ－１種　⊙Ｂ－２種（・アンバー　・ブロンズ　・ステンカラー　・ブラック）		

防音ドアセット・防音サッシの遮音性の等級　・Ｔ－１　・Ｔ－２　・Ｔ－３
断熱ドアセット・断熱サッシの断熱性の等級 G　・Ｈ－１　・Ｈ－２　・Ｈ－３
耐震ドアセットの面内変形追従性の等級　・
網戸等

種類	材種	線径	網目
・防虫網	・合成樹脂製 ※ガラス繊維入り合成樹脂製 ・ステンレス製（ＳＵＳ３１６）	０．２５mm以上	１６～１８メッシュ
・防鳥網	ステンレス製（ＳＵＳ３０４）線材	１．５mm	網目寸法　ピッチ１５mm

外部に面する建具以外の表面処理　Ｃ－１種又はＢ－１種

2 鋼製建具 （16．3．2）

外部に面する建具の耐風圧性の等級　・Ｓ－４　・Ｓ－５　・Ｓ－６
防音ドアセット・防音サッシの遮音性の等級　・Ｔ－１　・Ｔ－２　・Ｔ－３
断熱ドアセット・断熱サッシの断熱性の等級 G　・Ｈ－１　・Ｈ－２　・Ｈ－３
耐震ドアセットの面内変形追従性の等級　・
防火戸　煙感知器連動とする　防火戸の解錠機構は別途とする
扉にラッチ受座用切込み開口補強を行う

3 鋼製軽量建具 （16．4．3）

外部に面する建具の耐風圧性の等級　・Ｓ－４　・Ｓ－５　・Ｓ－６
防音ドアセット・防音サッシの遮音性の等級　・Ｔ－１　・Ｔ－２　・Ｔ－３
断熱ドアセット・断熱サッシの断熱性の等級 G　・Ｈ－１　・Ｈ－２　・Ｈ－３
耐震ドアセットの面内変形追従性の等級　・
防火戸　煙感知器連動とする　防火戸の解錠機構は別途とする
扉にラッチ受座用切込み開口補強を行う
戸の鋼板
※表面処理亜鉛めっき鋼板
・ビニル被覆鋼板
・カラー鋼板　表16．4．1

区分	材質
召合わせ、縦小口包み板	※鋼板　・ステンレス　・アルミニウム
扉の表面材、押縁	※鋼板　・ビニル被覆鋼板
枠類	※鋼板（くつずりはステンレス）　・製作所仕様

4 ステンレス製建具 （16．5．3）

外部に面する建具の耐風圧性　・Ｓ－４　・Ｓ－５　・Ｓ－６　・
防音ドアセット・防音サッシの遮音性の等級　・Ｔ－１　・Ｔ－２　・Ｔ－３
断熱ドアセット・断熱サッシの断熱性の等級 G　・Ｈ－１　・Ｈ－２　・Ｈ－３
耐震ドアセットの面内変形追従性の等級　・
ステンレス鋼板（屋外）　・ＳＵＳ４３０Ｊ１Ｌ　・ＳＵＳ３０４
ステンレス鋼板（屋内）　※ＳＵＳ４３０　・ＳＵＳ４３０Ｊ１Ｌ　・ＳＵＳ３０４
表面仕上げ　※ＨＬ仕上げ　・
曲げ加工　※普通曲げ　・角出し曲げ（・ａ角　・ｂ角　・ｃ角）

5 木製建具 （16．6．2）

建物内部の木製建具に使用する表面材及び接着剤のホルムアルデヒド放散量
※規制対象外　・第３種
ふすまの材料　種別　※表１６．６．３のＩＩ型
上張り紙　※ビニル紙　・新鳥の子
挿入等の裏側　※雲花紙
縁仕上　・塗り縁　・生地縁（素地）　・生地縁（ウレタンクリアー塗装）
枠及びくつずり材料　※図示による

6 鍵 （16．7．4）

マスターキー　⊙製作する（　　組）　・製作しない
鍵箱　・設ける（　　組用　組）　・設けない

7 自動ドア開閉装置 （16．8．2～3）

表16．8．1～3

センサーの種類
※光線（反射）　・マット　・熱線　・音波　・光電
・電波　・タッチ　・押しボタン　・ペダル　・多機能便所
取付け位置　・床面　※天井面　・壁面　・無目
凍結防止措置　※行わない　・行う（適用箇所は建具表による）

8 自閉式上吊り引戸装置 （16．9．3）

自閉式上吊り引戸装置の性能　※表１６．９．１による

9 重量シャッター （16．10．2）

種類　・一般　・外壁用防火　・屋内用防火　・屋内用防煙
防火又は、防煙シャッターは、自動閉鎖装置及び随時閉鎖装置付とし、連動制御盤及び、煙感知器は別途とする
耐風圧強度　一般（　　）Ｎ／㎡　外壁用（　　）Ｎ／㎡
開閉機能による種類　※上部電動式（手動併用）　・上部手動式　表16．10．1
シャッターケース（防火、防煙以外）　※設ける　・設けない

10 軽量シャッター （16．11．2～4）

開閉形式　※手動式　・上部電動式（手動併用）　表16．11．1
耐風圧強度（　　）Ｎ／㎡
スラットの材質　※ＪＩＳ　Ｇ３３１２（塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）又は
ＪＩＳ　Ｇ３３１８（塗装溶融亜鉛－５％アルミニウム合金めっき鋼板及び鋼帯）
スラットの形状　※インターロッキング形　・オーバーラッピング形
シャッターケース　※設ける　・設けない
ガイドレールの材質　※ステンレス製（ＳＵＳ３０４）厚さ１．５mm（※中柱共）
座板（屋外の場合）　※ステンレス製既製品　・

11 オーバーヘッドドア （16．12．2～3）

セクション材料による区分
※スチールタイプ　・アルミニウムタイプ　・ファイバーグラスタイプ
耐風圧性能　・５００Ｐａ　・７５０Ｐａ　・１０００Ｐａ
・１２５０Ｐａ　・１７００Ｐａ
開閉形式による区分　※バランス式　・チェーン式　・電動式
収納形式による区分　・スタンダード形　・ローヘッド形　・ハイリフト形　・バーチカル形
ガイドレールの材質　※溶融亜鉛めっき鋼板　・ステンレス製（ＳＵＳ３０４）厚さ２．０mm

12 ガラス （16．13．2）

・合わせガラス

品　種	構成種類	性　能
※フロート合わせガラス	※フロート板合わせガラス ・熱線吸収、フロート板合わせガラス	・Ⅰ類
・網入合わせガラス	・網入り、フロート板合わせガラス ・網入り、熱線吸収板合わせガラス	・Ⅱ－１類　・Ⅱ－２類 ・Ⅲ類

・強化ガラス

材料板ガラスによる種類	種　類	性　能
※フロートガラス	※フロート強化ガラス ・熱線吸収強化ガラス	・Ⅰ類　・Ⅱ類
・型板ガラス	※型板強化ガラス	

・複層ガラス

品　種	断熱性	日射遮へい性
・断熱複層ガラス	・１種	Ｕ１
	・２種	Ｕ２
	・３種	・Ｕ－３－１　・Ｕ－３－２
・日射熱遮へい複層ガラス	・４種	Ｅ４
	・５種	Ｅ５

・熱線反射板ガラス

品　種	色　調
※熱線反射ガラス	・ブルー　・グレー
・高性能反射板ガラス	・ブロンズ　・シルバー

品　種	日射遮へい性	耐久性	ガラスの種類
※熱線反射ガラス	・１種	Ａ種	
・高性能反射板ガラス	・２種	・Ａ種　・Ｂ種	
	・３種	Ｂ種	

反射度調整　※内面　・外面
映像調整　※行わない　・行う
・倍強度ガラス

材料板ガラスによる種類の名称	色　調
※倍強度ガラス	――――
・倍強度熱線吸収ガラス	・グレー　・ブルー　・ブロンズ　・

表16．13．1

13 ガラスの留め材 （16．13．2）

建具の種類	材　種
鋼製	※シーリング材
アルミニウム製	※シーリング材　・ガスケット（グレイジングチャンネル形）
ステンレス製	※シーリング材
木製	※シーリング材

防火戸のガラス留め材は、建築基準法に基づく防火性能の認定を受けた条件による

14 ガラス溝の寸法、形状等 （16．13．3）

※表１６．１３．１による
・図示による

15 ガラスブロック積み （16．13．5）

表面形状	呼び寸法	厚さ	色調 クリア	色調 乳白	目地幅（mm） 平積み	目地幅（mm） 曲面積み	伸縮調整目地（mm）	防火性能
正方形	・125×125	80	・	・	※8～15	外側	※6m以下毎に	※なし
	・160×160	・95 ・125	・	・	・15～25	※15以下	10～20	・あり
	・200×200	・95 ・125	・	・	・	・	・図示による	
	・320×320	95	・	・		内側	・	
長方形	・250×125	80	・	・		※６以下		
	・320×160	95	・	・		・		

曲面積みの曲率半径は、ガラスブロックの幅寸法の１０倍以上とする
壁用金属枠及び補強材　・設ける　（形状　※図示による　・　　）
力骨　※ステンレス鋼（ＳＵＳ３０４）径５．５mmはしご形状複筋及び単筋　・
目地部の力骨の補強方法　※ガラスブロック製造所の仕様による　・
化粧目地モルタルの色　（　　）
シーリング材　※表９．６．１による　・
金属製化粧カバー　材質　・ステンレス製　・アルミニウム製
寸法　・図示による　・
形状　・図示による　・
建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法を施工計画として提出する

16 ガラス用フィルム

名　称	種類	張り面	性能値
※ガラス飛散防止フィルム	※２種	※内張り　・外張り	飛散防止率　Ｄ１

品質　ＪＩＳ　Ａ５７６９による。

17 付属電気設備

電動シャッター、自動扉、電動オーバーヘッドドアの電動機が三相電動機０．４ｋｗ以上の場合は機器付属の操作盤内に電動機保護用遮断機及び進相用コンデンサーを設置する

17 カーテンウォール工事

1 カーテンウォール （17．1．3）（17．2．2～5）（17．3．2～5）

取付方法　・層間方式　・柱、梁方式　・方立方式　・スパンドレル方式
性能

耐震性能（地震力係数）			
水平方向（ｋＨ）	※１．０　・	気密性	・Ａ－１　・Ａ－２ ・Ａ－３　・Ａ－４　・
垂直方向（ｋＶ）	※０．５　・	耐火性	・３０分 ・１時間
		耐温度差性	・８０℃　・７０℃　・６０℃
		遮音性	・Ｔ－１　・Ｔ－２　・Ｔ－３　・Ｔ－４
水密性	・Ｗ－１　・Ｗ－２　・Ｗ－３ ・Ｗ－４　・Ｗ－５	断熱性	・Ｈ－１　・Ｈ－２　・Ｈ－３　・Ｈ－４ ・Ｈ－５

主要部材の耐風圧性能（ガラスを除く）

支点間距離（ｈ）	耐風圧性能	状態
４m以下	※たわみ量が土（１／１５０）ｘｈかつ絶対量２０mm以下であること ・	部材の脱落、ガラスの破損及び主要部材に有害な歪みが起こらないこと
４mを超える	・	

層間変位追従性

建築物の構造種別	層間変位量（ｈ＝支点間距離）	変位後の状態
鉄骨造	※土（１／２００）ｘｈ以上 ・	部材の脱落、ガラスの破損及び主要部材に有害な歪みが起こらないこと ・シーリングは補修程度の損傷であること
鉄筋コンクリート造 鉄骨鉄筋コンクリート造	・土（１／３００）ｘｈ以上	

その他の性能　図示による
種類　・メタルカーテンウォール
金属材料の種類（見掛かり部分の仕上げ）
・アルミニウム製（・Ｂ－１　・　　）
・鋼製（　　）
・ステンレス製（　　）
・ＰＣカーテンウォール
ゴンドラ用ガイドレール　・設置する　・設置しない
建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法を施工計画書として提出する

18 塗装工事

1 材料 （18．1．3）

建物内部に使用するユリア樹脂等を用いた塗料のホルムアルデヒド放散量
※規制対象外　・第３種

2 マスチック塗材塗り （18．17．2）

種別	凸面処理
Ａ種	
Ｃ種	

図面番号	A-03
縮尺	――――
事業名	平成26年度 久井簡易水道事業
工事名称	吉田調整池ポンプ棟築造工事
種別	特記仕様書３
工事箇所	三原市久井町吉田
三原市水道部	

この図面は、実際の図面を約50%に縮尺している

19 内装工事

1 接着剤 （19．2．2）

壁紙施工用でん粉系接着剤、ユリア樹脂等を用いた接着剤のホルムアルデヒド放散量
※規制対象外　・第三種
接着剤に含まれる可塑剤は、難揮発性のものとする

2 ビニル床シート、ビニル床タイル及びゴム床タイル （19．2．2~3）

ビニル樹脂系材料の原材料
　再生ビニル系材料の原材料の合計重量が製品の総重量比で１５%以上使用されていること（ＪＩＳ Ａ５７０５（ビニル系床材）に規定されるビニル系床材の種類で記号ＰＦに該当するものを除く）

・ビニル床シート Ⓖ

種類	記号	色柄	厚さ（mm）	工法
※発泡層のないもの	※ＦＳ	・ブレーン ※マーブル ・特殊柄	・２．０ ※２．５	・突付け ※熱溶接
・発泡層のあるもの	・	・ブレーン ・柄物	・	

・ビニル床タイル Ⓖ

種類	記号	厚さ（mm）	柄
・複層ビニル床タイル	ＦＴ	※２．０　・	・ブレーン
・置敷きビニル床タイル	ＦＯＡ	※４．０以上	※マーブル
・コンポジション	ＫＴ	※２．０ ・	・特殊柄

・特殊機能床材（帯電防止）

種類	記号	厚さ（mm）	備考
・帯電防止床シート	ＦＳ	※２．０ マーブル	帯電防止性能評価値（ＪＩＳ　Ａ１４５５） １．２以上～３．２未満
・帯電防止床タイル （置敷きビニル床タイル）	ＦＯＡ	※４．０以上 マーブル	又は体積電気抵抗値（ＪＩＳ　Ａ１４５４） １×１０^{7}～１０^{10}Ω程度

・特殊機能床材（帯電防止以外）

種類	厚さ（mm）	寸法（mm）	材料	色柄
・誘導用床材、注意喚起用床材 （表面形状　ＪＩＳ　Ｔ９２５１）	２．０	・３００ｘ３００ ・４００ｘ４００	※塩ビ　・合成ゴム 合成ゴム	黄色
・				

ビニル幅木の高さ（mm）　※６０　・７５
　厚さ（mm）　※２．０　・
　材質　※軟質　・硬質

3 カーペット敷き （19．3．3~4）

・タイルカーペット Ⓖ　表19．3．2

種別	パイル形状	寸法（mm）	総厚さ	電気抵抗（Ω）	工法
※第一種 ・第二種	※ループパイル ・カットパイル	５００角	※６．５mm ・	※適用しない ・耐電圧３ｋＶ未満	※のり付加工品 敷き

4 合成樹脂塗床 （19．4．3）

・弾性ウレタン樹脂系塗床材　表19．4．3
　仕上げの種類　※平滑仕上げ　・防滑仕上げ　・つや消し仕上げ
・エポキシ樹脂系塗床材　表19．4．4~7
　仕上げの種類　・薄膜流し展べ仕上げ　・厚膜流し展べ仕上げ
　・樹脂モルタル仕上げ　・防滑仕上げ
ユリア樹脂等を用いた塗料のホルムアルデヒド放散量
※規制対象外　・第三種

5 床用防じん塗料塗り

材質　　水性アクリル系樹脂塗料（※標準色　・　　）
仕上種別　コーティング（ローラー刷毛塗り）
塗布量　　主剤２回塗りとし、総塗布量は０．２５Ｋｇ／㎡以上とする

6 フローリング張り （19．5．2~7）

複層フローリングのホルムアルデヒド放散量　※規制対象外　・第三種
種別・工法
　・単層フローリング Ⓖ（・フローリングボード　・フローリングブロック　・モザイクパーケット）
　・湿式工法　・乾式工法（・釘どめ工法　・接着工法）
　※複合フローリング Ⓖ（※１種　・２種　・３種）表層　※なら　・ヒノキ
　・乾式工法（・釘どめ工法（・Ａ種　・Ｂ種　※Ｃ種）　・接着工法）
仕上げ　※ウレタン樹脂ワニス　・生地のまｼﾜｯｸｽ　・オイルステインの上ワックス塗り
開伏材等の適用　※適用する　・
開伏材等：開伏材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材又は小径木の体積比割合が１０%以上であること
　居室の内装材にあっては、ホルムアルデヒド放散量（ＪＡＳ規格による測定方法）が平均値で０．３mｇ／Ｌ以下かつ最大値で０．４mｇ／Ｌ以下であること
種別　・Ａ種　・Ｂ種　・Ｃ種　※Ｄ種　表19．6．1
　Ｄ種の場合の畳床記号　・ＫＴ－Ⅰ　・ＫＴ－Ⅱ　※ＫＴ－Ⅲ　・ＫＴ－Ｋ　・ＫＴ－Ｎ

8 せっこうボードその他ボード及び合板張り （19．7．2）

天井及び壁に使用する材料は、建築基準法に基づく防火材料の指定又は認定を受けたもの
合板類、ＭＤＦ及びパーティクルボードのホルムアルデヒド放散量
※規制対象外　・第三種
パーティクルボード、繊維板、木質系セメント板の原材料 Ⓖ
合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済み梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材、かん木、小径木（開伐材を含む）等の再生資源である木質材料又は植物繊維の重量比配合割合が５０%以上であること。（この場合、再生資材全体に占める体積比配合率が２０%以下の接着材、混和剤等（パーティクルボードにおけるフェノール系接着剤、木質系セメント板におけるセメント等で主要な原材料相互間を接着する目的で使用されたもの）を計上せずに、重量比配合割合を計算することができるものとする）
建築基準法に基づく防火材料の指定又は認定を受けたもの

9 壁紙張り （19．8．2）

施工箇所	品質（製造所）	防火性能の級別

ホルムアルデヒド放散量　※規制対象外　・第三種

10 断熱材打込み工法 Ⓖ （19．9．2）

断熱材の種類　※押出法ポリスチレンフォーム保温板２種ｂ　厚さ　※２５mm　・
　・押出法ポリスチレンフォーム保温板３種ｂ（土間下）　厚さ　※２５mm　・
　・硬質ウレタンフォーム保温板１種２号　厚さ　※２０mm　・
　・フェノールフォーム保温材Ａ種　厚さ　・
断熱補修材　・断熱材と同材
　※吹付け硬質ウレタンフォーム断熱材（次項による）

11 断熱材現場発泡工法 Ⓖ （19．9．3）

ユリア樹脂又はメラニン樹脂を使用した断熱材のホルムアルデヒド
放散量　※規制対象外　・第三種
断熱材の種類　※Ａ種１　・Ｂ種１
厚さ　・２５　・３０　・
施工箇所　※窓廻り等の断熱材補修部分、ルーフドレイン廻りの床版下等、部分的に後張りとしなければいけない箇所
　・図示による
　・

12 断熱材の原材料 Ⓖ （19．9．2~3）

グラスウール：再生資源利用率は、原材料の重量比で８０%以上であること
ロックウール：再生資源利用率は、原材料の重量比で８５%以上であること
発泡断熱材　：オゾン層を破壊する物質を使用していないこと。また、長期的に断熱性能を保持しつつ、可能な限り地球温暖化係数の小さい物質が使用されていること

20 ユニット及びその他の工事

1 フリーアクセスフロア （20．2．2）

施工箇所	・	・
構法	・パネル構法　・溝構法	・パネル構法　・溝構法
耐震性能	・１．０Ｇ　・０．６Ｇ	・１．０Ｇ　・０．６Ｇ
耐荷重性能	※３０００Ｎ　・５０００Ｎ	※３０００Ｎ　・５０００Ｎ
パネル寸法（mm）	・	・
高さ（mm）	・　・	・　・
床表面仕上げ材の材質	※タイルカーペット ・帯電防止床タイル	※タイルカーペット ・帯電防止床タイル
ボーダー部及びスロープ	※メーカー仕様　・図示による	

表面仕上材の品質・性能は、標準仕様書１９章内装工事による

配線用取り出しパネル
　フリーアクセスフロア全体面積に対する設置割合　※２０～３０%　・
　配線取り出し開口　※パネル１枚につき４０mm×８０mm程度の開口１ヶ所以上　・図示による
空調用吹き出し（吸い込み）パネル
　※なし
　・有り　（※固定式　・可変式）：　施工箇所（※図示による　・　　）
耐荷重性能（５００Ｎ、高さ３００以上）の性能
　平成元年建設省告示第１３２２号「耐震性フリーアクセスフロアの開発」の建設技術評価において評価を取得したもの又は同等のものとする
ローリングロード性能　※適用する　・適用しない
　以下（使用上有害な変形、欠け、割れ、がたつきなどの欠点がないこと）
ローリングロード試験
　耐荷重性能（３０００Ｎ）：積載荷重１０００Ｎの際、最大変形量１．５mm以下
　耐荷重性能（５０００Ｎ）：積載荷重１０００Ｎ以上の際、最大変形量１．０mm以下
　（使用上有害な変形、欠け、割れ、がたつきなどの欠点がないこと）

2 可動間仕切 （20．2．3）

ＪＩＳ　Ａ６５１２によるほか、下記による
構造形式による種類　※スタッド式（・スタッド露出・スタッド内蔵）・スタッドパネル式
構成材の種類　※図示による
表面材質及び厚さ（mm）　※鋼板０．６　・鋼板０．８
パネル表面仕上げ　メラニン樹脂焼付又はアクリル樹脂焼付（※常備色　・指定色）
パネル総厚さ（mm）　・　程度
遮音性の区分　・０　・１２　・２０　・２８　・３６
防火性能　・不燃

3 移動間仕切 （20．2．4）

パネルの操作方法による種類　・製造所の仕様による　・図示による
表面材質及び厚さ（mm）　※鋼板０．６　・
仕上げ　メラニン樹脂焼付又はアクリル樹脂焼付（※常備色　・指定色）
パネル厚さ（mm）　・　程度
パネル圧接装置の操作方法　・製造所の仕様による　・図示による
遮音性の区分　・３６未満　・３６以上　（ＪＩＳ　Ａ６５１２に準拠する）

4 トイレブース （20．2．5）

表面材　※メラニン樹脂系化粧板　・ポリエステル樹脂系化粧板
ドアエッジ材質形状　※アルミＲエッジ
幅木材質　※ステンレス幅木

5 階段滑止め （20．2．6）

材種　ステンレス製（ＳＵＳ３０４）（・埋込工法　※接着工法）
端部フラットエンド　※有（※タイヤと同材　・ステンレス鋼）　・無
型式　※ビニルタイヤ又は合成ゴムタイヤ入り　幅（mm）　※約３５

6 黒板及びホワイトボード （20．2．8）

※ホワイトボード　ほうろう　形状・寸法は図示による
・黒板　※焼き付け　色彩　※緑　形状・寸法は図示による

7 鏡 （20．2．9）

取付箇所　・図示による　・（　　）
寸法（mm）　・図示による　・
厚さ（mm）　※５　・

⑧ 表示 （20．2．10）

・案内板　・庁舎案内板（※標準詳細図による　・図示による）
　・各階案内板（※標準詳細図による　・図示による）
　・視覚障害者用案内板（※共通詳細図による　・図示による）
Ⓐ室名札　※標準詳細図による　Ⓑ新版品（アルミ　300×75×5）
・ピクトグラフ　標準案内図用記号　※ＪＩＳ　Ｚ８２１０による　・図示による
　形状・その他　※図示による
・庁名文字　※標準詳細図による　・
　・切抜文字（・ステンレス製・黄銅製）　・箱文字（・ステンレス製・黄銅製）
　字数（　　）　文字の大きさ（　　ｘ　　）
・対人衝突防止表示　・図示による
・非常用進入口　・図示による
　案内用図記号はＪＩＳ２８１０による

9 煙突ライニング （20．2．11）

煙突用成形ライニング材　適用安全使用温度　※４００℃　・６５０℃
キャスタブル耐火材　工法　・こて押さえ　・
　最高温度　※４００℃　・
　製造所

10 ブラインド （20．2．12）

形式	・横型ブラインド	・縦型ブラインド（防炎性能を有するもの）
スラットの材種	アルミニウム合金製	・アルミスラット・クロススラット
スラットの種類	※ギア式　・コード式	※１本操作コード式
スラットの幅（mm）	※２５　・３５	・７５以上　・１００

11 ロールスクリーン （20．2．13）

材種　遮光性能　・
品質
操作方法　・電動式　・スプリング式　・チェーン式

12 カーテン及びカーテンレール （20．2．14）

カーテン

施工箇所	きれ地の品質等（製造所）	ひだの種類	開閉形式	カーテン操作方式
			・片引き　・引分	※手動　・電動

カーテンレール及び付属金物

施工箇所	強さによる区分	材料による区分	仕上げ	形状	付属金物

暗幕用は３００mm以上の召し合せの重掛けとする

13 点検口

天井　材種　アルミニウム製　寸法（mm）　※４５０ｘ４５０　・６００ｘ６００
　形式　一般型　外枠　・額縁タイプ　・目地タイプ
　　内枠　・額縁タイプ　・目地タイプ
　枠の許容差　±０．５mm以内　外枠と内枠のクリアランス　片側２．０mm以内
　材料の品質及び性能
　外枠、内枠の材質
　　アルミニウム合金押出形材　ＪＩＳ　Ｈ４１００　Ａ６０６３Ｓ－Ｔ５
　　表面処理　表１４．２．１ⅠのＣ－１種、Ｃ－２種（外部はＢ－１種、Ｂ－２種）
　外枠及び内枠のコーナーピース、吊り金物、取付ボルト
　　鋼板に亜鉛めっき等の防錆処理を行ったもの
床　材種　アルミニウム製　寸法（mm）　・４５０ｘ４５０　※６００ｘ６００
　形式　※屋内用一般型　・密閉形
　　パッキンを装着しないもの及びがたつき防止用パッキンを装着したもの
　枠の許容差　±０．５mm以内　外枠と内枠のクリアランス　片側２．０mm以内
　材料の品質及び性能
　　受枠材、蓋枠材、コーナーピース、底板材、底板補強材
　　アルミニウム合金押出形材ＪＩＳ　Ｈ４１００　Ａ６０６３Ｓ－Ｔ５
　　表面処理　表１４．２．１ⅠのＡ－１種、Ａ－２種、Ｂ－１種、Ｂ－２種
　開閉方式　施錠・開錠は、鍵又は開閉用ハンドル式
　その他　製造所の仕様による

14 屋外掲示板

本体材質　※ステンレス製　・
照明器具　・有り　・無し
掲示板面材質　・
施錠装置　※有り　・無し
形状寸法　※図示による　・

15 鋼製書架及び物品棚

・固定式（下記以外は図示による）
　鋼製書架　※ＪＩＳ　Ｓ１０３９による　・法務省型
　鋼製物品庫　・ＪＩＳ　Ｓ１０４０による
・移動式　形状等は図示による

16 くつふきマット

※塩化ビニル又はゴム製（受け枠ステンレス製（ＳＵＳ３０４））ワンライン型
・硬質アルミニウム合金製（受け枠ステンレス製（ＳＵＳ３０４））
・ステンレス製（ＳＵＳ３０４）（受け枠ステンレス製（ＳＵＳ３０４））

17 フェンス

フェンスの種類　・ビニル被覆エキスパンドフェンス　・鋼管フェンス
　・樹脂塗装メッシュフェンス　・アルミフェンス
高さ　・図示による　・

18 階段手すり笠木

材質	表面仕上げ	直径（mm）	取付箇所
※集成材	※クリアラッカー　・	・６０　・４５　・４０　・	
・ステンレスパイプ	・ＨＬ　・	・６０　・４５　・４０　・	
・鋼製パイプ	・ＳＯＰ　・ＥＰ－Ｇ	・６０　・４５　・４０　・	
・ビニル製			

19 天井見切り縁

材種　※アルミニウム既製品　・ビニル既製品

20 ピクチャーレール

※見切り縁兼用タイプ　・
　移動フック　ｹ／ｍ　安全荷重　※１５kg以上　・

21 誘導用床材、注意喚起用床材

材種　・レジンコンクリート製（厚さ６０mm）　・磁器質タイル製
　・
表面形状ＪＩＳ　Ｔ９２５１による
寸法　※３００ｘ３００　・
色　黄色

22 旗竿

形式　・ロープ式（テーパー式）
　※ハンドル式（テーパー式又は同一断面式）
材種　・アルミニウム合金　・
高さ（ｍ）　・
旗竿受金物　※ステンレス鋼（ＳＵＳ３０４）製　・

23 既製家具

合板類、ＭＤＦ及びパーティクルボード、接着剤及び塗料のホルムアルデヒド放散量
　※規制対象外　・第三種

24 車止め柵

形式	材種	柱径・肉厚（mm）	高さ（mm）	備考
・上下式内蔵式 （・標準品　・ｽﾌﾘｯﾌﾟ式） ・	・ステンレス製 ・	・φ７６．３　ｔ＝２．０ ・	・ＧＬ＋７００	

21 排水工事

1 排水管 （21．2．1）

遠心力鉄筋コンクリート　表21．2．1
　種類　※外圧管Ｂ形１種　・
　継手　※ゴム接合　・モルタル接合
硬質ポリ塩化ビニル管
　・ＶＰ
　・ＶＵ
　・リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管（ＲＳ－ＶＵ） Ⓖ
　建物外での硬質塩化ビニル管であって、使用済み塩化ビニル管を原材料とする塩化ビニルが製品全体重量比で３０%以上使用されていること

2 側塊、排水桝等 （21．2．2）

鋳鉄製ふた
　型式　※水封型　・簡易密閉型　・密閉型　・中ふた付密閉型
　適用荷重（安全荷重ｔｋＮ））
　　屋内用　・Ｔ－２用（５）
　　屋外用　・Ｔ－２用（５）　※Ｔ－６用（１５）　・Ｔ－２０用（５０）
　鍵　・有　・無
グレーチング

種類	形式	用途	適用荷重	メンバーピッチ 普通目	メンバーピッチ 細目	上面形状
・鋼製	・受枠付 ・ボルト固定 ・	・溝ふた（横断用） ・溝ふた（側溝用） ・桝ふた用 ・Ｕ字溝用	・歩行用 ・Ｔ－２用 ・Ｔ－６用 ・Ｔ－１４用 ・Ｔ－２０用	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・	※凹凸形 ・
・ステンレス製	・受枠付 ・ボルト固定 ・	・溝ふた（横断用） ・溝ふた（側溝用） ・桝ふた用 ・Ｕ字溝用	・歩行用 ・Ｔ－２用 ・Ｔ－６用 ・Ｔ－１４用 ・Ｔ－２０用			・凹凸形 ・平形

22 舗装工事

1 路床 （22．2．2~5）

路床の構成　※標準詳細図による　・図示による
盛土に用いる材料（表３．２．１による）
　・Ａ種　※Ｂ種　・Ｃ種　・Ｄ種
　・建設汚泥から再生した処理土 Ⓖ
支持力比（ＣＢＲ）試験
　※行わない　・行う（※乱した土　・乱さない土）
締固め度の試験
　※行わない　・行う
砂の粒度試験
　※行わない　・行う

2 路盤 （22．3．2~5）

路盤の構成　※標準詳細図による　・図示による　表22．3．3
路盤材料　※再生材クラッシャラン Ⓖ　・クラッシャラン鉄鋼スラグ Ⓖ
締め固め度試験
　※行わない　・行う
砂の粒度試験
　※行わない　・行う

3 アスファルト舗装 （22．4．2~6）

舗装の構成　※標準詳細図による　・図示による
アスファルト　※再生アスファルト Ⓖ　・ストレートアスファルト
骨材　※砕石　・アスファルトコンクリート再生骨材 Ⓖ
※アスファルト舗装
　加熱アスファルト混合物等の種類
　　※表層　※密粒度アスファルト混合物（１３）
　　・細粒度アスファルト混合物（１３）
　　・基層　・粗粒度アスファルト混合物（２０）
・カラー舗装
　種類　※表層に着色した加熱アスファルト混合物
　　・表層の上に着色舗装又は樹脂系混合物
　　・表層の上に常温塗布式舗装又はニート工法による樹脂系舗装
　カラー舗装に添付する着色骨材
　　・有色骨材（材質く　　>）
　　・着色骨材（材質く　　>）
シールコート　※行わない　・行う
アスファルト混合物の抽出試験　※行わない　・行う

4 コンクリート舗装 （22．5．2~6）

舗装の構成　※標準詳細図による　・図示による
溶接金網　※使用する（１５０Ｘ１５０Ｘ６φ）　・使用しない
コンクリート版の厚さの試験　※行わない　・行う

5 カラー舗装 （22．6．2~6）

舗装の構成　※標準詳細図による　・図示による
車道部の基層　・有　・無
アスファルト混合物の抽出試験　※行わない　・行う

6 透水性アスファルト舗装 Ⓖ （22．7．2~6）

舗装の構成　※標準詳細図による　・図示による
アスファルト混合物の抽出試験　※行わない　・行う

7 排水性アスファルト舗装 Ⓖ （22．8．2~6）

舗装の構成　※標準詳細図による　・図示による
アスファルト混合物の抽出試験　※行わない　・行う

8 ブロック系舗装 （22．9．2~3）

舗装の構成　※標準詳細図による　・図示による
※インターロッキングブロック Ⓖ　表22．8．1
　材質（※コンクリート　・　　）　種類（※普通　・透水性　・植生用）
　形状（・長方形　・正方形　・六角形）　厚さ（・６０　・８０　・１００）
　表面加工　・ショット仕上げ
　クッション材　※空練りモルタル　・砂
・再生材料を用いた舗装用ブロック（焼成）
　再生材料が原材料の重量比で２０%以上（複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計）使用されていること。ただし、再生材料の重量の算定において、通常利用している同一工場からの廃材の重量は除かれるものとする。重金属等有害物質の含有や、施工時及び使用時に雨水等による重金属等含有物質の溶出について、土壌の汚染に係る環境基準等に照らして問題がないこと

再生材料の原料となるもの	前処理方法
採石及び窯業廃土、無機珪砂（キラ）、鉄鋼スラグ 非鉄スラグ、鋳物砂、陶磁器屑、石灰灰、建築廃材 （汚泥を除く）、廃ガラス（無色及び茶色のガラスびんを除く）、紙製スラッジ、アルミスラッジ、磨き砂汚泥、石材屑	前処理方法によらず対象
都市ゴミ焼却灰	溶融スラグ化
下水道汚泥	焼却灰化又は溶融スラグ化
上水道汚泥	前処理方法によらず対象
湖沼等の汚泥	

・再生材料を用いた舗装用ブロック類（プレキャスト無筋コンクリート製品）
　再生材料が原材料の重量比で２０%以上（複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計）使用されていること。なお、透水性確保のために、粗骨材の混入率を上げる必要がある場合は、再生材料が原材料の重量比１５%以上使用されていること
　ただし、再生材料の重量の算定において、通常利用している同一工場からの廃材の重量は除かれるものとする。重金属等有害物質の含有や、施工時及び使用時に雨水等による重金属等含有物質の溶出について、土壌の汚染に係る環境基準等に照らして問題がないこと

再生材料の原料となるもの	前処理方法
都市ゴミ焼却灰	溶融スラグ化
下水道汚泥	

ｺﾝｸﾘｰﾄ平板舗装、ｲﾝﾀｰﾛｯｷﾝｸﾞﾌﾞﾛｯｸ舗装の歩道部は原則再生材料を用いた舗装ﾌﾞﾛｯｸ Ⓖとするただし調達困難な場合は監督職員と協議を行うものとする。

9 区画線

※路面表示用塗料（ＪＩＳ　Ｋ５６６５（路面表示用塗料）による）
　・１種 Ⓖ　・２種 Ⓖ　※３種１号
・低揮発性有機溶剤型の路面表示用塗料 Ⓖ
　水性型の路面表示用塗料であって、揮発性有機溶剤（ＶＯＣ）の含有率（塗料総質量に対する揮発性溶剤の質量の割合）が５%以下であること
色　※白　塗布幅　※図示による　塗布厚さ　※１．０

23 植栽及び屋上緑化工事

1 植栽地の確認 （23．1．3）

土壌の水素イオン濃度（ｐｈ）試験　・行う　※行わない
水溶性塩類（ＥＣ）の試験　・行う　※行わない

2 植栽基盤の整備 （23．2．2~4）

排水　・設置する（・暗きょ　・閉きょ　・排水層　・縦穴排水）　・設置しない
水溶性塩類（ＥＣ）の試験　・行う　※行わない
整備工法　表23．2．2
　樹木　・行う（※Ａ種　・Ｂ種　・Ｃ種　・Ｄ種）　※行わない
　芝及び地被類　※行う（※Ｂ種　・　　）　・行わない
植込み用土
　※現場発生土の良質土　・客土
　土壌改良材
　・適用する（施工箇所　　）
　・パーク堆肥 Ⓖ
　製品は以下を満足すること
　有機物の含有率（乾物）　：７０%以上
　炭素窒素比［Ｃ／Ｎ比］　：３５以下
　陽イオン交換容量［ＣＥＣ］（乾物）：７０ｍｅｑ／１００ｇ以上
　ｐＨ　：５．５～７．５
　水分　：５５～６５%
　幼植物試験の結果　：生育阻害その他の異常が認められない
　窒素全量［Ｎ］（現物）　：０．５%以上
　りん酸全量［Ｐ２０５］（現物）　：０．２%以上
　加里全量［Ｋ２Ｏ］（現物）　：０．１%以上
・汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト） Ⓖ
　「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令」（昭和４８年総理府令第５号）の別表第一の基準に適合する原料を使用したもので、植害試験の調査の結果、害が認められないものとする
　ひ素　：０．００５%以下
　カドミウム　：０．０００５%以下
　水銀　：０．０００２%以下
　ニッケル　：０．０３%以下
　クロム　：０．０５%以下
　鉛　：０．０１%以下
　有機物の含有率（乾物）　：３５%以上
　炭素窒素比［Ｃ／Ｎ比］　：２０以下
　ｐＨ　：８．５%以下
　水分　：５０%以下
　窒素全量［Ｎ］（現物）　：０．８%以上
　りん酸全量［Ｐ２０５］（現物）：１．０%以上
　アルカリ分（現物）　：１５%以下（ただし、土壌の酸度を矯正する目的で使用する場合はこの限りでない）
施工箇所の土壌及び植物の性質から使用が不適な場合、及び調達困難な場合は監督職員と協議を行うものとする

3 支柱材 （23．3．2）

※丸太（開伐材） Ⓖ　・真竹

4 屋上緑化 Ⓖ （23．5．2~3）

植栽基盤及び材料
・屋上緑化システム
　土壌厚の厚さ　・図示　・
　排水層　・軽量骨材（層の厚さ：　　）　・板状成形品
　植込用土　※改良土　・人工軽量土
　樹木の材種、寸法、株立数等　※図示　・
・屋上緑化軽量システム
　芝及び地被類の樹種並びに種類等
　※図示　・
　見切材、舗装材、水抜き管、
　マルチング材等
　※図示　・

図面番号	A-04
縮尺	―――
事業名	平成26年度 久井簡易水道事業
工事名称	吉田調整池ポンプ棟築造工事
種別	特記仕様書４
工事箇所	三原市久井町吉田
三原市水道部	

この図面は、実際の図面を約50%に縮尺している

工事名称		吉田調整池ポンプ棟築造工事				
建築主	住所					
	氏名					
	工事場所	広島県三原市久井町吉田				
	都市計画区域	都市計画区域外				
	用途地域	指定なし	容積率等	容積率： ２００％	建ペイ率： ６０％	
	防火地域	指定なし				
	その他の地域指定	騒音規制 指定無 、防火対象物 15項				
主要用途		ポンプ棟 （用途の区分：その他）				
工事種別		新 築				
面積		申請部分	申請以外の部分	合計		
	敷地面積	７３３．０１ ㎡		７３３．０１㎡		
	建築面積					
	延床面積	６４．２４㎡		６４．２４㎡		
工事期間	着工予定	平成 年 月 日				
	竣工予定	平成 年 月 日				

棟別概要	用途		調整池ポンプ室				合 計
	工事種別		新 築				
	構造	躯体	鉄筋コンクリート造				
		基礎	鉄筋コンクリート造				
		屋根	和瓦葺き、ﾊﾟｰﾗｲﾄﾓﾙﾀﾙ下地コンクリートこて押え				
		外壁	コンクリート打放し仕上の上複層仕上塗材ＲＥ吹付け				
	床面積						
		１階	６４．２４㎡				６４．２４㎡
		合計	６４．２４㎡				６４．２４㎡
	最高高さ		GL ＋ 5.750m				
	最高軒高さ		GL ＋ 3.500m				
	床（１階）高さ		GL ＋ 0.200m				
			設計地盤高：GL±0.00＝＋417.0m				
附帯工事							
設備工事	電気設備		幹線・動力・電灯コンセント・照明器具・電話配管				
	機械設備		換気設備				
その他							

外部仕上表

屋 根	和瓦葺き（石州瓦）耐震棟・引掛け桟工法、アスファルトルーフィング940敷き、雪止め瓦	シーリング材	特記なき限り、変成シリコン系シーリングとする。
	コンクリートこて押え、パーライトモルタル下地厚40		打継目地・誘発目地は、ポリウレタン系シーリングとする。
軒 裏	コンクリート打放し、下地調整の上、外装薄塗材Ｅ吹付	建 具	アルミ製サッシ、スチール製ドア
外 壁	コンクリート打放し、下地調整の上、複層仕上げ塗材ＲＥ吹付	雨 樋	軒樋：塩ビ製化粧カラー樋Ø120（芯材：ｶｰﾎﾞﾝ・内側縁受）自在ﾄﾞﾚﾝ100φ 防塵網：ステンレス製ネット（30×30ﾒｯｼｭ）箱折り
	腰壁：コンクリート打放し化粧目地、下地調整の上、複層仕上げ塗材ＲＥ吹付		竪樋：硬質塩ビ製化粧カラー管100A ステンレス製掴み金物 養生管：ＳＧＰ125A SOP塗 L=2,000
根廻り	コンクリート打放し仕上		
出入り口土間	床：コンクリートこて仕上		
足洗い場	床：モルタルこて仕上		
	立ち上り壁：モルタルこて仕上げ		

内部仕上表

階	室名	床 下地	床 仕上	床 高	幅木 下地	幅木 仕上	幅木 高さ	腰 下地	腰 仕上	腰 高さ	壁 下地	壁 仕上	壁 塗装	天井 下地	天井 仕上	天井 塗装	天井高さ	その他 LP	その他 F	その他 BB	その他 CH	備考
1階	電気室	C	コンクリートこて押え	FL-300																		
			荒上げコンクリートこて押え（別途工事）	FL±0		ウレタン系防塵塗料塗	100		—		C	コンクリート打放し仕上	—	C	コンクリート打放し仕上	—		○				
			ウレタン系防塵塗料塗（別途工事）		C	（別途工事）																
	通路		コンクリートこて押え	FL-300																		
		C	荒上げコンクリートこて押え（別途工事）	FL±0		ウレタン系防塵塗料塗	100		—		C	グラスウール吸音板厚50,40kg/m3張り	—	C	グラスウール吸音板厚50,40kg/m3張り	—						
			ウレタン系防塵塗料塗（別途工事）		C							ガラスクロス押え			ガラスクロス押え							
	ポンプ室		コンクリートこて押え	FL-1200																		機械基礎は別途工事
		C	荒上げコンクリートこて押え（別途工事）	FL-1000		ウレタン系防塵塗料塗	100		—		C	グラスウール吸音板厚50,40kg/m3張り	—	C	グラスウール吸音板厚50,40kg/m3張り	—		○				ホイストレール 1.0Ton用
			ウレタン系防塵塗料塗（別途工事）		C	（別途工事）						ガラスクロス押え			ガラスクロス押え							

【下地記号】		【塗装略号表】		【材料仕様】		【通音内張り材】	【特記事項】
W	木造	◎SOP	合成樹脂調合ペイント塗り	石こうボードⒻ9.5	QM-9828	グラスウール吸音板厚50,40Kg/m3の上	※ 建築設備の耐震対策は、『建築設備耐震設計施工指針』に準ずる。
◎ C	コンクリート	◎EP	合成樹脂エマルジョンペイント塗り	石こうボードⒻ12.5（不燃）	NM-8619	グラスクロス(JIS R 3414)押え NM-8606	※ 配管が、防火区画等を貫通する場合の対策は、建基令129条の2の2及び告示3183号に準ずる。
M	モルタル	VE	塩化ビニル樹脂エナメル塗り	化粧石こうボードⒻ9.5	QM-9824		※ 空調用冷媒管の防火区画貫通処理は、樹脂保温材を剥ぎ取った上、ロックウール充填とする。
LS	軽量鉄骨壁・天井下地	UP	二液型ポリウレタン樹脂エナメル塗り	ｼｰｻﾞﾝｸﾞ石こうﾎﾞｰﾄﾞ Ⓕ9.5,12.5	QM-9826		※ 排水（汚水・雑排水）配管には、通気管を設ける。
CB	コンクリートブロック	DP	耐候性塗料塗り	ｹｲ酸ｶﾙｼｳﾑ板 Ⓕ6.0	NM-8578		※ 雨水配管は、トラップ桝に接続する。
PB	石こうボードⒻ12.5（ｼﾞｬﾝﾄﾎﾞｰﾄﾞ）	【記号凡例】		化粧ｹｲ酸ｶﾙｼｳﾑ板 Ⓕ5.0	NM-8579		※ 給排水設備・換気設備等に使用する耐火二層管は、建基法68条の26の大臣認定工法とする。
KB	化粧ケイ酸カルシウム板Ⓕ6.0	◎LP	室名札（アルミ製）	ビニールクロス	NM-0915		※ 延焼の恐れのある部分の壁付換気扇等がある場合は、ウェザーカバーにＦＤ付とする。
CU	外壁コンクリート（内部側）現場硬質発泡ウレタンフォーム○巧吹付	F	天井廻り縁	◎塗料	NM-8585		※ 延焼の恐れのある部分に給気口・排気口がある場合は、ＦＤ付とする。
S	鉄骨造		○ー特記無き限り塩ビ製廻り縁（既製品）とする。	◎グラスウール吸音板厚50，40Kg/m3	NM-8605		※ パイプシャフトは、特記なき限り水平区画とする。
			◎ー木製廻り縁				※ 換気ダクトは、不燃材料とする。
		BB	カーテン・ブラインド				
		CH	天井点検口（アルミニウム製 450X450）既製品				

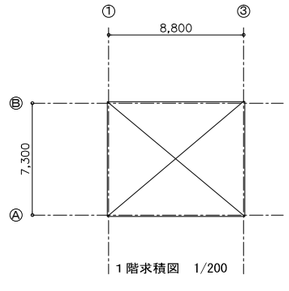

１階求積図 1/200

面積表計算

8.8×7.3＝ 64.24㎡

延べ床面積 64.24㎡

建築面積 64.24㎡

図面番号	A-05	縮 尺	S=1/200
事 業 名	平成26年度 久井簡易水道事業		
工事名称	吉田調整池ポンプ棟築造工事		
種 別	建物概要・内外仕上表・建物面積計算		
工事箇所	三原市久井町吉田		
三 原 市 水 道 部			

附近見取図

敷地求積図　S=1/200

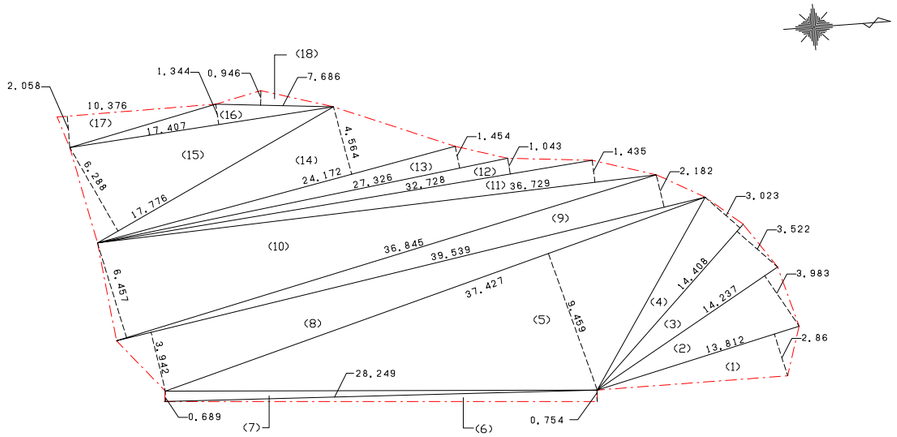

符号	底辺	高さ	倍面積（㎡）
1	13.812	2.860	39.503
2	14.237	3.983	56.706
3	14.408	3.522	50.745
4	14.408	3.023	43.556
5	37.427	9.459	354.022
6	28.249	0.754	21.300
7	28.249	0.689	19.464
8	39.539	3.942	155.863
9	39.539	2.182	86.275
10	36.845	6.457	237.909
11	36.729	1.435	52.707
12	32.728	1.043	34.136
13	27.326	1.454	39.733
14	24.172	4.564	110.322
15	17.776	6.288	111.776
16	17.407	1.344	23.396
17	10.376	2.058	21.354
18	7.686	0.946	7.271
倍面積合計（㎡）			1466.038
敷地面積（㎡）			733.019

配置図　S=1/200

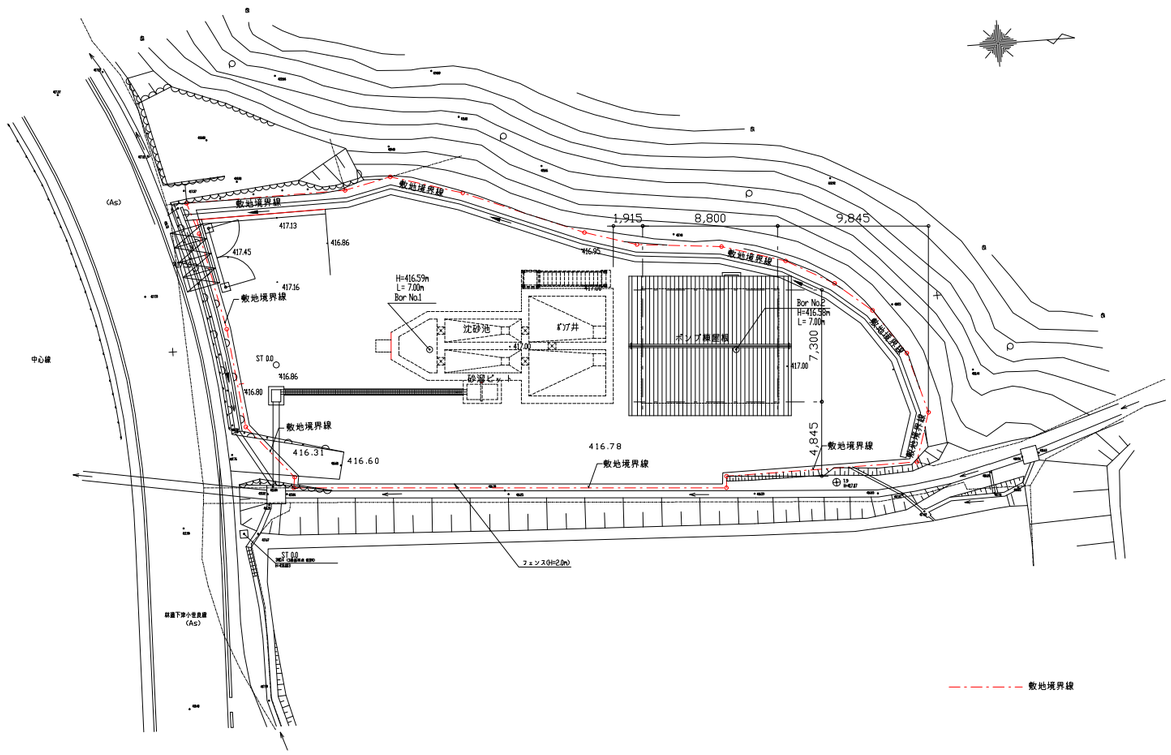

図面番号	A-06	縮尺	S= 1 /200
事業名	平成26年度 久井簡易水道事業		
工事名称	吉田調整池ポンプ棟築造工事		
種　別	配置図・敷地求積図		
工事箇所	三原市久井町吉田		
三原市水道部			

この図面は，実際の図面を約50%に縮尺している

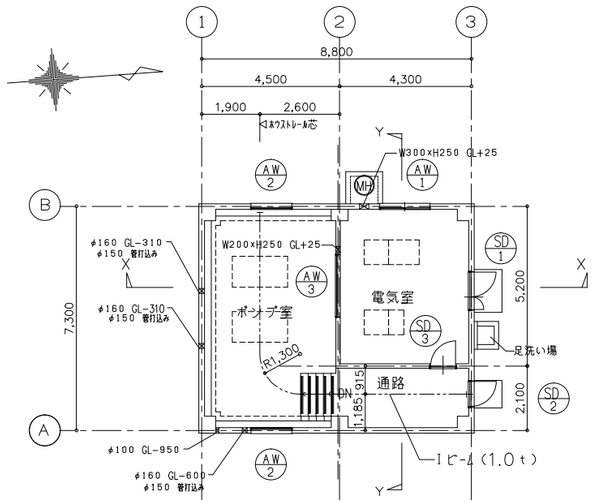

平面図

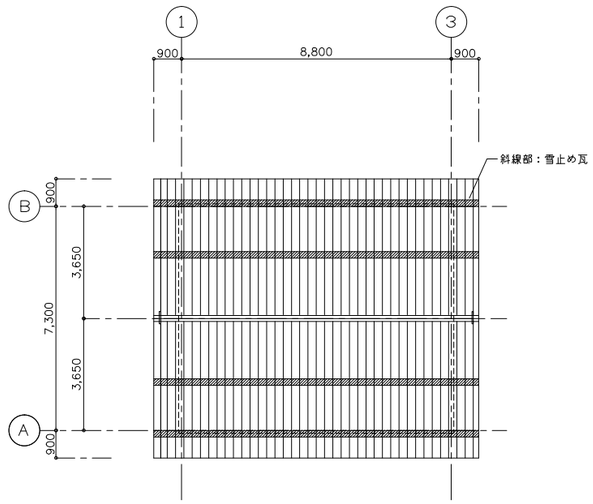

屋根伏図

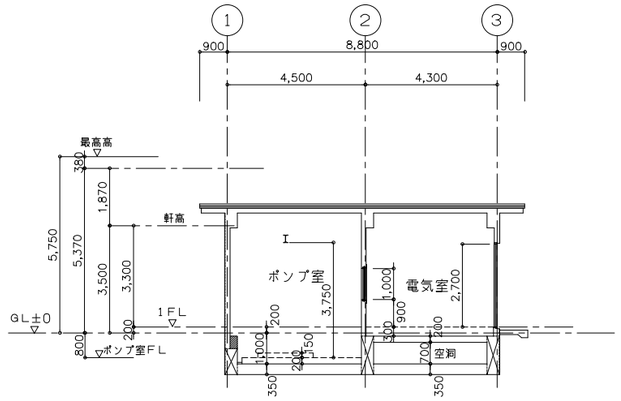

X－X断面図

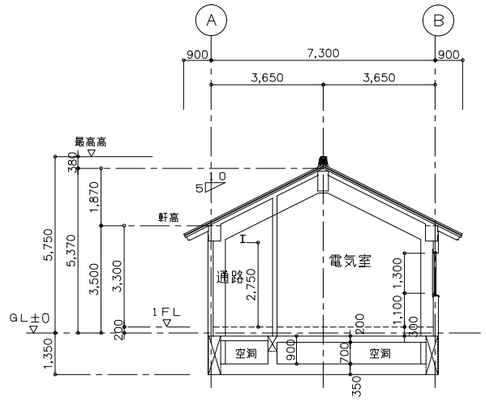

Y－Y断面図

※躯体開口のGLからの数値は開口芯とする。

機械基礎（別途工事）

設置予定機器（別途工事）

◎ 消火器ABC10型

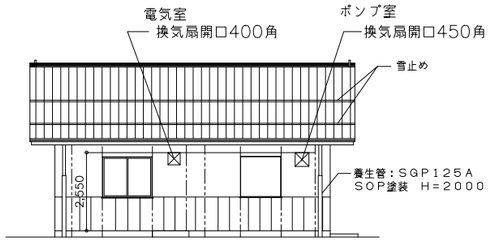

西側立面図

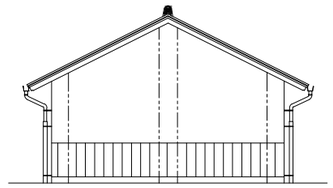

南側立面図

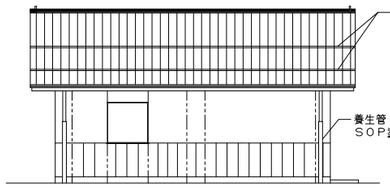

東側立面図

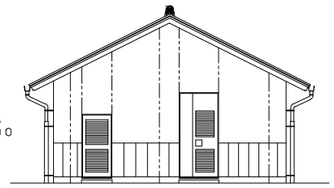

北側立面図

誘発目地・打継目地　20×20
（誘発目地は、柱際、建具際）
化粧目地　20×10

記号・名称	SD 1 調製両開き中抜きフラッシュ戸		SD 2 調製片開き中抜きフラッシュ戸ガラリ付		SD 3 調製片開き中抜きフラッシュ戸		AW 1 アルミ製 引違窓		AW 2 アルミ製 FIX窓		AW 3 アルミ製 FIX窓	
位置・数量	電気室	1	通路	1	電気室、ポンプ室	1	電気室	1	ポンプ室	2	電気室	1
形状	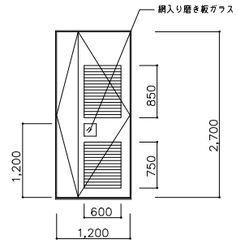		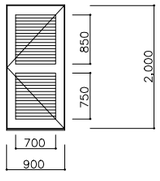		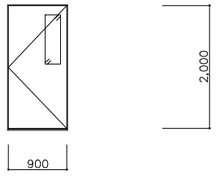		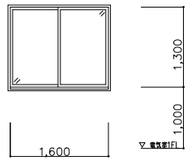		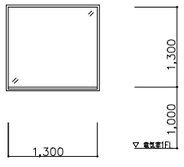		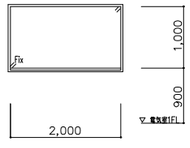	
材質・見込	亜鉛めっき鋼板	枠：86 戸：40	亜鉛めっき鋼板	枠：86 戸：40	亜鉛めっき鋼板	枠：86 戸：40	アルミ製	70	アルミ製	70	アルミ製	70
建具金物	ステンレス丁番，ドアクローザー（ﾗｲﾄﾞ付），シリンダー錠(ﾓﾃﾞﾙ付) レバーハンドル，その他標準金物一式		ステンレス丁番，ドアクローザー（ﾗｲﾄﾞ付），シリンダー錠(ﾓﾃﾞﾙ付) レバーハンドル，その他標準金物一式		ステンレス丁番，ドアクローザー（ﾗｲﾄﾞ付），シリンダー錠(ﾓﾃﾞﾙ付) レバーハンドル，その他標準金物一式		その他標準金物一式		その他標準金物一式		その他標準金物一式	
仕上・網子	SOP　網入り磨き板ガラスΦ6.8		SOP		SOP　網入り磨き板ガラスΦ6.8		A－1種　網入り型板ガラスΦ6.8		A－1種　網入り型板ガラスΦ6.8		A－1種　網入り透明ガラスΦ6.8	
備考	下枠：ステンレス製、 網製額縁DP（3方）、ガラリ部防虫網		下枠：ステンレス製、 網製額縁DP（3方）、ガラリ部防虫網		下枠：ステンレス製、 網製額縁DP（3方）		アルミ額縁（4方）		アルミ額縁（4方）		アルミ額縁（4方）	

消防法 有・無窓階チェック

必要面積　1階　64.24×1/30=2.14m²

開口面積　SD－1　1.20×2.70×1=3.24m²

AW－1　1.60×1.3×1/2=1.04m²

計　4.28m²

2.14m² ≦ 4.28m²　OK

排煙チェック

全ての室において　平12建告示1436－四－ハ－(2)　による

特記事項

- ○ 建具金物は、原則としてステンレス製とする。
- ○ 特記なき限りクレセント，取手の位置は、FL+1,500以下とする。
- ○ 鍵は全てマスターキー方式とする。
- ○ ステンレス丁番は、3枚吊りとする。
- ○ 網入りガラス廻りは、シリコン系シーリング止めとする。
- ○ 建具は、製作する前に施工図を作成し承認を得る。
- ○ 外部建具は、創付寸法，仕上厚等により寸法の変更もありうる。

図面番号	A-07	縮 尺	S=1/100
事 業 名	平成26年度 久井簡易水道事業		
工事名称	吉田調整池ポンプ棟築造工事		
種　別	平面図・屋根伏図・立面図・断面図		
工事箇所	三原市久井町吉田		
三 原 市 水 道 部			

この図面は、実際の図面を約50%に縮尺している

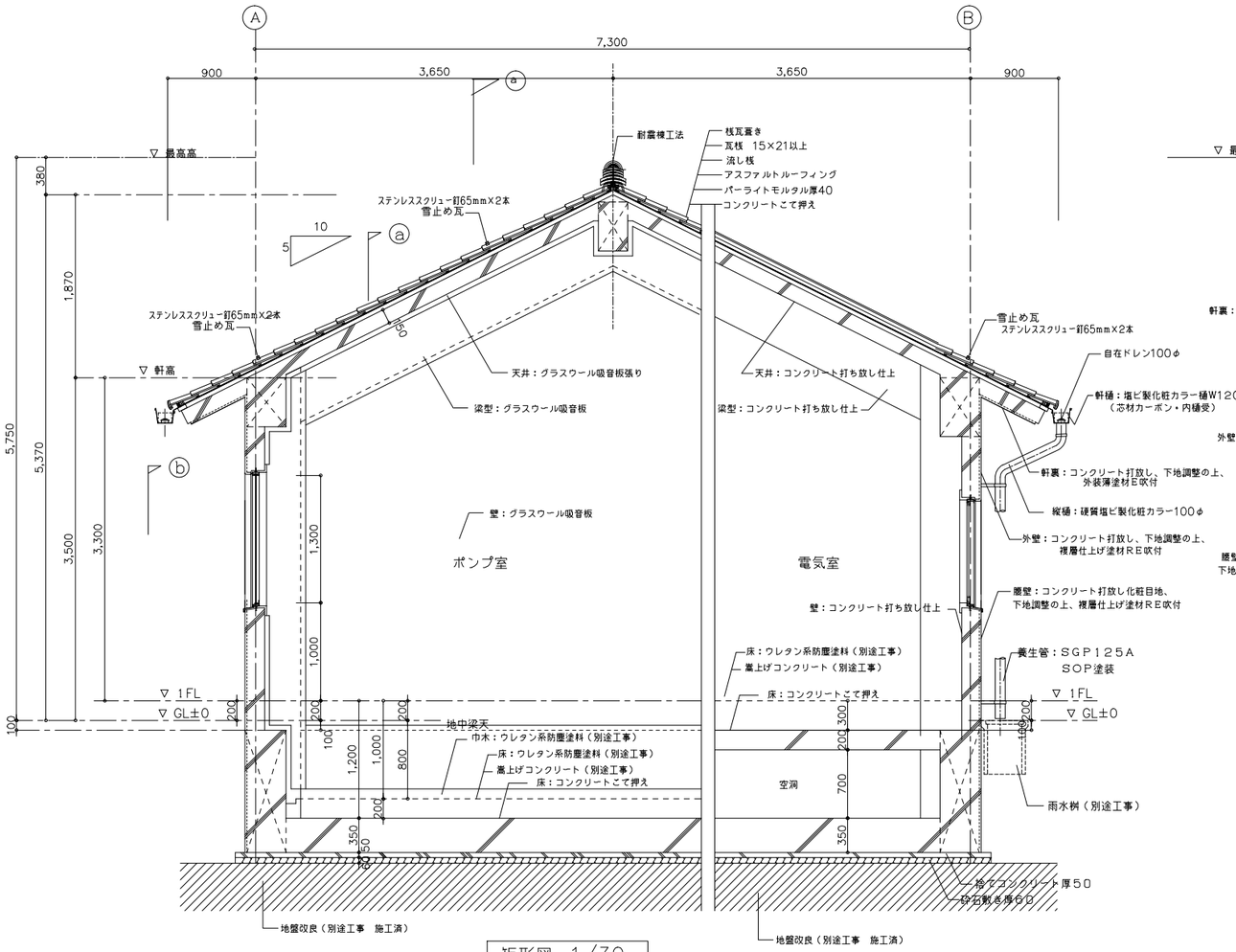

矩形図　1/30

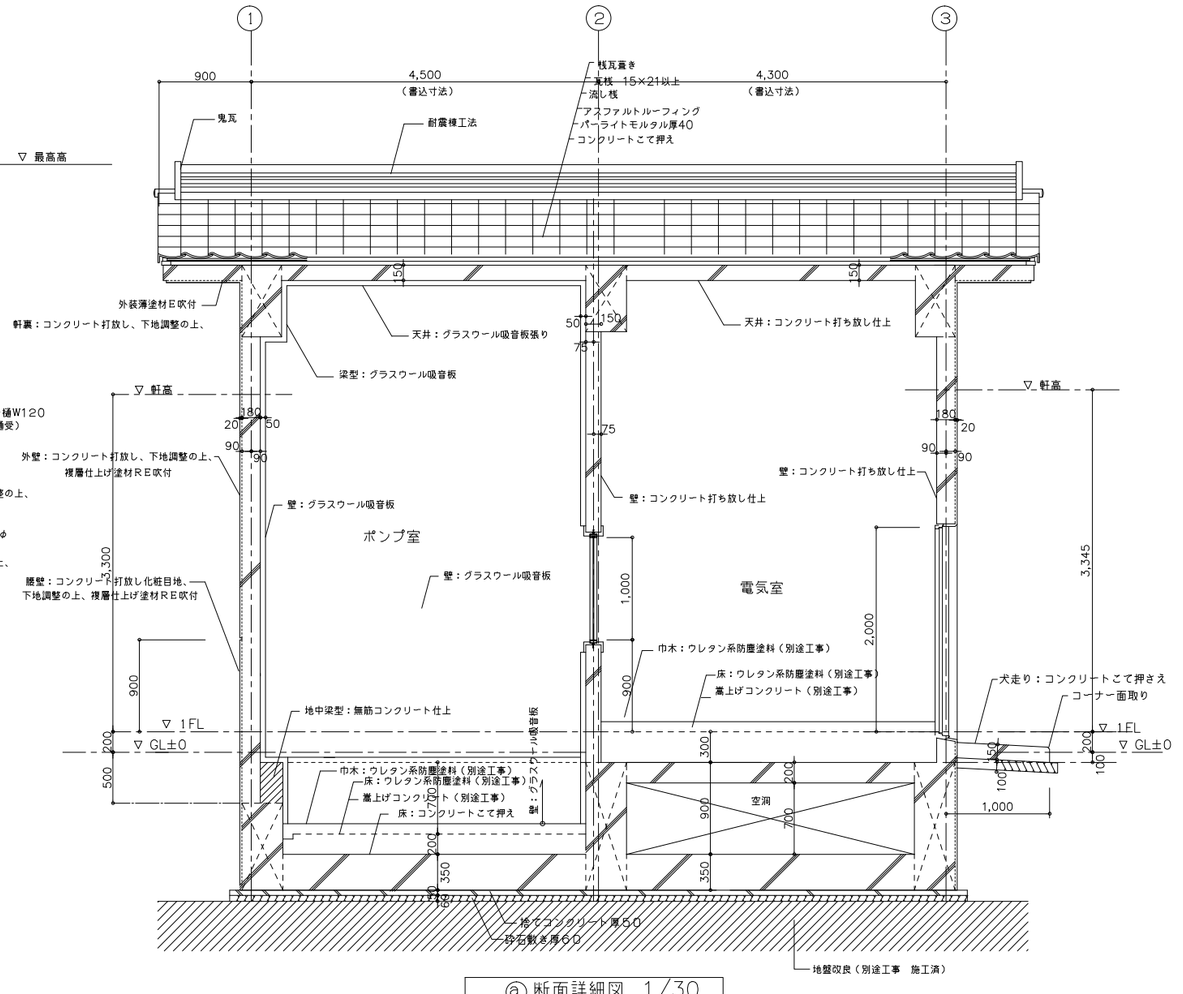

ⓐ 断面詳細図　1/30

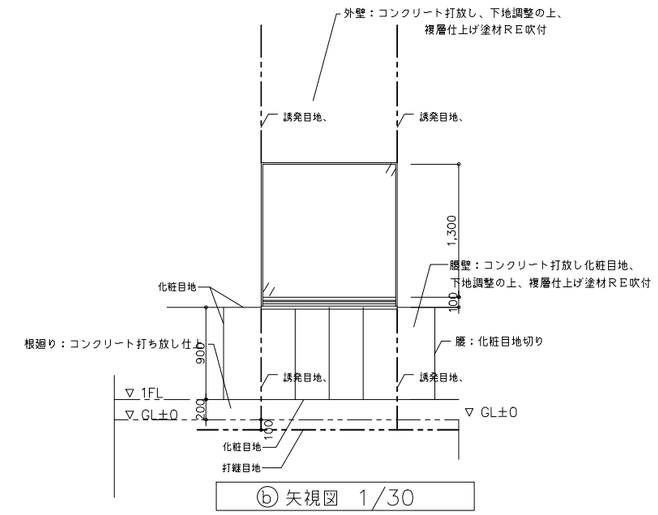

ⓑ 矢視図　1/30

図面番号	A-08	縮 尺	S=1/30
事 業 名	平成26年度 久井簡易水道事業		
工事名称	吉田調整池ポンプ棟築造工事		
種　　別	矩計図・断面詳細図		
工事箇所	三原市久井町吉田		
三 原 市 水 道 部			

この図面は、実際の図面を約50%に縮尺している

瓦屋根＜耐震棟＞詳細図　S=1/10

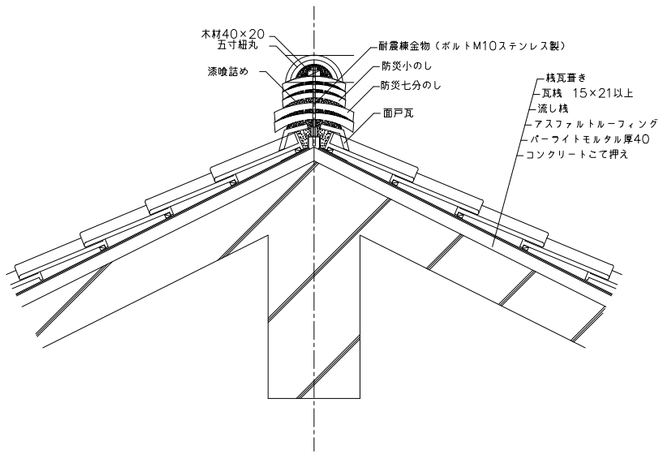

瓦屋根軒先詳細図　S=1/10

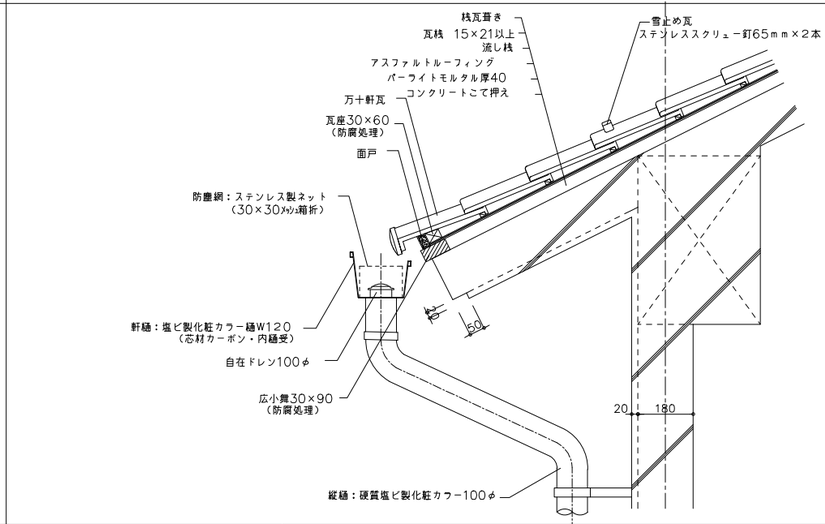

瓦屋根袖詳細図　S=1/10

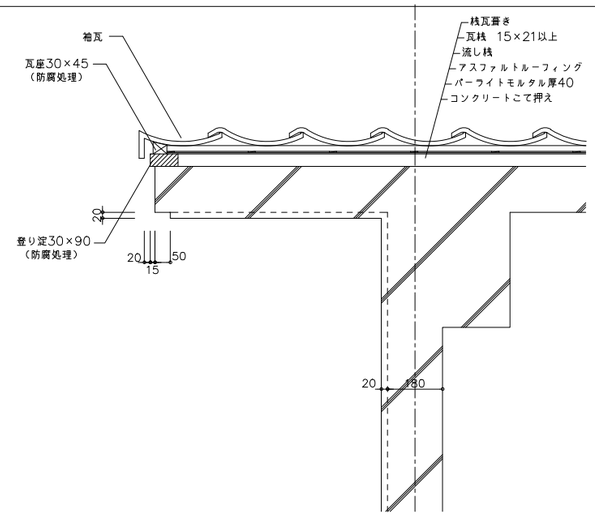

鋼製建具廻り詳細図　S=1/10

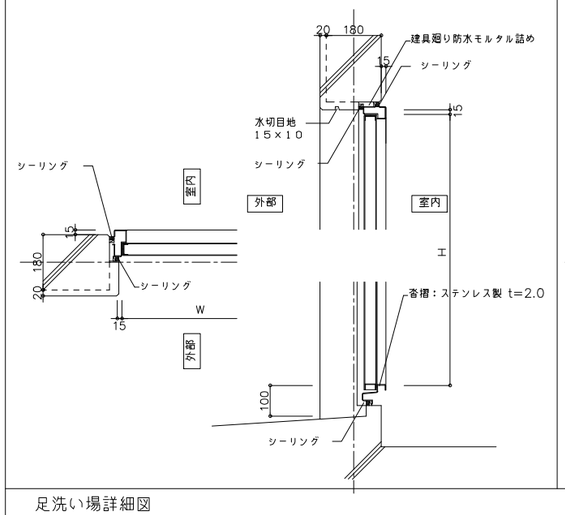

アルミ製建具廻り詳細図（ＡＷ－１，２）　S=1/10

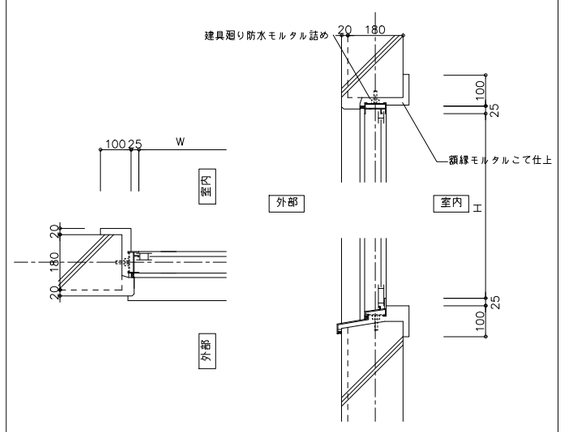

アルミ製建具廻り詳細図（ＡＷ－３）　S=1/10

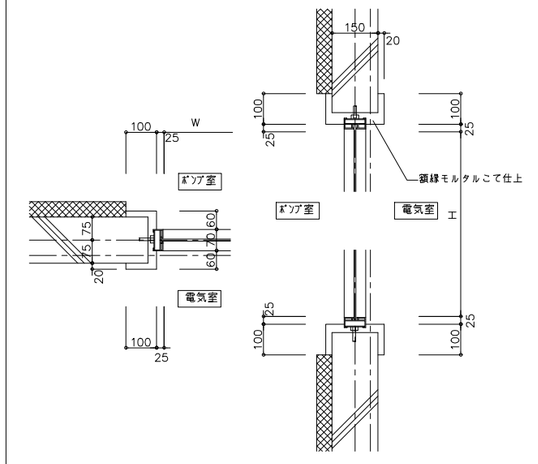

ハンドホール詳細図　S=1/30

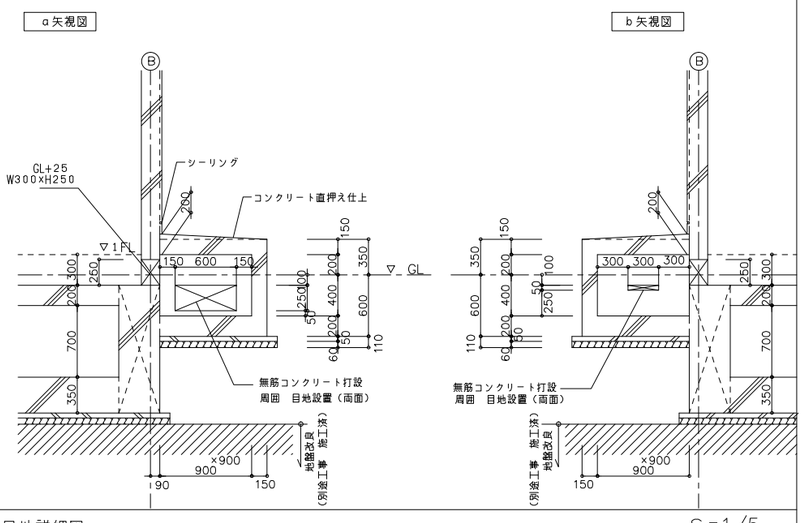

足洗い場詳細図　S=1/20

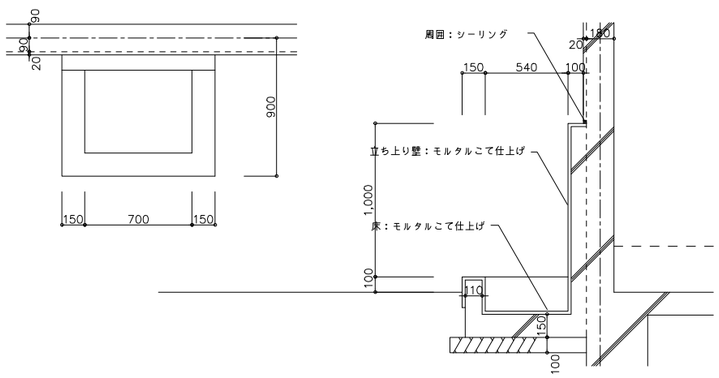

階段詳細図　S=1/20

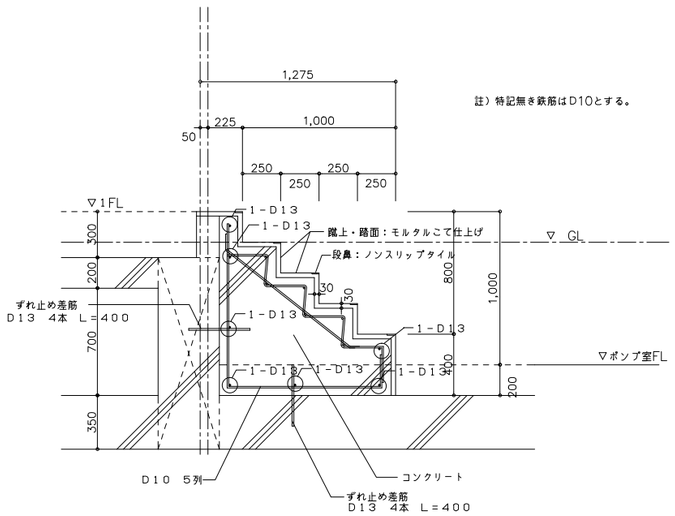

目地詳細図　S=1/5

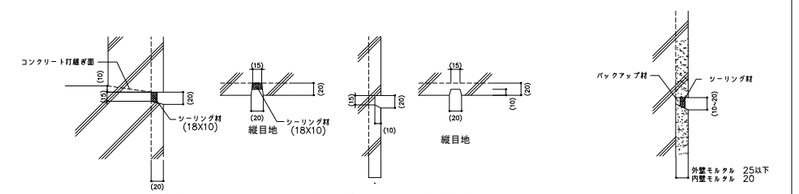

図面番号	A-09	縮 尺	S=1/30
事 業 名	平成26年度 久井簡易水道事業		
工事名称	吉田調整池ポンプ棟築造工事		
種　別	部分詳細図		
工事箇所	三原市久井町吉田		

三 原 市 水 道 部

この図面は、実際の図面を約50%に縮尺している

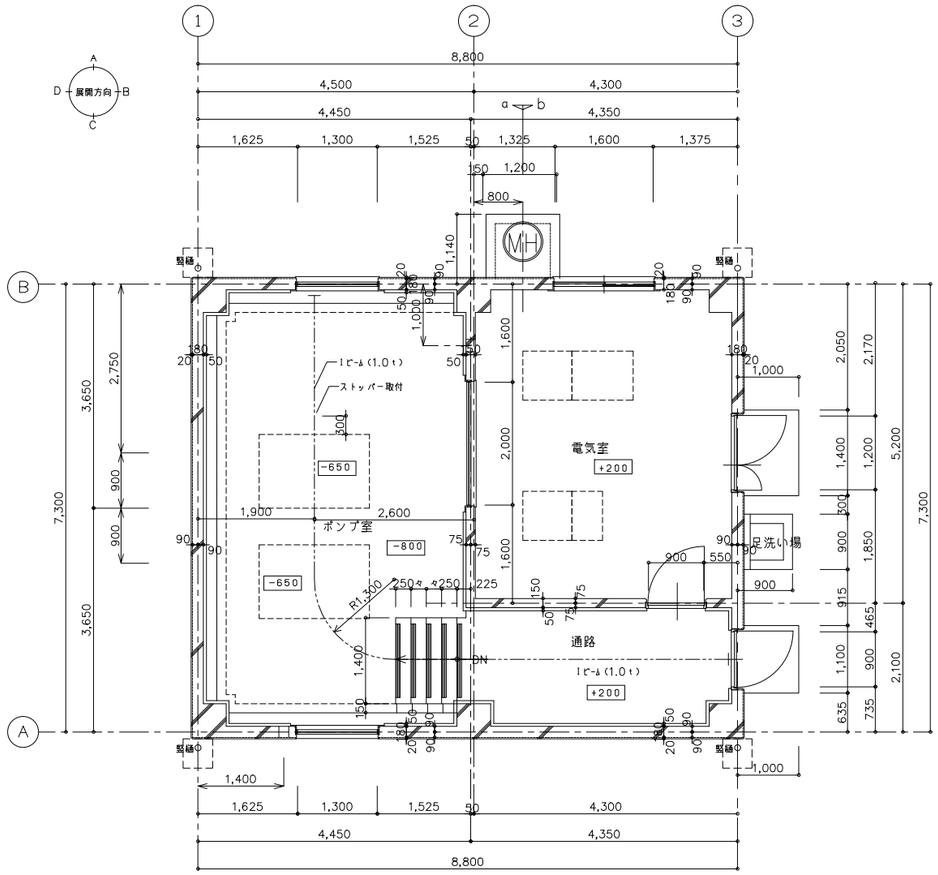

平面詳細図

註）壁開口の位置寸法は開口部芯とする。 650

+200 内の数値は、GLからの高さを示す。

1FL＝GL＋200

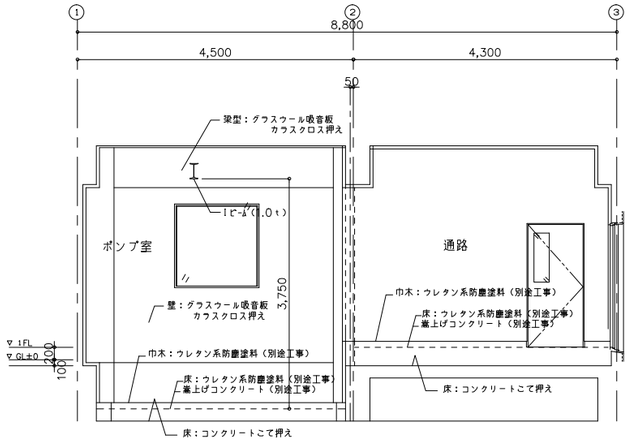

A面展開図

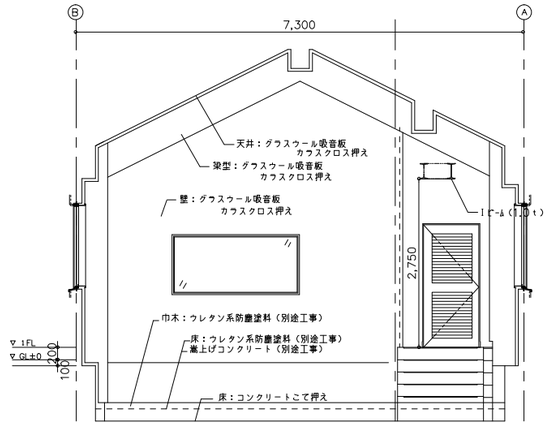

B面展開図

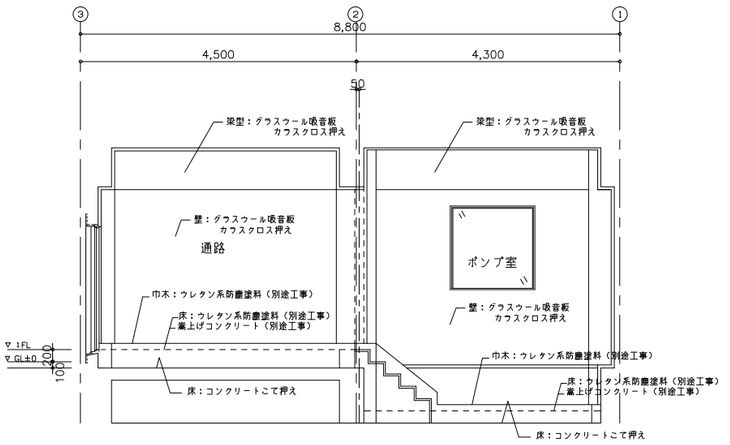

C面展開図

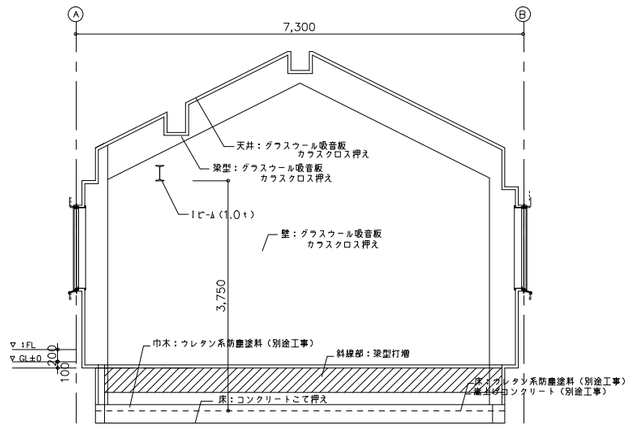

D面展開図

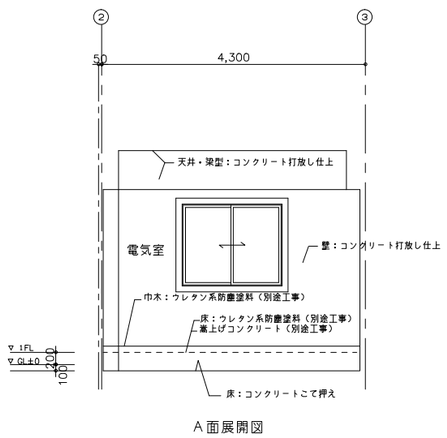

A面展開図

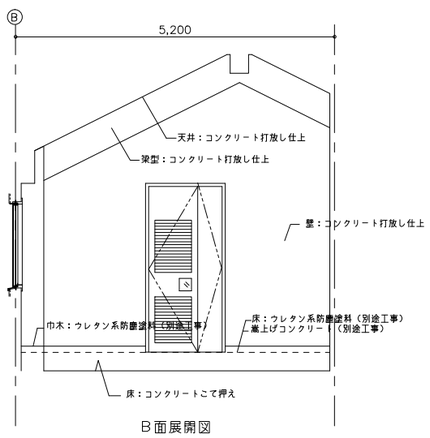

B面展開図

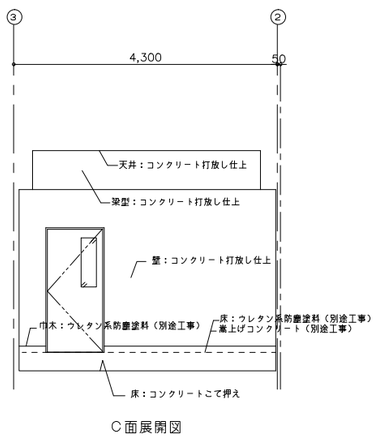

C面展開図

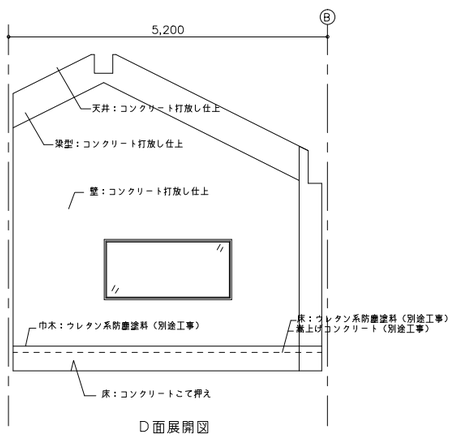

D面展開図

図面番号	A-10	縮 尺	S=1/50
事 業 名	平成26年度 久井簡易水道事業		
工事名称	吉田調整池ポンプ棟築造工事		
種 別	平面詳細図・展開図		
工事箇所	三原市久井町吉田		

三 原 市 水 道 部

この図面は、実際の図面を約50%に縮尺している

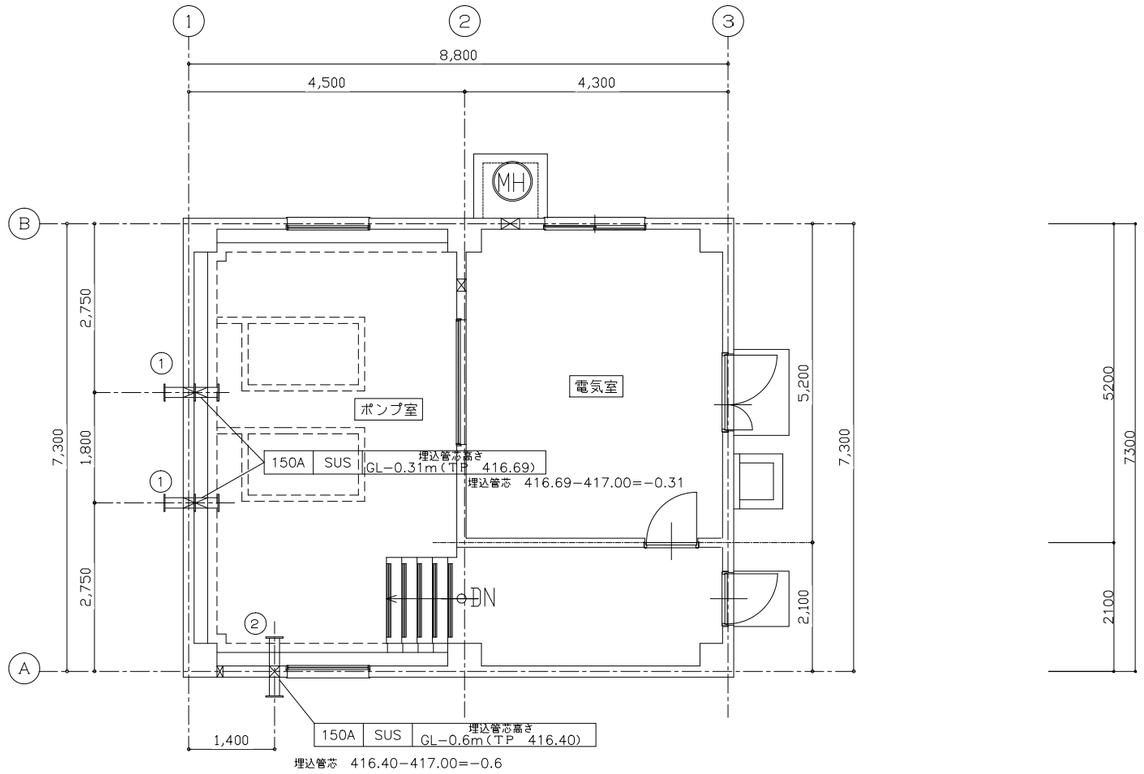

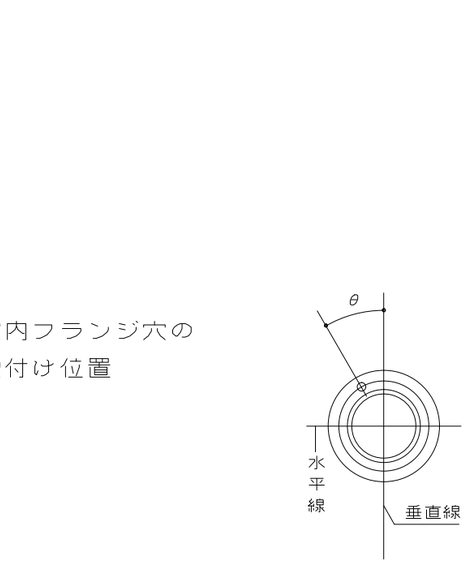

a）室内フランジ穴の取付け位置

a）フランジ穴取付け位置は、下表による。

□　径	θ	ボルトの呼び径	
150A	22° 5'	M20	12

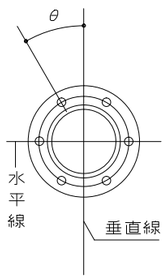

b）室外フランジ穴の取付け位置

b）フランジ穴取付け位置は、下表による。

□　径	θ	ボルトの呼び径	
150A	30°	M16	10

埋込管　平面図　　設計GL=417.00

c）埋込管の材質については、下記による。

1）室内ステンレス管・・・JIS G 3459　JIS 10kg/cm^2
（SUS304）
鋼管差し込み溶接フランジ規格
sch 20s
（継手は JIS G 5527に準ずる）

2）室外ステンレス管・・・JIS G 3459　JIS 7.5kg/cm^2
（SUS304）
鋼管差し込み溶接フランジ規格
sch 20s
（継手は JIS G 5527に準ずる）

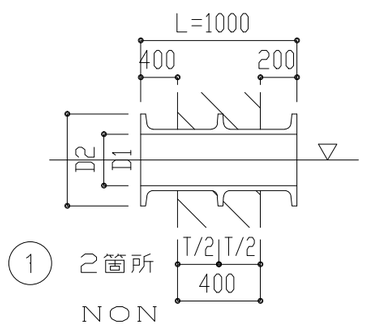

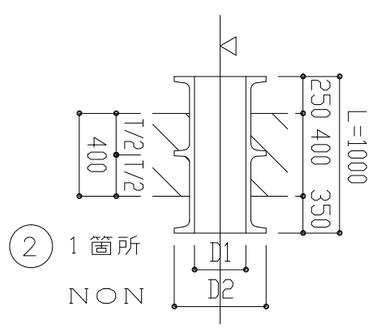

	室外（7.5k）	室内（10k）
D1	155.2φ	155.2φ
D2	290φ	280φ

図面番号	A-11	縮 尺	S=1/50
事 業 名	平成26年度 久井簡易水道事業		
工事名称	吉田調整池ポンプ棟築造工事		
種　別	ﾎﾟﾝﾌﾟ室埋込管図		
工事箇所	三原市久井町吉田		
三 原 市 水 道 部			

この図面は、実際の図面を約50%に縮尺している

構造特記仕様書

① 共通事項

1．適用
- ● 当特記仕様書及び設計図に記載なきものについては、公共建築協会「公共建築工事標準仕様書 最新版」によるが、適用に対しては係員の承認を得ること。
- ● 特記仕様書の取扱いは下記による。
  - 1）項目は番号に○印の付いたものを適用する。
  - 2）特記事項は●印の付いたものを適用する。

2．疑義
- ● 設計図書に明記無し、又は疑義を生じた場合は、係員と協議すること。

3．係員
- ● 当特記仕様書において、係員とは設計担当者又は監督員をいう。

4．優先順位
- ● 本工事の設計図書等の優先順位は下記による。
  - 1）現場説明事項（質疑応答を含む）
  - 2）各設計図
  - 3）特記仕様書 及び 標準図
  - 4）公共建築協会「公共建築工事標準仕様書 最新版」

② 地業工事

1．割栗地業 砂利地業

厚さ（mm）			使用場所	備考
割栗	敷砂利	砕石		
		60	基礎・地中梁	地盤改良（別途工事 施工済）

- ○ 捨てコンクリートは（7）50mm とする。
- ○ 捨てコンクリートはFc18、スランプは15cmとする。
- ○ 地盤改良は、柱状図を参照の上花崗岩までとする。

2．直接基礎

形式			根入れ深さ	長期地耐力	備考
独立	布	ベタ	（m）	（kN/m²）	
		○	-1.35		

- ○ 根入れ深さは、試験堀削等により係員立ち会いの上、最終決定とする。

3．杭地業

○ 既製杭地業

杭種	杭径（mm）	杭実長（m）	長期杭耐力（kN/本）	備考

1）工法 ：
2）杭はJIS規格品 又は 同等品
3）杭の継手は無溶接継手とする。（ ケ所／本 ）

○ 場所打ち杭地業

工法	杭径（mm）	杭実長（m）	長期杭耐力（kN/本）	備考
使用材料	コンクリート セメント 鉄筋：（主筋） （フープ）			

1）工法 ：
2）評定番号：

○ 共通事項
1）杭の先端位置は、GL- m とする。
2）杭のズレは、杭施工後直ちに実測し係員の指示に従って、適切な補強を行うこと。

4．その他

③ コンクリート工事

1．共通事項
- ● 当工事はレディミクストコンクリートJIS A 5308（JIS表示許可工場で製造された製品）を使用する。
- ● コンクリートの強度は、現場水中養生による供試体（材令28日）の圧縮強度により確認する。
- ● 片持ち梁・片持ち床版では、原則として打ち継ぎを設けない。
- ● 寒中コンクリート、暑中コンクリートの取扱いは、係員の指示による。

2．コンクリートの種類

（単位 ：cm ，kN/m²）

種類 普通	種類 軽量	設計強度（N/mm²）	使用場所	スランプ	比重	備考
○		21 ※	1階柱～R階床・梁迄	18	23.0	
○		21 ※	基礎・地中梁	15	23.0	

3．材料
- ● セメントはJIS R 5210に定める普通ポルトランドセメントを使用し、それ以外のものを使用する場合は、係員と協議すること。
- ● コンクリート中に含まれる塩化物量は塩素イオン量に換算して0.3kg/m³以下とする。
- ● アルカリ骨材反応に対して無害と判定された骨材を使用する。

4．調合
- ● 調合は下記による。
  - ○単位水量は 185kg/m³ 以下とする。
  - ○単位セメント量は 270kg/m³ 以上とする。
  - ○水セメント比は65%以下
  - ○ＡＥ減水材を用いる場合の空気量は3～5%とする。
  - ○コンクリート調合強度決定の際には、温度補正を考慮すること。

5．その他
- ● ※印設計強度に、構造体コンクリートと供試体の強度の差を考慮した割増し（ΔF）3N/mm²を加えた強度以上とすること。

④ 鉄筋工事

1．材料

径（mm）	材質 SD295A	材質 SD345	材質 SD390	使用場所	継手 重ね	継手 圧接	備考
D10～D16	○			全般	○		
D19～D22		○		柱梁主筋他		○	

○ 材質はJIS規格品とする。

2．鉄筋の記号

記号	Ⅰ，－	×	∅	●	○	⊙	⊗	◎
丸鋼	9φ	13φ	－	－	－	－	－	－
異形	D10	D13	D16	D19	D22	D25	D29	D32

3．その他
- ● 上記に拘らず、柱主筋は全て圧接継手とする
- ● 圧接工は、工事に応じたJIS Z 3881による技量資格の有資格者とする。

⑤ 鉄骨工事

1．材料
- ● 使用材料はすべてJIS規格品とする。
- ● 鋼材

使用材料	材質	使用場所	備考
形鋼・鋼板	SS400	ﾁｪｰﾝﾌﾞﾛｯｸﾚｰﾙ他	

- ● 高力ボルト・中ボルト等

種別	材質	径	備考
高力ボルト	S10T	M16	ﾄﾙｼｱ型
アンカーボルト	SS400	M16	

○ 高力ボルト接合の摩擦面すべり係数は0.45以上とする。

- ● 錆止め塗装

規格	使用場所	塗装回数	備考
JISK5674	全般	工場１回	現場補修

○ 下地処理はC種とする。
○ 次の部分は塗装しない。
1）現場溶接を行う部分
2）高力ボルト摩擦接合部の摩擦面
3）コンクリートに埋め込まれる部分
4）密着または回転のあの削り仕上げを行った部分
5）密閉となる内面

2．溶接
- ● 溶接棒は母材材質、溶接方法、作業条件に適合したJIS規格品とする。

3．その他
- ● 溶接工は溶接方法、及び溶接姿勢に応じたJISによる技量資格の有資格者とする。

⑥ 試験及び検査

1．地業工事

試験堀削	平板載荷	試験杭	杭鉛直載荷	

○ 上記試験は、係員立ち会いの上行う。
○ 各試験方法及び位置は別途指示する。

2．コンクリート工事
- ● 試験項目及び方法等は、公共建築協会「公共建築工事標準仕様書」によるが、特に下記試験については公共試験所にて行う。
  - ○ 砂の塩分
  - ○ セメント・骨材
  - ○ 粘土塊量
  - ○ 洗い試験によって失われる量
  - ○ 全ての骨材のアルカリシリカ反応
- ● コンクリートの強度
  - ○ 構造体コンクリート強度（7日、28日／現場水中養生）

3．鉄筋工事
- ● ガス圧接部の超音波探傷試験又は引張試験。
- ● 抜取り数は、同一作業班が同一日に施工した圧接箇所ごとに、超音波探傷試験では無作為に 30箇所、引張試験片では 3本とする。

4．鉄骨工事
- ○ 溶接検査
  - ○ 突き合わせ溶接部については、超音波探傷検査を行う。
  - ○ 工場溶接部の抜取り率は30%（1節又は300溶接線程度／1ロット）とし、不合格箇所数が5%を越えた場合、さらに同数抜取り、その合計不合格率が5%以内であれば合格とする。
  - ○ 現場溶接部については全数検査を行う。
  - ○ 各検査は第三者機関により行うものとする。

5．その他

⑦ 管理書類等

1．共通
- ● 下記以外の建築主事指示による報告書
  注）※印書類は、各工程の着工前に提出し、承認を得ること。

2．地業工事（別途工事 施工済）
- ※ ○ 杭打ち工事施工計画書
- ○ 杭打ち工事施工報告書
- ○ 地盤改良工事施工計画書
- ○ 地盤改良工事施工報告書

3．コンクリート工事
- ※ ● コンクリート工事施工計画報告書
- ※ ● コンクリート配合計画書
- ※ ● セメント・骨材各試験報告書
- ※ ● コンクリート試験練り結果報告書
- ● フレッシュコンクリート各試験報告書
- ● コンクリート圧縮強度試験報告書
- ● コンクリート工事施工結果報告書
- ○

4．鉄筋工事
- ※ ● 鉄筋強度試験報告書 又は ミルシート
- ● ガス圧接部引張強度試験報告書
- ○

5．鉄骨工事
- ※ ● 鉄骨工事施工報告書
- ※ ● 溶接工事作業計画書
- ※ ● 鋼材強度試験報告書 又は ミルシート
- ※ ● ボルト類強度試験報告書
- ● 高力ボルト締付け検査報告書
- ○ 溶接部非破壊検査報告書
- ● 鉄骨検査報告書（工場自主検査）
- ○

6．その他
- ● 各工程における工事写真
- ○

⑧ その他追加事項

1．共通事項

図面番号	S-01	縮尺	——
事業名	平成26年度 久井簡易水道事業		
工事名称	吉田調整池ポンプ棟築造工事		
種別	構造特記仕様書		
工事箇所	三原市久井町吉田		
三原市水道部			

この図面は，実際の図面を約50%に縮尺している

鉄筋コンクリート標準図（1）

1．鉄筋の折り曲げ

鉄筋末端部						鉄筋中間部					
鉄筋の折り曲げ角度	図	鉄筋の種類	鉄筋の折り曲げ内側の寸法 (D)	鉄筋の余長	備考	鉄筋の折り曲げ角度	図	鉄筋の使用箇所による呼称	鉄筋の径による区分	鉄筋の種類	鉄筋の折り曲げ内側の寸法 (D)
180°	d D 余長	SD295 SD345	4d 以上	4d 以上		90° 以下	d D	i) あばら筋 帯筋 スパイラル筋	各種	SD295 SD345	4d 以上
135°	d D 余長	SD295 SD345	4d 以上	6d 以上				ii) スラブ筋 壁筋	D16以下	SD295 SD345	5d 以上
90°	d D 余長	SD295 SD345	4d 以上	8d 以上					D19以上		iii) による
								iii)	異径鉄筋 D25以下		6d 以上
								i)，ii) 以外の鉄筋	異径鉄筋 D29以上 D41以下		8d 以上

（ d：鉄筋の呼び名 ）

2．鉄筋の定着及び重ね継手の長さ

鉄筋の種類	コンクリート設計基準強度の範囲（N/mm²）	一般の定着及び重ね継手 (L)	下端筋定着 (L1) 小梁	下端筋定着 (L1) スラブ
SD295A	21	35d または 25d フックつき	20d または 10d フックつき	10d かつ 15cm 以上
	24	35d または 25d フックつき		
SD345	21	35d または 25d フックつき		
	24	35d または 25d フックつき		

注） ○ 末端部フックがある場合のL及びL1は右図による。
○ dは鉄筋の呼び名とする。
○ 直径の異なる鉄筋の重ね継手の長さは細いほうの鉄筋の呼び名による。

L又はL1

3．鉄筋の継手要領

○ 継手位置は柱、梁、スラブの継手要領図により応力の小さい位置に設けること。
○ 隣合う鉄筋の継手は下表による。

フックのある場合	L, a, a≧0.5L
フックのない場合	L, a, a≧0.5L
圧接の場合 a≧400mm	a

4．鉄筋末端部のフック

異径鉄筋の定着及び継手で、下記に該当する部分についてはフックをつける。

1) 柱及び梁（基礎梁は除く）の出隅部で重ね継手となる主筋
（図中の ● 印の鉄筋）

（梁） （柱）

2) 煙突に用いる鉄筋

5．鉄筋のかぶり厚さ

基準かぶり厚さ

構造部分の種別	コンクリートの種類		基準かぶり厚さ 普通コンクリート	基準かぶり厚さ 軽量コンクリート
土に接しない部分	床スラブ 屋根スラブ 耐力壁以外の壁	屋内	30	30
		屋外 仕上げあり	30	30
		屋外 仕上げなし	40	40
	柱 梁 耐力壁	屋内 仕上げあり	40	40
		屋内 仕上げなし	40	40
		屋外 仕上げあり	40	40
		屋外 仕上げなし	50	50
	擁壁		50	50
土に接する部分	柱・梁・床スラブ・耐力壁		50	60
	基礎・擁壁		70	80
煙突など高熱を受ける部分			60	60

注） ○ 基準かぶり厚さは構造躯体表面より最外側鉄筋までの寸法とする。

帯筋 あばら筋 かぶり厚さ 柱 梁 捨コンクリート 基礎

○ かぶり厚さの最小値は公共建築工事標準仕様書による。
○ 仕上げありとはプラスター、モルタル等中性化抑制、耐火性向上に有効なものをいう。吹付け塗装などの鉄筋の耐久上有効でないものは仕上げなしと見なす。
○ D29以上の太径鉄筋を使用した場合はかぶり厚さを1.5d以上確保する。

6．鉄筋のあき

○ 鉄筋相互のあきは、原則として下記のうち最大値以上とする。

呼び名数値dの1.5倍以上
粗骨材の最大寸法の1.25倍以上
} かつ 25mm以上

○ 鉄筋径が異なる場合は大きい方による。
○ 主筋と軸方向鉄骨とのあきは25mm以上とする。

呼び名 (d)	最外径 (D)
D16	18
D19	21
D22	25
D25	28
D29	33

間隔 D あき D

D：鉄筋の最外径
d：鉄筋の呼び名数値

7．地中梁主筋の継手及び定着（地反力を受ける場合）

20d, L, 15d以上, L, L/4, L/2, L/4, L/2

○ 印内に継手中心部を設けること。

8．柱主筋の継手

圧接継手 重ね継手

ho, ho/4, ho/2, ho/4, あき400, 約0.5L

○ 印内に継手中心部を設けること。

9．柱主筋の定着

鉄筋のフックは柱頭四隅主筋並びに梁のせいが小さく、必要な定着長さが不足する￫所に付ける。

注1）定着長さしが確保できない場合は下図定着筋をかぶせる。

注2）上下階の柱断面が異なるときの定着

L, h0/2, h0, 15d, D1, D1−50mm, 補強フープ, D2, e/D2＞1/6, e/D2≦1/6, 15d以上

10．フープ

A. 割付け

1.5P, P, 帯筋, 50

上下の柱断面が異なる場合帯筋は一般の帯筋より1サイズ太い鉄筋又は同径のものを2本重ねたものとする。

B. 形状

イ）一般 135°, 6d以上, 8d以上

ロ）溶接 5d以上又は 10d以上

注） ○ 溶接は鉄筋の組立前に行う事。
○ フープの継手は交互に位置を変える。

11．大梁主筋の継手位置（一般）

L0, L0/4, L0/2, L0/4, L

○ 印部内に継手中心部を設けること。

12．大梁主筋の定着（一般）

最上階 L0/4, L0/2, L0/4, 15d, 15d, L, 20d, 20d, 15d以上, D1, 3/4 D の位置をこえて折り曲げる。

一般階 L0/4, L0/2, L0/4, 15d, 15d, 20d, 20d, 15d以上, D1, 3/4 D の位置をこえて折り曲げる。

13．スターラップ

30, P, 30

○ Pは設計ピッチとする。
＊は設計ピッチ以下とする。
○ スターラップの加工は右図による。

スラブが無い場合 両側スラブ付きの場合 片側スラブ付きの場合 梁成の大きい場合 中子筋の場合 中子筋

注） スパイラルスターラップは、スパイラルフープに準ずる。

14．小梁主筋の継手及び定着

継手 L0/4, L, L0/6, L0/2, L0/4, L0/4, L0

○ 印内に継手中心部を設けること。

定着 L, L0/4, 15d, 15d, L, 15d, L1, L0/6, L0/2, L0/4, L0

15．梁補助筋

4d, 吊り筋, 中止め筋, 4d, 4d, 受け筋

○ 中止め筋、吊り筋、受筋ともD10@1000とする。
○ 腹筋の仕様は構造図による。

○ 腹筋の定着は構造図に特記なき限り柱内に60mm以上のみ込ませ、第1スターラップと結束する事。

結束 60以上

16．柱・梁増打ちコンクリート部補強

20d, 補強筋, 補助フープ又は補助スターラップ, A

増打ちコンクリート 厚 A	補強筋	補助フープ又は補助スターラップ
A≦50	——	——
50＜A≦150	D13@300	D10@300
150＜A	両端 D16 中間 D13@300	D10@300

注） ○ Aが300以上の場合は直交方向辺にもD13@300で挿入すること。

図面番号	S-02	縮尺	——
事業名	平成26年度 久井簡易水道事業		
工事名称	吉田調整池ポンプ棟築造工事		
種別	鉄筋コンクリート標準図（1）		
工事箇所	三原市久井町吉田		
三原市水道部			

この図面は，実際の図面を約50%に縮尺している

鉄筋コンクリート標準図（２）

１７．スラブ配筋区分と肩筋・受筋

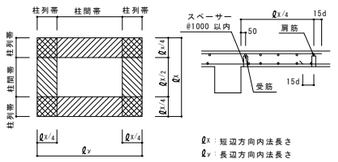

注）
- 肩筋は短辺・長辺方向共1-D13（但し主筋径がD16以上ならば主筋径と同径）を通すこと。
- スラブ上筋位置確保の為、梁際にスペーサー及び受筋を入れる。
- 受筋は肩筋と同径の鉄筋を通すこと。

１８．スラブ主筋の定着

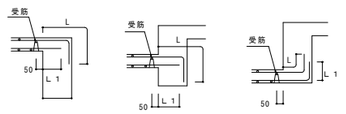

- 一般スラブの主筋の定着長は上筋L、下筋L1 とし受筋にて上筋の位置確保を行う。
  受筋は D13 かつ主筋径以上とする。
- 耐圧版の主筋の定着長は上筋、下筋共Lとする。

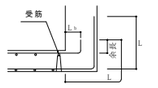

１９．スラブ開口補強

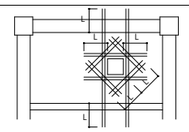

- スラブ開口面積（A）が1000mm×1000mm以下の場合は、開口によって切られる鉄筋と同量の鉄筋で周囲を補強するものとする。
- 縦、横補強筋径（＊）はD13かつ主筋径以上とし、短辺方向は梁～梁間に配筋すること。
- 上記注意事項を厳守し、かつ、下表配筋を最低限とする。

スラブ開口面積（A）	縦・横筋	斜筋
200 ㎠＜A＜ 400 ㎠	上下共1-D（＊）	1-D13シングル
400 ㎠＜A＜ 800 ㎠	上下共2-D（＊）	2-D13シングル
800 ㎠＜A＜ 1000 ㎠	上下共3-D（＊）	3-D13シングル

２０．屋根スラブ出隅・入隅部補強

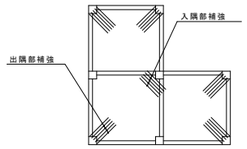

- 屋根スラブ出隅、入隅部分には補強筋5-D10（ℓ=3000）をピッチ200程度でスラブ上筋の下側に配置すること。

２１．片持スラブ主筋の定着

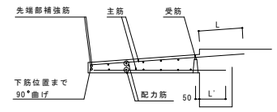

注）
- 主筋、配力筋、先端部補強筋の仕様は構造図による。
- 受筋はD13 かつ主筋径以上とする。
- 片持スラブの先端にRC壁が立上る場合、図の様に、片持スラブ下筋及び壁縦筋をそれぞれL の定着長をとること。

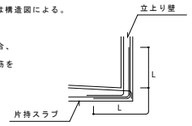

２２．片持スラブ出隅部補強

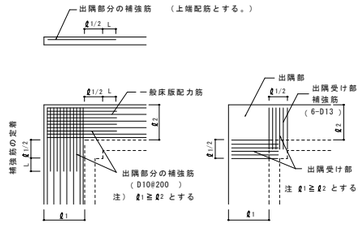

２３．壁筋の定着及び開口補強要領

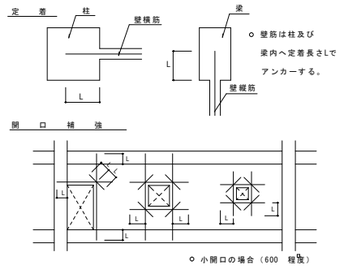

- 壁筋は柱及び梁内へ定着長さでアンカーする。
- 小開口の場合（600 程度）

２４．壁の隅角部補強

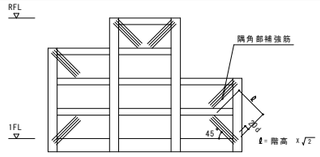

壁厚	補強筋
150 以下	4-D13 @200 （シングル）
180	5-D13 @200 （シングル）
200	6-D13 @200 （シングル）

- 外壁内壁共、上記補強筋を配筋すること。
- 但し開口部等が有り、上図に示す補強筋が配筋できない場合は係員の指示によること。

２５．壁つきスラブ補強

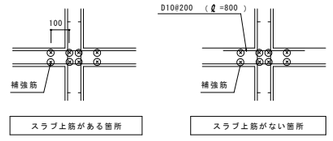

- スラブの上又は 下に、RC壁あるいはCB壁が取り付く場合上記補強筋（⊙印）を上下共4-D13で配置する。
  補強筋は梁～梁間に通すこと。
- スラブ上筋がない箇所については、図のようにD10@200（ℓ=800 ）を配置する。

図面番号	S-03	縮 尺	——
事 業 名	平成26年度 久井簡易水道事業		
工事名称	吉田調整池ポンプ棟築造工事		
種 別	鉄筋コンクリート標準図（2）		
工事箇所	三原市久井町吉田		
三 原 市 水 道 部			

この図面は，実際の図面を約50%に縮尺している

鉄骨標準図（１）

１．一般事項

注意事項

- 他の設計図書に記載なき場合は本標準図に従うものとする。
- 本標準図における単位はすべてｍｍとする。
- 精度に関しては「鉄骨精度検査基準」及び「鉄骨精度測定指針」（日本建築学会編）による。

略　号

- BH ―― 組立てＨ形鋼
- CHPL ―― チェッカープレート
- FB ―― フラットバー
- GR ―― ガセットプレート
- SPL ―― スプライスプレート
- WPL ―― ウエブプレート
- AB ―― アンカーボルト
- BPL ―― ベースプレート
- CPL ―― カバープレート
- FPL ―― フランジプレート
- HTB ―― 高力ボルト

２．型鋼のゲージ

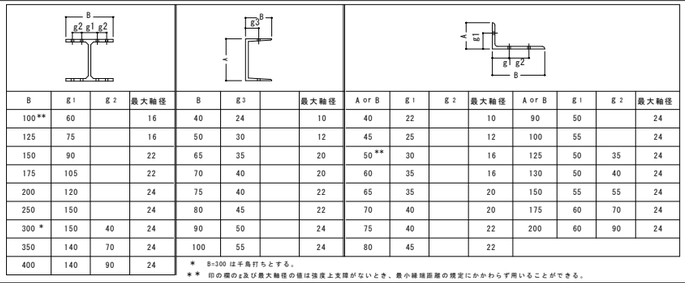

B	g1	g2	最大軸径
100**	60		16
125	75		16
150	90		22
175	105		22
200	120		24
250	150		24
300 *	150	40	24
350	140	70	24
400	140	90	24

B	g3		最大軸径
40	24		10
50	30		12
65	35		20
70	40		20
75	40		22
80	45		22
90	50		24
100	55		24

A or B	g1	g2	最大軸径
40	22		10
45	25		12
50**	30		16
60	35		16
65	35		20
70	40		20
75	40		22
80	45		22

A or B	g1	g2	最大軸径
90	50		24
100	55		24
125	50	35	24
130	50	40	24
150	55	55	24
175	60	70	24
200	60	90	24

＊　B=300 は千鳥打ちとする。

＊＊　印の欄のｇ2及び最大軸径の値は強度上支障がないとき、最小縁端距離の規定にかかわらず用いることができる。

３．ボルトのピッチ

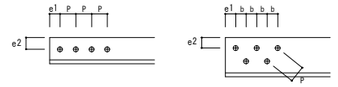

呼び径			M16	M20	M22	M24	
孔径			17.0	21.5	23.5	25.5	
ピッチ	標準	P	60	70	80	90	
	最小		40	50	55	60	
はしあき		e1	35（40）	40（50）	45（55）	50（60）	
へりあき		e2	25	30	35	40	

- （ ）内はブレース材の場合を示す。
- 中ボルトの場合のピッチ、はしあき、へりあきは上記にならう。
- 中ボルトの場合の孔径は（呼び径+0.5）とする。

４．高力ボルトの長さ

呼び径	締め付け長さに加える長さ	
	JIS型高力ボルト	トルシア型高力ボルト
M16	30	25
M20	35	30
M22	40	35
M24	45	40

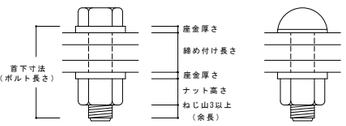

５．小梁の仕口

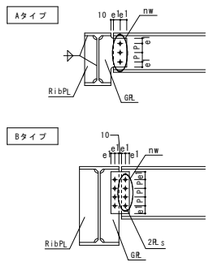

６．溶接（手溶接、半自動溶接）

注）（）内数値は半自動溶接の場合を示す。

すみ肉溶接

① 連続すみ肉溶接

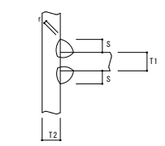

② 重ねすみ肉溶接

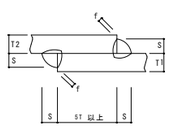

すみ肉溶接の標準脚長Ｓ

- 構造図に指示の無い場合は下記による。

T	6	9	12	16
S	6	7.5	9.5	13

（ＴはＴ1．Ｔ2の内小さい方とする　）

すみ肉溶接の余盛　ｆ

ｆ≦ 0.1Ｓ + 1

突合せ溶接

③ Ｉ型突合せ溶接

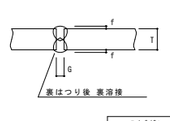

Ｔ≦ 6(9)	
Ｇ= 1/2 Ｔ	
ｆ= 1.0	

溶接姿勢　下向、立向

④ レ型突合せ溶接

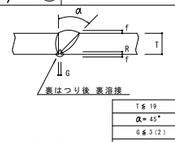

Ｔ≦ 19	
α= 45°	
Ｇ≦ 3(2)	
Ｒ≦ 2	
ｆ= 1.0～2.0	

溶接姿勢　下向、立向

⑤ レ型突合せ溶接

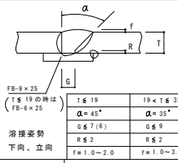

Ｔ≦ 19	19＜Ｔ≦ 32
α= 45°	α= 35°
Ｇ≦ 7(6)	Ｇ≦ 9
Ｒ≦ 2	Ｒ≦ 2
ｆ= 1.0～2.0	ｆ= 1.0～3.0

溶接姿勢　下向、立向

⑥ Ｋ型突合せ溶接

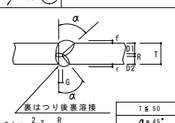

Ｔ≦ 50	
α= 45°	
Ｇ≦ 3(2)	
Ｒ≦ 2	
ｆ= 1.0～3.0	

溶接姿勢　下向、立向

⑦ レ型突合せ溶接

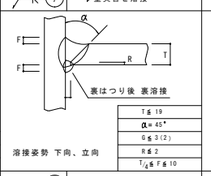

Ｔ≦ 19	
α= 45°	
Ｇ≦ 3(2)	
Ｒ≦ 2	
$T_1/6 \leqq F \leqq 10$	

溶接姿勢　下向、立向

⑧ レ型突合せ溶接

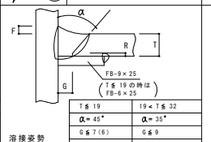

Ｔ≦ 19	19＜Ｔ≦ 32	
α= 45°	α= 35°	
Ｇ≦ 7(6)	Ｇ≦ 9	
Ｒ≦ 2	Ｒ≦ 2	
$T_1/6 \leqq F \leqq 10$	$T_1/6 \leqq F \leqq 10$	

溶接姿勢　下向、立向

⑨ Ｋ型突合せ溶接

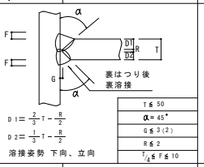

Ｔ≦ 50	
α= 45°	
Ｇ≦ 3(2)	
Ｒ≦ 2	
$T_1/6 \leqq F \leqq 10$	

$D1 = \frac{2}{3}T - \frac{R}{2}$

$D2 = \frac{1}{3}T - \frac{R}{2}$

溶接姿勢　下向、立向

⑩ Ｋ型部分溶込み突合せ溶接

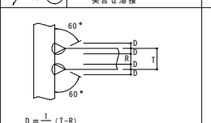

Ｔ	16	19	22	25	28
Ｒ	7	8	9	11	12

$D = \frac{1}{2}(T-R)$

フレア溶接

⑪ フレアＶ型グルーブ溶接

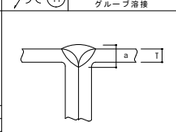

Ｔ≦ 19
α= 45°
Ｇ≦ 3(2)
Ｒ≦ 2
$T_1/6 \leqq F \leqq 10$

a ≧ Ｔ　かつ　a ≦ 3.2

⑫ フレア Ｌ型グルーブ溶接

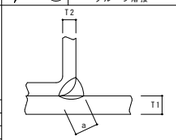

Ｔ≦ 19	19＜Ｔ≦ 32	
α= 45°	α= 35°	
Ｇ≦ 7(6)	Ｇ≦ 9	
Ｒ≦ 2	Ｒ≦ 2	
$T_1/6 \leqq F \leqq 10$	$T_1/6 \leqq F \leqq 10$	

FB-9×25
（Ｔ≦ 19 の時は FB-6×25）

溶接姿勢　下向、立向

a ≧ Ｔ1 かつ　Ｔ2

⑫ フレアＫ型グルーブ溶接

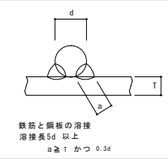

Ｔ≦ 50	
α= 45°	
Ｇ≦ 3(2)	
Ｒ≦ 2	
$T_1/6 \leqq F \leqq 10$	

$D1 = \frac{2}{3}T - \frac{R}{2}$

$D2 = \frac{1}{3}T - \frac{R}{2}$

溶接姿勢　下向、立向

鉄筋と鋼板の溶接
溶接長5d 以上
a≧ Ｔ かつ 0.3d

その他注意事項

- 板厚の異なる場合

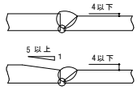

- エンドタブ

エンドタブは継手と同じ形状で
両端に取付ける。その長さ（Ｌ）は
40以上かつ薄い方の板厚の
2倍以上とする。

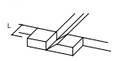

- スカーラップ

R=35を標準とする。

図面番号	S-04	縮　尺	S=1/100
事業名	平成26年度 久井簡易水道事業		
工事名称	吉田調整池ポンプ棟築造工事		
種　別	鉄骨標準図（1）		
工事箇所	三原市久井町吉田		
三　原　市　水　道　部			

この図面は，実際の図面を約50%に縮尺している

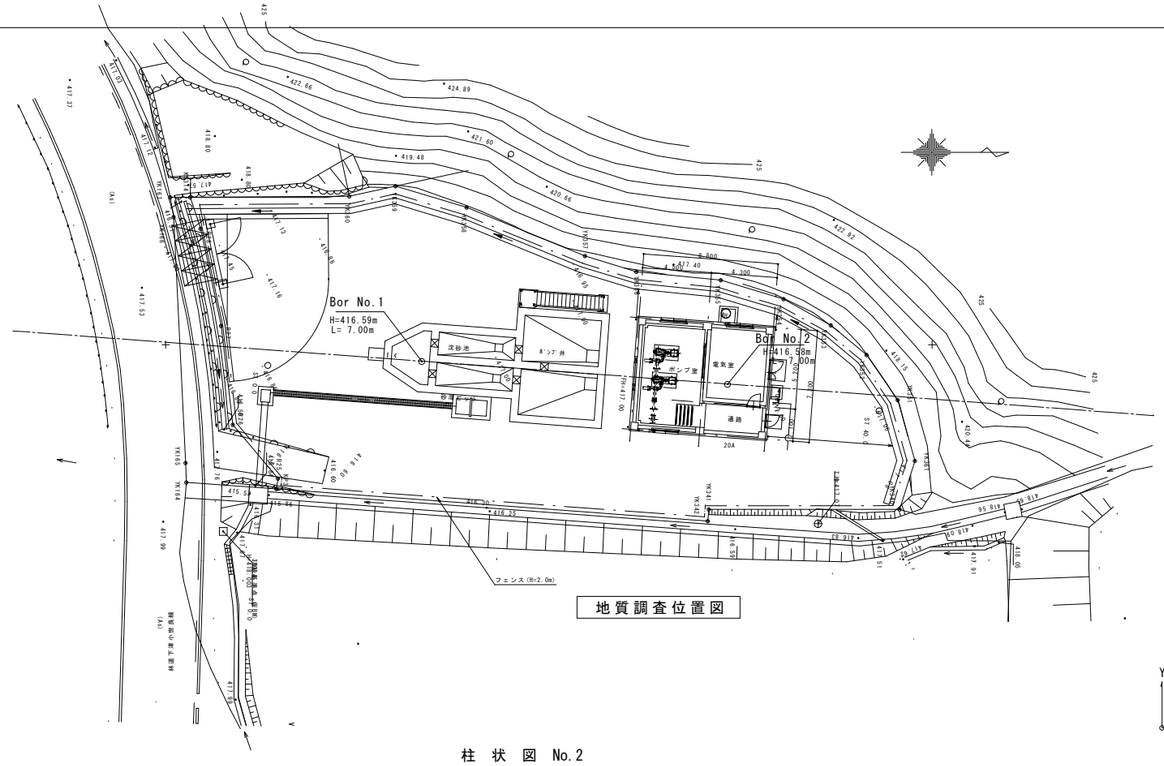

地質調査位置図

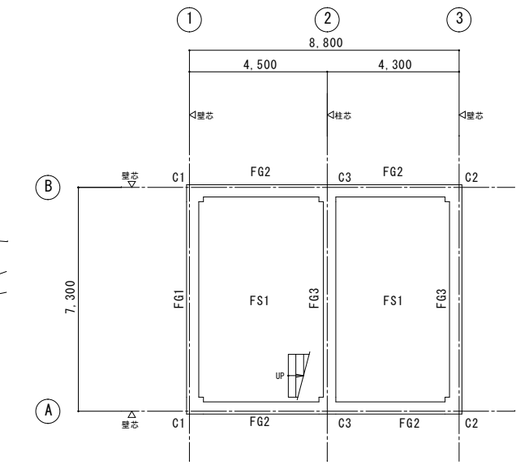

基礎伏図　1/100

特記無き限り下記による。

1．底版下端　GL-1,350とする。

2．地盤改良底は　花崗岩層までとする。

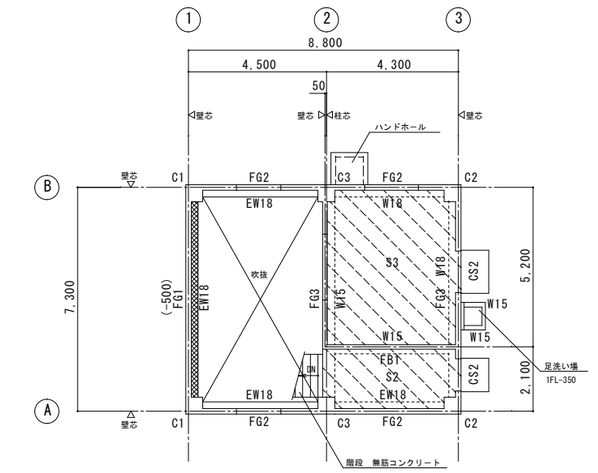

1階床梁伏図　1/100

特記無き限り下記による。

1．1FL=GL+200。

2．スラブ天端　1FL±0とする。

　　印　スラブ天端　GL-100とする。

3．地中梁天端　GL-100とする。

　（　）内は　GLからの地中梁天端レベルを示す。

4．　印　梁上増打とする。

柱状図 No.2

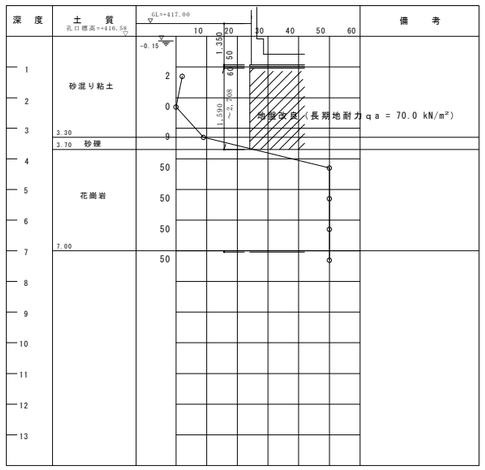

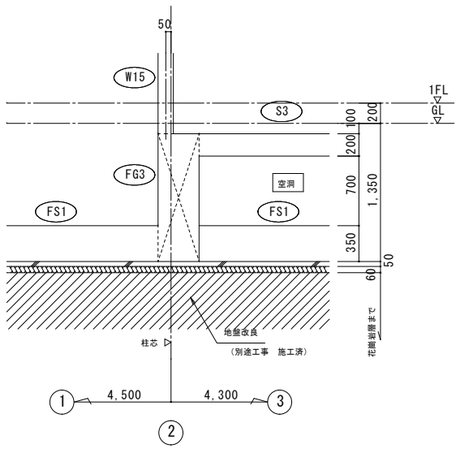

基礎リスト　1/30

符号	スラブ厚	位置	短辺（主筋）方向		長辺（配力筋）方向		備考
			端部	中央	端部	中央	
FS1	350	上端筋	D22@200	———	D16@200	———	モチアミ配筋
		下端筋	D22@200	———	D16@200	———	
		上端筋					
		下端筋					

地中梁リスト　1/30

特記なき限り下記に依る。
1．巾止め筋は　Ｄ１０@１０００程度とする。

符号	FG1	FG2	FG3		FB1		
位置	全断面	全断面	全断面		端部	中央	
断面	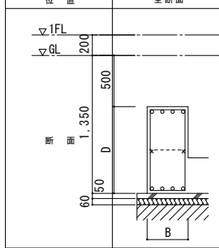				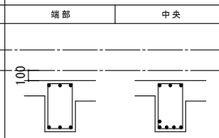		
B×D	400 × 850	400 ×1250	400 ×1250		300 × 500		
上端筋	4-D22	4-D22	5-D22		3-D19	3-D19	
下端筋	4-D22	4-D22	5-D22		3-D19	5-D19	
スターラップ	□-D10@150	□-D10@150	□-D10@150		□-D10@150		
腹筋	2-D13	6-D13	6-D13		———		

図面番号	S-05	縮尺	S=1/100
事業名	平成26年度 久井簡易水道事業		
工事名称	吉田調整池ポンプ棟築造工事		
種別	柱状図、基礎伏図、基礎・地中梁リスト		
工事箇所	三原市久井町吉田		
三原市水道部			

この図面は，実際の図面を約50%に縮尺している

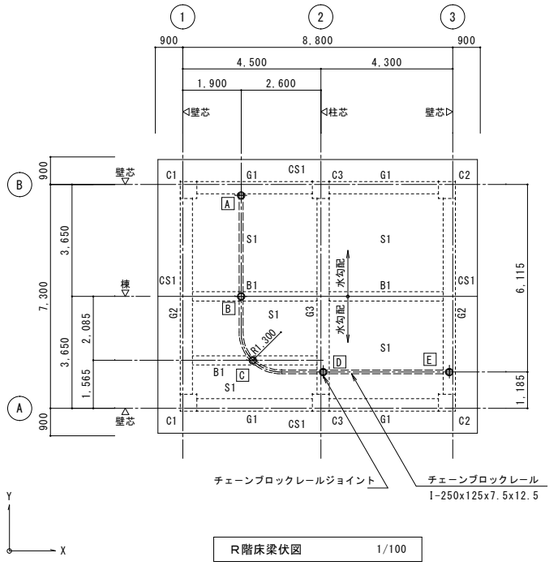

R階床梁伏図　1/100

特記無き限り下記による。
1．⊕ 印　チェーンブロックレール吊元を示す。
2．スラブ、梁天端は軸組図に依る。

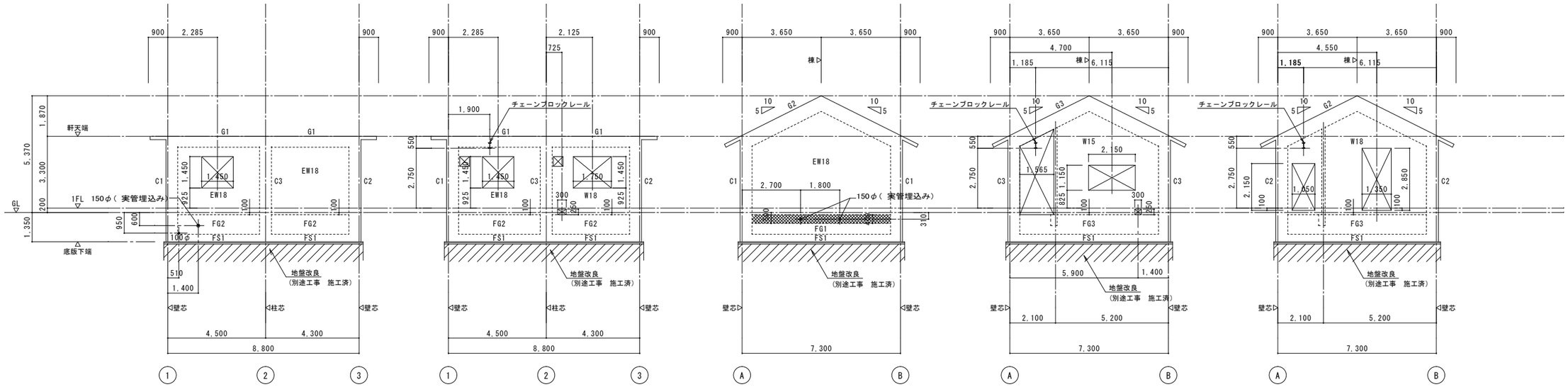

A通り軸組図　1/100

B通り軸組図　1/100

1通り軸組図　1/100

2通り軸組図　1/100

3通り軸組図　1/100

特記無き限り下記による。
1．▨ 印　梁上増打（補強要）とする。
2．A通り梁貫通補強は、既成品（評定品）による。
　100φは不要。ただし、耐震壁架構のため柱面から
　の梁端部塑性域規定は除外する。

図面番号	S-06	縮 尺	S=1/100
事 業 名	平成26年度 久井簡易水道事業		
工事名称	吉田調整池ポンプ棟築造工事		
種　別	伏図、軸組図		
工事箇所	三原市久井町吉田		
三 原 市 水 道 部			

この図面は、実際の図面を約50%に縮尺している

柱リスト 1/30

符 号	C1	C2	C3
	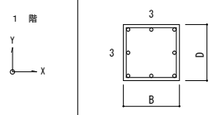		
B×D	550 × 550	550 × 550	550 × 550
主 筋	8-D22	10-D22	14-D22
フープ	□-D10@100	□-D10@100	□-D10@100

大梁リスト 1/30

特記なき限り下記に依る。
1．巾止め筋は Ｄ１０@１０００程度とする。

符 号	G1	G2	G3	
位 置	全断面	全断面	端部	中央
R 階			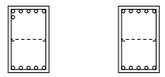	
B×D	400 × 500	400 × 650	400 × 650	
上端筋	3-D22	4-D22	6-D22	5-D22
下端筋	3-D22	4-D22	5-D22	5-D22
スターラップ	□-D10@150	□-D10@150	□-D10@150	
腹 筋	―――	2-D10	2-D10	

小梁リスト 1/30

特記なき限り下記に依る。
1．巾止め筋は Ｄ１０@１０００程度とする。

符 号	B1	
位 置	全断面	
断 面		
B×D	300 × 500	
上端筋	3-D19	
下端筋	3-D19	
スターラップ	□-D10@200	
腹 筋	―――	

壁リスト 1/30

符 号		W18・EW18	W15
断 面			
縦 筋		D10@200 （ダブル）	D10@150 （シングル）
横 筋		D10@200 （ダブル）	D10@150 （シングル）
開口補強筋	縦	2-D13	1-D13
	横	2-D13	1-D13
	斜め	2-D13	1-D13
巾止筋		D10@1000	―――
備 考			

開口補強筋要領 1/30

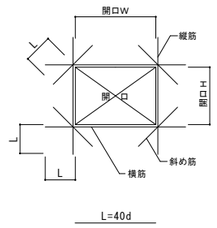

スラブリスト

符 号	スラブ厚	位 置	短辺（主筋）方向		長辺（配力筋）方向		備 考
			端 部	中 央	端 部	中 央	
S1	150	上端筋	D10,D13@200	―――	D10,D13@200	―――	モチアミ配筋
		下端筋	D10@200	―――	D10@200	―――	
S2	150	上端筋	D10,D13@200	―――	D10@200	―――	モチアミ配筋
		下端筋	D10@200	―――	D10@200	―――	
S3	200	上端筋	D13@200	―――	D13@200	―――	モチアミ配筋
		下端筋	D13@200	―――	D13@200	―――	
		上端筋					
		下端筋					
CS1	150	上端筋	D10,D13@200	―――	D10@200	―――	モチアミ配筋
		下端筋	D10@200	―――	D10@200	―――	
CS2	150	上端筋	D10,D13@200	―――	D10@200	―――	モチアミ配筋
		下端筋	D10@200	―――	D10@200	―――	
		上端筋					
		下端筋					

棟部分スラブ補強配筋図 1/30

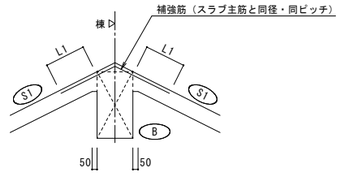

足洗い場配筋図 1/30

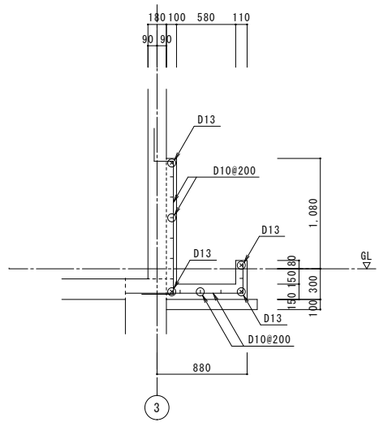

片持ちスラブ配筋図 1/30

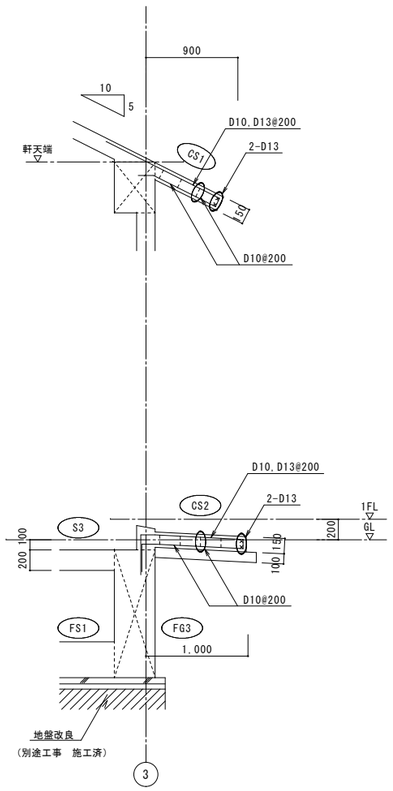

電気室ハンドホール配筋図 1/30

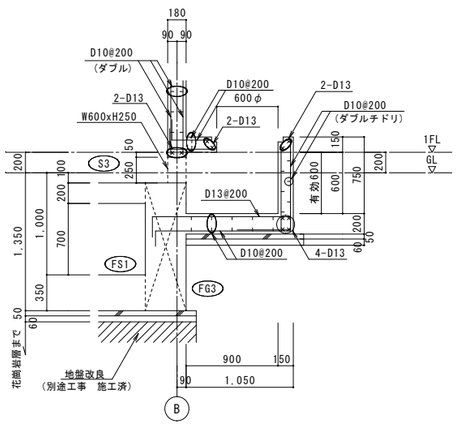

図面番号	S-07	縮 尺	S=1/30
事 業 名	平成26年度 久井簡易水道事業		
工事名称	吉田調整池ポンプ棟築造工事		
種 別	ＲＣリスト・雑配筋図		
工事箇所	三原市久井町吉田		
三 原 市 水 道 部			

この図面は，実際の図面を約50%に縮尺している

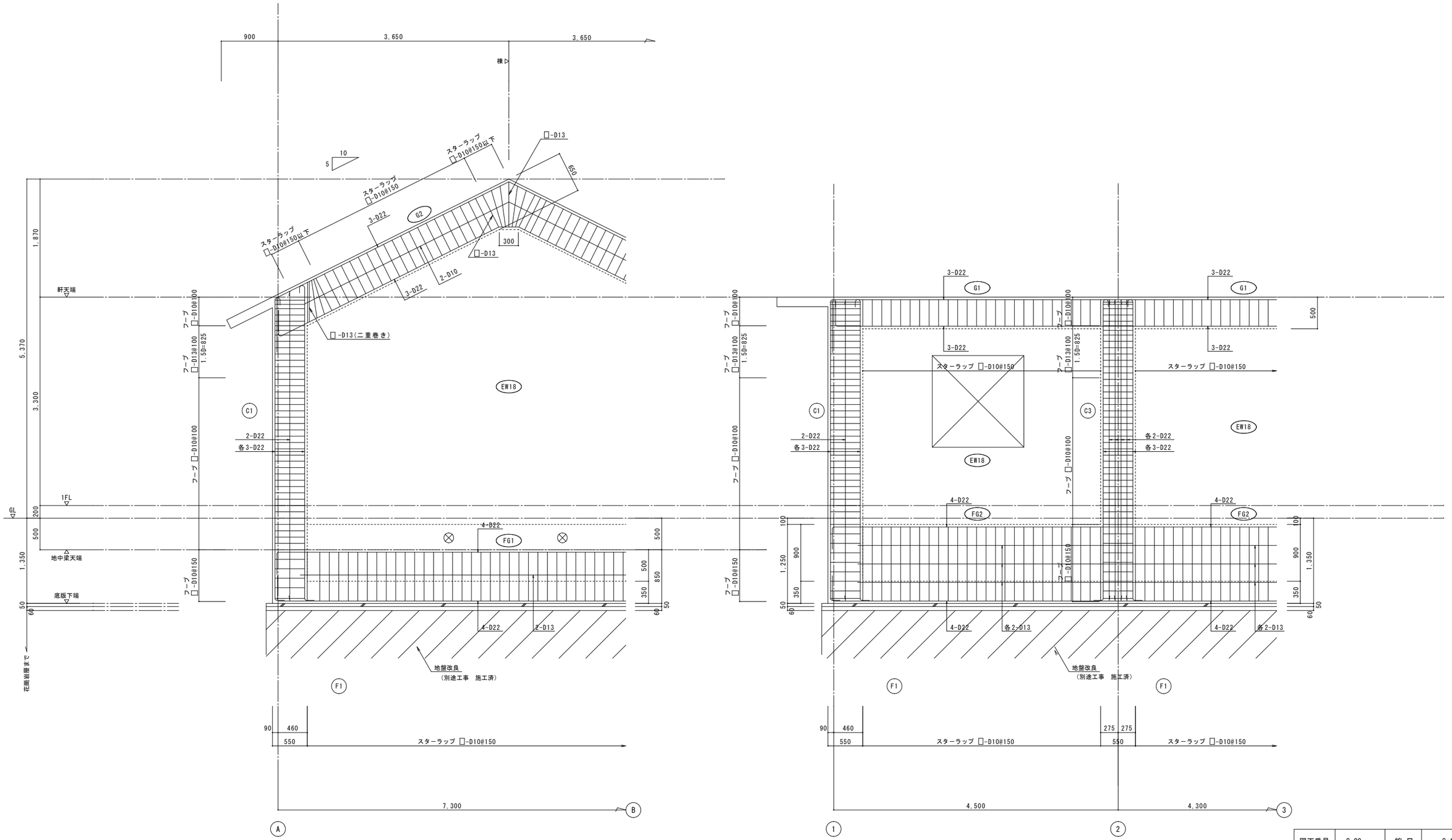

1通り架構詳細図 1/30

A通り架構詳細図 1/30

特記なき限り下記に依る。
1．梁下端筋は曲上げ定着を原則とする。

図面番号	S-08	縮 尺	S=1/30
事 業 名	平成26年度 久井簡易水道事業		
工事名称	吉田調整池ポンプ棟築造工事		
種 別	架構詳細図		
工事箇所	三原市久井町吉田		
三 原 市 水 道 部			

この図面は、実際の図面を約50%に縮尺している

チェーンブロックレール取付け詳細図　1/30

特記無き限り下記による。
1．鉄骨材質は　SS400。

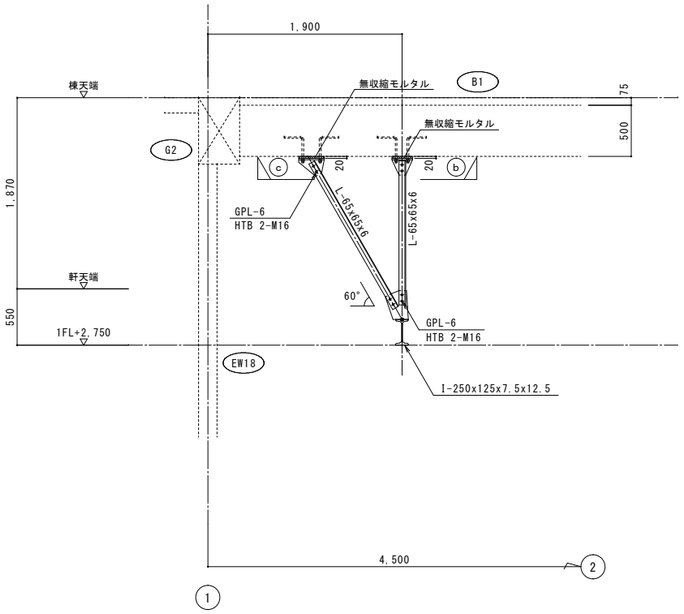

B　吊元詳細図　1/30

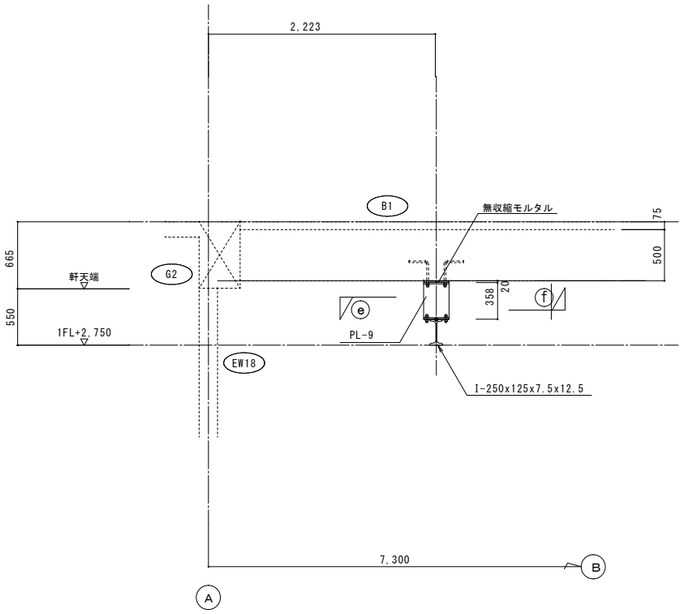

C　吊元詳細図　1/30

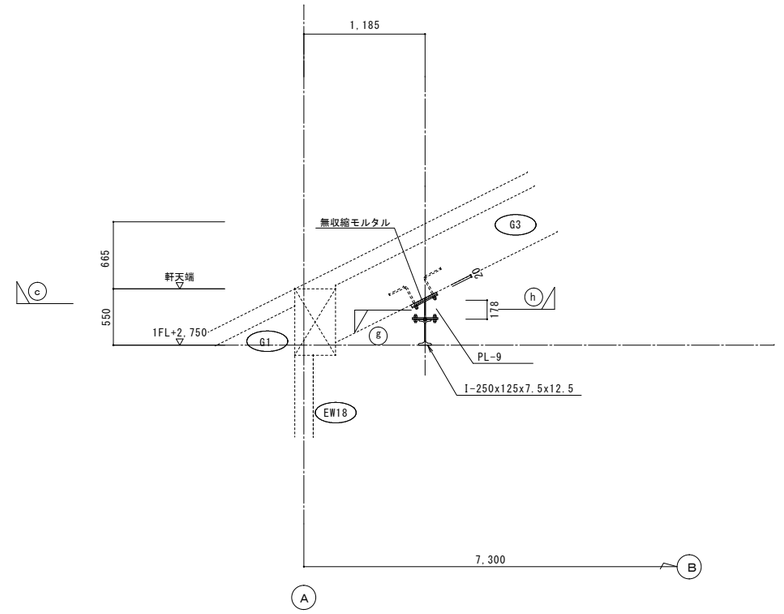

D　吊元詳細図　1/30

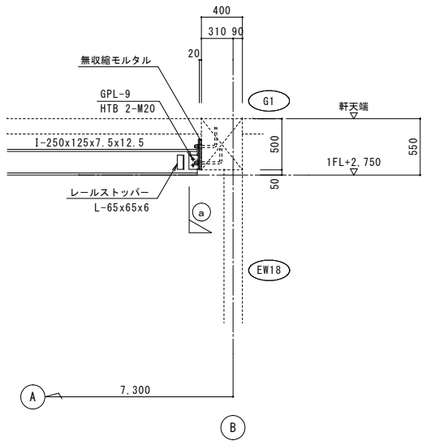

A　吊元詳細図　1/30

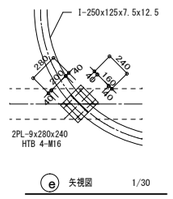

e　矢視図　1/30

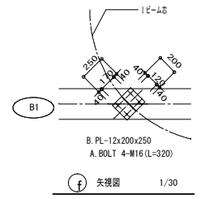

f　矢視図　1/30

1/30

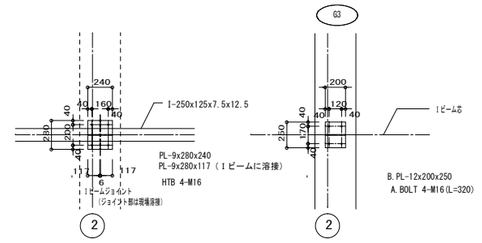

g　矢視図　1/30

h　矢視図　1/30

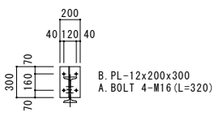

a　矢視図　1/30

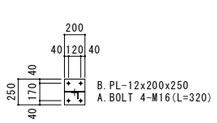

b　矢視図　1/30

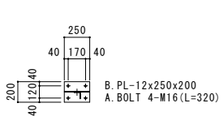

c　矢視図　1/30

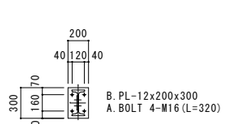

d　矢視図　1/30

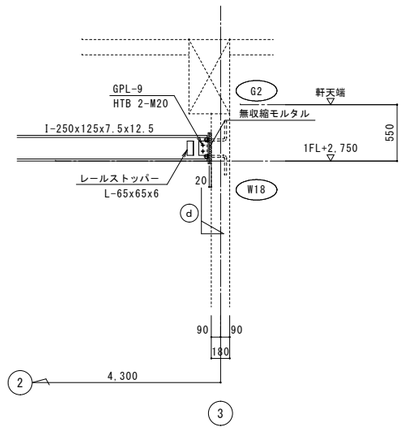

E　吊元詳細図　1/30

図面番号	S-09	縮 尺	S=1/30
事 業 名	平成26年度 久井簡易水道事業		
工事名称	吉田調整池ポンプ棟築造工事		
種　別	チェーンブロックレール取付け詳細図		
工事箇所	三原市久井町吉田		
三 原 市 水 道 部			

この図面は，実際の図面を約50%に縮尺している

吉田調整池ポンプ棟築造工事

特記仕様書（電気設備の部）

Ⅰ．工事概要

1．工事場所　　広島県三原市久井町吉田

2．建物概要

建物名称	構造	階数	建築基準法による延べ面積（㎡）	消防法施行令別表第一の区分	備考
ポンプ棟	鉄筋コンクリート造	1階建	６４．２４㎡	１５項	新築

3．工事種目　　（⊙印の付いたものが対象工事種目）

建物別及び屋外 ＼ 工事種目	工事種別 ポンプ棟				屋外
⊙電灯設備	新設一式				
⊙動力設備	新設一式				
・電熱設備					
・雷保護設備					
・受変電設備					
・電力貯蔵設備					
・発電設備					
・構内情報通信網設備					
・構内交換設備					
・情報表示設備					
・映像・音響設備					
・拡声設備					
・誘導支援設備					
・テレビ共同受信設備					
・監視カメラ設備					
・駐車場管制設備					
・防犯・入退室管理設備					
・火災報知設備					
・中央監視制御設備					
・医療関係設備					
・					
・機械設備工事					
・建築工事					
⊙構内配電線路					別途プラント工事
・構内通信線路					
・テレビ電波障害防除設備					

4．指定部分　　※無し　・有り　（工期：平成　年　月　日）
対象部分：

Ⅱ．工事仕様

1．共通仕様

1）特記仕様及び図面に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部の標準仕様等のうち、
⊙印の付いたものによる。
② 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（平成２５年度）（以下、「標準仕様書」という。）
② 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（平成２５年版）（以下、「改修標準仕様書」という。）
② 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（平成２５年版）（以下「標準図」という。）

2）機械設備工事及び建築工事を本工事に含む場合、機械設備工事及び建築工事はそれぞれの工事仕様書を適用する。

2．特記仕様

1）項目は、番号に○印の付いたものを適用する。
2）特記事項のうち選択する事項は□印の付いたものを適用する。ただし、○印のない場合は※印を適用する。

区分	項目	特記事項
一般共通事項	1．機材等の品質及び性能	イ）本工事に使用する機材等は、設計図書に定める品質及び性能を有するもの、または同等のものとする。ただし、製造業者等が記載されている場合に同等品を使用する場合は、あらかじめ監督職員の承諾を受ける。 ロ）別表－1に示す機材等の製造業者等は次の1）から6）すべての事項を満たすものとし、この証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたことを示す書面を提出して監督職員の承諾を受ける。 1）品質及び性能に関する試験データが整備されていること 2）生産施設及び品質の管理が適切に行われていること 3）安定的な供給が可能であること 4）法令等で定められる場合は、その許可、認可、認定又は免許を取得していること 5）製造又は施工の実績があり、その信頼性があること 6）販売、保守等の営業体制が整えられていること。なお、システムとして機能するものにあっては、システムの構築能力あり、現場での施工体制が整えられていること。
	2．化学物質を放散させる建築材料等	本工事に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の1）から5）を満たすものとする。 1）合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板及び仕上げ塗材は、ホルムアルデヒドを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。 2）保温材、緩衝材、断熱材はホルムアルデヒド及びスチレンを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。 3）接着剤はフタル酸ジ－ｎ－ブチル及びフタル酸ジ－２－エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。 4）塗料はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。 5）1）、3）及び4）の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。 なお、ホルムアルデヒドを放散させないものとは放散量が規制対象外のもの、放散が極めて少ないものとは放散量が第三種のものをいい、原則として規制対象外の物を使用する。ただし、該当する材料等がない場合は、第三種のものを使用する。
	3．　室内空気中の化学物質の濃度測定	室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレンの濃度を測定し、監督職員に提出する。 測定はパッシブ型採取機器により行う。 測定時期　・工事着手前　・竣工終了後 測定対象室　・図示 測定箇所数　・図示

区分	項目	特記事項
一般共通事項	4．電気保安技術者	工事現場におく電気保安技術者は、監督職員の指示に従い、電気工作物の保安の業務を行うものとする。 ※中国地方整備局制定の営繕工事事業用工作物電気保安規程を適用する。 ・中国地方整備局制定の営繕工事事業用工作物電気保安規程を準用する。
	5．電気工事士	最大電力５００ｋＷ以上の場合においても、第一種電気工事士により施工を行う。
	6．工事用電力，水，その他	本工事に必要な工事用電力、水及び諸手続きなどの費用は、すべて請負者の負担とする。
	7．監督職員事務所	本工事で設置する　（規模及び仕上げの程度は現場説明書による）
	8．工事用仮設物	構内につくることが（　※できる　・できない）
	9．足場	改修工事において下記の足場を設置する。 ・外部足場（・A種　・B種）
	10．施工調査	※施工に先立ち、改修工事関連部分（施工部位により既存性能を損なうおそれのある部分）の事前確認を行い監督職員に報告書を提出する。 ・既存設備システムの事前確認を行い監督職員に報告書を提出する。 既存設備システム（・　　・　　）
	11．発生材の分析及び処理	1）引渡しを要するもの。　※無　・有 （・金属類　・盤類　・電線、ケーブル　・　　） 引き渡しを要するもの以外は構外搬出適切処理とする。 2）特別管理産業廃棄物　※無　・有 （・ＰＣＢ使用機器　・アスベスト含有設備資機材　・　　） ＰＣＢ使用機器は関係法令等に従い適切に処理する。 搬出する変圧器等は製造年、品番等を確認し微量ＰＣＢ分析の要否を判定する。 搬出する変圧器等の微量ＰＣＢ分析を行う。分析費（※別途　・本工事） ＰＣＢ使用機器搬出処理費（※別途　・本工事） アスベスト含有設備資機材は関係法令に従い適切に処理する。 搬出するアスベスト含有設備資機材は機器の製造年、品番等を確認しアスベスト含有の有無を判定する。 搬出するアスベスト含有設備資機材の分析を行う。分析費（※別途　・本工事） アスベスト含有設備資機材搬出処理費（※別途　・本工事） 3）再生資源化を図るもの　※無　・有（・蛍光管　・小形二次電池　　） 搬出処理費（※別途　・本工事） 4）上記1）～3）に該当しない発生材　・無　※有 搬出処理費（※別途　・本工事）
	12．はつり工事における非破壊検査	放射線透過検査等による埋設物の調査は（・要　・不要）とする。範囲は監督職員の指示による。なお、検査費は別途とする。
	13．建設発生土の処理	※構内指示の場所に敷きならし ・構内指定場所に堆積 ・構外搬出適切処理
	14．完成写真	撮影場所及び撮影枚数は監督職員との協議による。
	15．完成図等	完成図（製本）及び原図　⊙　提出要 完成図を提出する場合は、下記によるほか監理者の指示による。 提出様式　1）～8）A4 黒表紙金文字製本　　３部数 1），2）　A4 二つ折　　３部数 1），2）　A2 二つ折　　１部数 原図　　１部 ＣＡＤデータ　⊙　提出要　○　提出不要　○　既存完成図の修正 貸与　⊙　有　○　無 完成データの提出　⊙　要　○　不要 1）竣工図 2）施工図 3）機器完成図 4）取扱説明書 5）各種機器試験成績表 6）現地試験調整成績書 7）官公署提出書類 8）その他必要なもの 完成図一式を電子データとし提出すること。 （図面はＪＷ－ＣＡＤデータ、完成図書はＰＤＦデータに変換して提出すること。 注）貸与するＣＡＤデータは、当該工事における施工図又は完成図の作成以外に使用してはならない。
	16．保全に関する資料	※提出要（※３部　・　部）　・提出不要
	17．施工図等	施工図等の著作権に係わる当該建築物に限る使用権は、発注者に移譲するものとする。
	18．電線類	1）ＥＭ電線類で規格等の定めのないものは、ハロゲン及び鉛を含まない材料で構成されたものとする。 2）通信ケーブルでＪＩＳ規格にない対数のケーブルはＪＩＳ規格に準じたものとする。 3）盤内配線はＥＭ電線を使用する。ただし、製造者標準品と特記したものは除く。 4）ハーネスジョイントボックス用ＯＡタップのケーブルはハロゲン及び鉛を含まない材料とする。
	19．耐震措置	「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説・平成８年版」（建設大臣官房官営繕部）によることとし、施工は「建築設備耐震設計・施工指針　２００５年版」（国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所監修）による。 1）設計用水平地震力は、機器重量［ｋＮ］に、地域係数、設計用標準水平震度を乗じたものとする。なお、図面に特記のない場合、設計用標準水平震度は次による。 設計用標準水平震度 （⊙特定の施設　・一般の施設） 設置場所 ／ 機器種別 ／ 重要機器 ／ 一般機器 ／ 重要機器 ／ 一般機器 上層階　注1）屋上及び塔屋 ／ 機器 ／ 2.0 ／ 1.5 ／ 1.5 ／ 1.0 防振支持の機器 ／ 2.0 ／ 2.0 ／ 2.0 ／ 1.5 水槽類 ／ 2.0 ／ 1.5 ／ 1.5 ／ 1.0 中間階 ／ 機器 ／ 1.5 ／ 1.0 ／ 1.0 ／ 0.6 防振支持の機器 ／ 1.5 ／ 1.5 ／ 1.5 ／ 1.0 水槽類 ／ 1.5 ／ 1.0 ／ 1.0 ／ 0.6 地下及び1階 ／ 機器 ／ 1.0 ／ 0.6 ／ 0.6 ／ 0.6 防振支持の機器 ／ 1.0 ／ 1.0 ／ 1.0 ／ 0.6 水槽類 ／ 1.5 ／ 1.0 ／ 1.0 ／ 0.6 重要機器　（・配電盤　・非常用発電装置　・交換機　・直流電源装置 ・交流無停電電源装置　・火災報知受信機　・中央監視装置 ・通信総合盤　・　・　） 注1）上層階の定義は次による。 2～6階建の場合は最上階、7～9階建の場合は上層２階、10～12階建の場合は上層３階、13階建以上の場合は上層４階 2）設計用鉛直地震力は設計用水平地震力の１／２とし、水平地震力と同時に働くものとする。
	20．あと施工アンカーの施工確認試験	試験方法　※引張試験機による引張試験 試験箇所数　※１施工単位に対し１本以上 対象機器　（・配電盤　・発電装置　・直流電源装置　・　）
	21．フランジプレートの材質	○金属製（ステンレス、新金属も含む）　・樹脂製（使用場所　）
	22．カバープレートの用途別表示	シール等を貼付する。
	23．電線本数・管路等	分電盤、制御盤、端子盤などの２次側以降の配線経路、電線太さ，電線本数，管径などは監督職員の承諾を受けて変更してもしつかえない。
	24．露出配管の塗装	塗装する部分　・居室（　）・廊下　・屋上、屋側　○屋外 ・機械室　・

区分	項目	特記事項
一般共通事項	25．プルボックスの塗装	ステンレス製プルボックスの塗装 ※有（メーカ指定色又は指定色仕上）　・無（素地仕上）
	26．屋上・屋側の支持金物等	ステンレス製または鋼材に溶融亜鉛メッキを施したものとする。
	27．接地極	接地極の材料は次による。 接地の種類 ／ 記号 ／ 接地抵抗値 ／ 接地極 ・共同接地 ／ E1-3 ／ １０Ω以下 ／ EB(D＝１４又はW＝４０)×３連－２組 ・共同接地 ／ EA・C・D ／ １０Ω以下 ／ EB(D＝１４又はW＝４０)×３連－２組 ・A種 ／ EA ／ １０Ω以下 ／ EB(D＝１４又はW＝４０)×３連－２組 ・B種 ／ EB ／ Ω以下 ／ EB(D＝１４又はW＝４０)×２連－２組 ・C種 ／ EC ／ １０Ω以下 ／ EB(D＝１４又はW＝４０)×３連－２組 ・D種 ／ ED ／ １００Ω以下 ／ EB(D＝１４又はW＝４０)×１ ・高圧避雷器 ／ E1H ／ １０Ω以下 ／ EB(D＝１４又はW＝４０)×３連－２組 ・交換機用 ／ EA ／ １０Ω以下 ／ EB(D＝１４又はW＝４０)×３連－１組 ・通信用 ／ E11 ／ １０Ω以下 ／ EB(D＝１４又はW＝４０)×３連－２組 ・通信用 ／ E21及びE31 ／ １００Ω以下 ／ EB(D＝１４又はW＝４０)×１ ・電話引込口の保安器用 ／ E14 ／ １００Ω以下 ／ EB(D＝１４又はW＝４０)×１ ・測定用 ／ ES ／ ― ／ EB(D＝１０又はW＝３０)×１ （連結の場合、EBはD=14 L=1500 又は W=40 L=1200とする） （単独の場合、EBはD=14 L=1500 又は W=40 L=1200とする） （測定用の場合、EBはD=10 L=1500 又は W=30 L=1200とする）
	28．工事安全計画書	建設工事公衆災害防止対策要綱及び建築工事安全施工技術指針を参考に、工事安全計画書を作成し、監督職員に提出する。
	29．他工事との取合い	図面に記載されていない工事区分は、別紙工事区分表による。
	30．天井仕上げ区分	（　）書きの室名は直天井を示し、その他は二重天井を示す。
電灯設備	1．照明器具	1）蛍光ランプ及びＬＥＤの光源色は下記による。 コンパクト形ランプの光源色　（※昼白色　・電球色） ＬＥＤの光源色　（※昼白色　・電球色） 2）Ｈｆ形蛍光灯器具の定格入力電圧はユニバーサル電圧（１００Ｖ～２４２Ｖ）に対応するものとする。
	2．非常用照明の照度測定	設置した各部屋２箇所以上
	3．照明制御の照度測定	明るさセンサーによる照明制御を行う部屋は照度測定を行い測定表を監督職員に提出する。なお、測定箇所は監督職員の指示による。 照度測定時期　　１００％点灯時（※夜間　・　） 調光制御点灯時（※夜間　・昼間）
	4．照明制御装置設定器	納入数　※１個　・　個
動力設備	1．インバータ装置の規約効率	三相可変速運転用インバータ装置の規約効率は次の数値以上とする。 電動機出力(kW) ／ 0.4 ／ 0.75 ／ 1.5 ／ 2.2 ／ 3.7 ／ 5.5 ／ 7.5 ／ 11 ／ 15 ／ 18.5 ／ 22 ／ 30 ／ 37 ／ 45 規約効率(%) ／ 84.0 ／ 88.5 ／ 92.0 ／ 93.0 ／ 94.0 ／ 94.0 ／ 94.5 ／ 94.5 ／ 95.0 ／ 95.5 ／ 95.5 ／ 95.5 ／ 95.5 ／ 96.0 ／ 96.0 備考（1）規約効率はＪＥＭ－ＴＲ　２４５「汎用インバータの規約効率」により算出した値とする。 （2）規約効率はＪＩＳＣ４２１２「高効率低圧三相かご形誘導電動機」の定格電圧２００Ｖ、ＩＰ４Ｘ、６極、５０Ｈｚの電動機を駆動したときの値とする。
雷保護設備	1．外部雷保護設備接地システム	・構造体利用接地極　・A型接地極　・B型接地極
	2．大地抵抗率の測定	工事着手時に大地抵抗率を測定し、測定表及び接地極省略判定記録書を監督職員に提出する。
受変電設備	1．受変電設備容量	ｋＶＡ
	2．モールド変圧器	モールド変圧器はダイヤル温度計を附属させる。 モールド変圧器の表面は発電部とみなし注意標識を取り付ける。
発電設備	燃料系発電装置 1．電気方式	・高圧　・低圧
	2．発電機容量	ｋＶＡ
	3．燃料種別	・軽油　・Ａ重油
	太陽光発電装置 1．太陽電池アレイ	公称出力　ｋＷ
	2．パワーコンディショナ	交流出力の電気方式　相　線　Ｖ 定格容量　ｋＷ 自立運転機能　（　・有　・無　）
	3．表示装置	・液晶又はプラズマディスプレイ　・
	4．連系する電力系統	・高圧受電低圧みなし連系　・高圧連系　・低圧連系
構内交換設備	1．保安器用接地	※本工事　・別途工事
	2．壁付き電話機との接続	※モジュラージャック　・電話用プレート
	3．電話機への配線	卓上電話機１台につき次のものを見込む。 ・ボタン電話機　ＥＭ－ＢＴＩＥＥ　０．４　－２Ｐ　（※１５ｍ　・　） ・内線電話機　ＥＭ－ＴＩＥＦ　０．６５－２Ｃ　（※１５ｍ　・　） ・多機能電話機　ＥＭ－ＢＴＩＥＥ　０．４　－２Ｐ　（※１５ｍ　・　） ・ＩＰ電話機　ＥＭ－ＵＴＰ　０．５　－４Ｐ　（※１５ｍ　・　）
構内配電線路	1．施工方法	埋設深さ　特記なきはＧＬ－３００以上、舗装のある場合は路盤下－３００以上とする。 建物側配管引き込み部の地盤変位対応種別 沈下量（・０．２ｍ以下　・０．６ｍ以下　・１．０ｍ以下）
	2．地中箱	蓋の記号表示　誂型流込み（・電力　・　） ハンドホール内のケーブル支持等は、マンホールに準じて行う。
	3．高圧負荷開閉器	・開鎖形（重耐塩形）　・地絡継電器付（※方向性　・無方向性） ※引置制御装置までの制御ケーブルを付属すること。
	4．高圧ケーブルの屋外端末処理	・一般形　・耐塩形
	5．標識シート	※高圧　・低圧鉛線　・外灯
	6．照明用ポール	照明用ポールには配線用遮断器（トリップ機能なし）又はカットアウトスイッチ（素通しヒューズ）を内蔵する。ただし、ガーデンライトは除く。

区分	項目	特記事項
その他	1．施工方法	埋設深さ　特記なきはＧＬ－３００以上、舗装のある場合は路盤下－３００以上とする。 建物側配管引き込み部の地盤変位対応種別 沈下量（・０．２ｍ以下　・０．６ｍ以下　・１．０ｍ以下）
	2．地中箱	蓋の記号表示　誂型流込み（・電力　・電気　・　） ハンドホール内のケーブル支持等は、マンホールに準じて行う。 ・データ回線　・電話　・ＣＡＴＶ
	3．標識シート	
テレビ電波受信障害調査	1．調査仕様	図面に記載されていない事項は、すべて（社）日本ＣＡＴＶ技術協会の「建造物によるテレビ受信障害調査要領」及び「建造物によるテレビ受信障害調査要領（地上デジタル放送）」の最新版により調査を行い、（社）日本ＣＡＴＶ技術協会の技術審査を受けること。
	2．テレビ電波受信障害調査時期	・事前　・中間　・事後
	3．受信する受信波及び地点数	中継局：　波：　地点 中継局：　波：　地点
	4．報告書	提出部数　・事前　３部　・中間　部　・事後　３部

1）機器取付高

機器取付高は下記を標準とする。ただし、天井高３ｍ以上の場合及び機器の使用に支障がある場合は監督職員と協議する。

	名称	測点	取付高（mm）
電力系統	取引用計器	壁上～壁中心	１,８００～２,０００
	引込開閉器	壁上～中心	１,８００～２,２００
電灯	分電盤	床上～中心	１,５００（上端１,９００以下）
	スイッチ	〃	１,３００
	〃（多機能トイレ）	〃	１,１００
	コンセント（一般）	〃	３００
	〃（和室）	〃	１５０
	〃（台上）	台上～中心	１５０
	〃（十間）	床上～中心	８００～１,３００
	〃（車椅子用）	〃	９００
	コンセント（電気室・発電機室）	床上～中心	８００
	プラケット（一般）	〃	２,１００～２,３００
	〃（踊場）	〃	２,０００～２,５００
	〃（換上）	最上端～中心	１５０
動力	壁掛形制御盤	床上～中心	１,５００（上端１,９００以下）
	手元開閉器	〃	１,５００
	操作スイッチ	〃	１,３００
構内交換	端子盤	床上～下端	３００
	保安器箱	天井下～上端	２００
	壁付アウトレット	床上～中心	３００
	〃（和室）	〃	１５０
	壁付電話機	〃	１，３００
電気時計	壁掛形親時計	床上～中心	１,５００（上端１,９００以下）
	子時計	床上～中心	天井高×０．９
拡声	壁掛形スピーカ	床上～中心	天井高×０．９
	壁付アッテネータ	床上～中心	１，３００

	名称	測点	取付高（mm）
表示	表示盤	床上～中心	天井高×０．９
	壁付発信器	〃	１,３００
	ベル，ブザー，チャイム	〃	２,３００
	受付押ボタン（一般）	〃	１,３００
	電源箱	床上～下端	３００
誘導支援	外部受付用インターホン（子機）　標準図による		
	壁付インターホン（上記以外）	床上～中心	１,３００
	壁付押ボタン（多機能トイレ）	〃	９００
	壁付押ボタン（多機能トイレ）床転倒時用	〃	３００
テレビ共同受信	機器収容箱	天井下～上端	２００
	直列ユニット	床上～中心	３００
	〃（和室）	〃	１５０
火災報知	受信機・副受信機	床上～操作部	８００～１,５００
	機器収容箱	〃	８００～１,５００
	発信機	床上～中心	８００～１,５００
	ベル	天井下～上端	２００
	表示灯	〃	２００
ガス検知	ガス漏れ中継器	天井下～中心	３００
	検知器（都市ガス）	天井下～下端	３００
	〃（ＬＰガス）	床上～上端	３００

2）配線図記号その他

1）ＥＥＦ１．６－２Ｃ×２ほ、ＥＥＦ１．６－４Ｃを使用してもよい。
2）ＥＭケーブルの表記は警報用及び同軸ケーブルを除き「ＥＭ－」を省略する。

別表－1

品目	機材名
蛍光灯器具	
照明制御装置	
可変速運転用インバータ装置	
盤類	分電盤（実験盤を含む）
	制御盤
	キュービクル式配電盤
	高圧スイッチギヤ（ＣＷ形）
	高圧スイッチギヤ（ＰＷ形）
高圧機器	高圧交流遮断器
	高圧進相コンデンサ
	高圧限流ヒューズ
	高圧負荷開閉器
	高圧変圧器
交流無停電電源装置	
太陽光発電装置	パワーコンディショナ及び系統連系保護装置
監視カメラ装置	
中央監視制御	監視制御装置

図面番号	E-01　縮尺　S=N.S
事業名	平成26年度 久井簡易水道事業
工事名称	吉田調整池ポンプ棟築造工事
種別	特記仕様書
工事箇所	三原市久井町吉田
三原市水道部	

この図面は、実際の図面を約50%に縮尺している

注 記

1．特記なき配管配線は下記とする。

CE3.5-3C 保護管(FEP30)

2．配管の埋設深さはGL-300以上とする。

凡 例

記 号	名 称	備 考
H	ﾊﾝﾄﾞﾎｰﾙ H1-6-R8K-60	別途工事

SP－1	LEDモールライト コンパクト蛍光灯FHT57形相当

別途工事

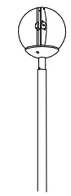

ポール：L＝3．5m

ボルトフリー（100~242V）
本体：アルミダイカスト（コーヒーブラウン）
グローブ：ガラス（透明・縦半分アルミ真空蒸着）

空配管地中突出しまで本工事。
以降の外灯・配管・配線等は
別途工事とする。

街路灯
SP-1 × 3

図面番号	E-02	縮 尺	S=1/100
事 業 名	平成26年度 久井簡易水道事業		
工事名称	吉田調整池ポンプ棟築造工事		
種 別	構内配電線路設備		
工事箇所	三原市久井町吉田		
三 原 市 水 道 部			

この図面は、実際の図面を約50%に縮尺している

分電盤名称		PL-2	
ｷｬﾋﾞﾈｯﾄ型式		T型(ﾀﾞｸﾄ付)	
設置場所		電気室	
電気方式	種別	常用	
	相線	単相2線	三相3線
	電圧	100V	200V
負荷容量		2930(VA)	0.374(kW)

ＰＬ－２単線結線図

別途工事盤より
1φ2W 100V

MCCB2P
50AF40AT

備考	負荷容量(VA) コﾝｾﾝﾄ	負荷容量(VA) 電灯	配線用遮断器 AT	配線用遮断器 AF	配線用遮断器 型式	供給室名	回路番号
		500	20	50	ELCB2P	電気室他	1
	400		20	50	ELCB2P	電気室他	C1
		90	20	50	ELCB2P	屋外照明	SL-ST
	500		20	50	ELCB2P	予備回路	予備
						ｽﾍﾟｰｽ	SP
	1490						

MS-3

回路番号	供給室名	配線用遮断器 型式	配線用遮断器 AF	配線用遮断器 AT	負荷容量(VA) 電灯	負荷容量(VA) コﾝｾﾝﾄ	備考
2	ﾎﾟﾝﾌﾟ室	ELCB2P	50	20	620		
C2	ﾎﾟﾝﾌﾟ室他	ELCB2P	50	20		300	
T	TM-TH	ELCB2P	50	20		20	
予備	予備回路	ELCB2P	50	20		500	
SP	ｽﾍﾟｰｽ						
					1440		

※1　特記なき配線用遮断器は2P1E100V用とする。

※2　―――×――― ELCB(100V 2P1E)

別途工事盤より
3φ3W 200V

MCCB3P
50AF20AT

備考	負荷容量(kW)	配線用遮断器 AT	配線用遮断器 AF	配線用遮断器 型式	供給室名	回路番号
	0.176	20	50	ELCB3P	有圧扇(電気室)	EF-1
					ｽﾍﾟｰｽ	SP
	0.176					

MS-1　　MS-2

回路番号	供給室名	配線用遮断器 型式	配線用遮断器 AF	配線用遮断器 AT	負荷容量(kW)	備考
EF-2	有圧扇(送水ﾎﾟﾝﾌﾟ室)	ELCB3P	50	20	0.198	
SP	ｽﾍﾟｰｽ					
					0.198	

※　動力主開閉器はﾄﾘｯﾌﾟ警報接点付とする。

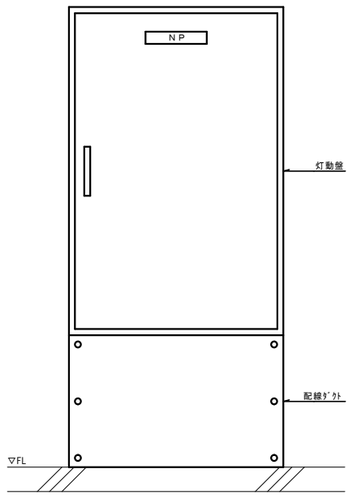

注 記

1．分岐用配線遮断器は2P(協約型1Pﾀｲﾌﾟ)とする。

2．分岐回路分の接地端子又は銅ﾊﾞｰを設ける。

3．各系統の分岐ｽﾍﾟｰｽには必ずﾌﾟﾚｰﾄ-取付MAX分の切り込みを行うこと。

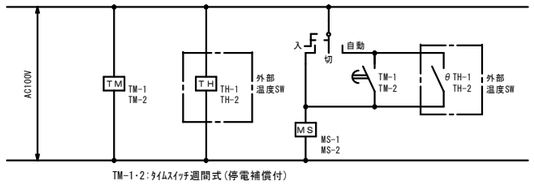

TM-1・2:ﾀｲﾑｽｲｯﾁ週間式(停電補償付)

有圧扇(電気室)用制御回路

※送水ﾎﾟﾝﾌﾟ室は、同一制御回路とする。

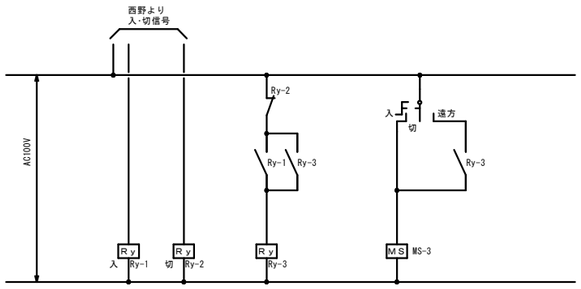

屋外照明用制御回路

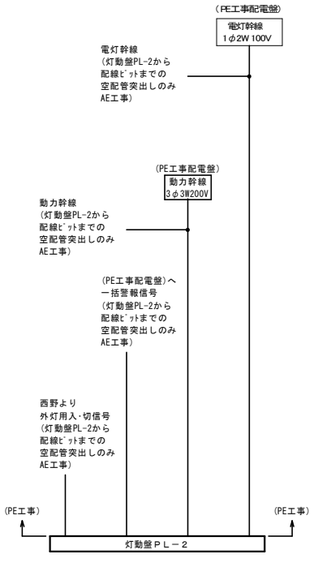

幹線・信号ﾌﾛｰｼｰﾄ

図面番号	E-03	縮 尺	S=N.S
事 業 名	平成26年度 久井簡易水道事業		
工事名称	吉田調整池ポンプ棟築造工事		
種　　別	灯動盤ＰＬ－２　単線結線図		
工事箇所	三原市久井町吉田		
三 原 市 水 道 部			

この図面は、実際の図面を約50%に縮尺している

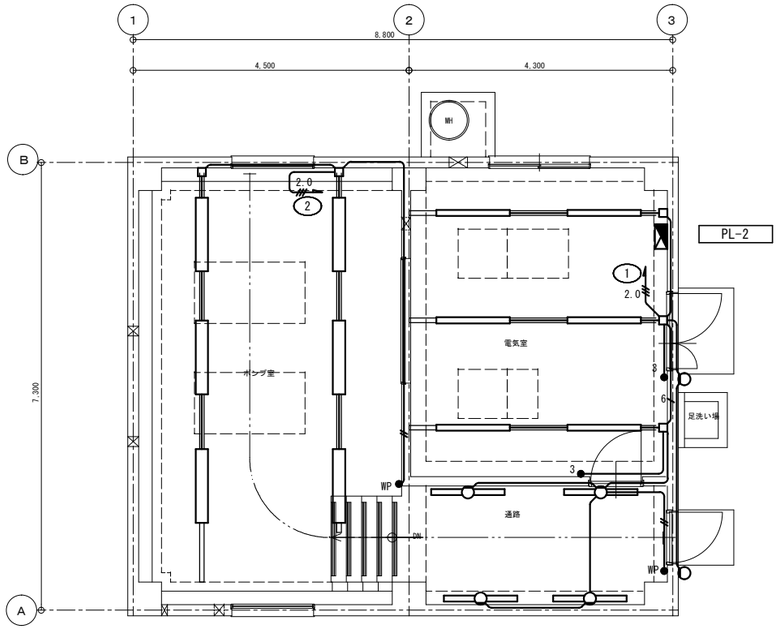

ﾎﾟﾝﾌﾟ室	電気室	通路	屋外ﾌﾞﾗｹｯﾄ
FSR2MPA-322PH×6	FSR2-321PH ×6	SP-3 ×4	SP-2 ×2

電灯設備　平面図　１：５０

SP－２	ＬＥＤ7．４Ｗ ポーチライト	SP－３	ＦＨＦ３２Ｗｘ１ 片反射笠付型 ＳＵＳ製 防湿型・防雨型

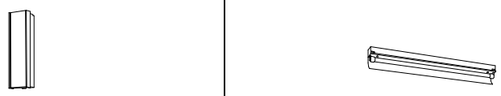

Ｒａ９０
防雨型、ネジ方式、密閉型
明るさセンサ付、センサ可動範囲（全方向２０度）
点灯照度・点灯保持時間調整機能付
アルミダイカスト（オフブラック）
カバー：アクリル（乳白）
光源寿命４００００時間（光束維持率７０%）

防湿・防雨型、ボルトフリー（１００～２４２Ｖ）
エコ電線（塩化ビニルおよびハロゲン、鉛を含まない）
本体：ステンレス（クリア塗装）
反射笠：ステンレス（クリア塗装）
Ｗ＝７５　Ｌ＝１２４０　Ｈ＝１６６

注 記
１．特記なき配管配線は、下記の通りとする。
(1) 外壁面に取り付ける場合は結露防止BOXを使用すること。

═══	2種金属線び(高耐食型)MM2蓋付	
─//─	IE1.6x2	保護管(PF16)
────	IE1.6x3	保護管(PF16)
─/6─	IE1.6x6	保護管(PF16)
─//2.0─	IE2.0x3	保護管(PF16)
═══	EEF1.6-3C	保護管(MM2) 40x30

凡 例

記 号	名 称	備 考
●3	埋込ｽｲｯﾁ 3Wx1	
●WP	防水埋込ｽｲｯﾁ 1Px1	

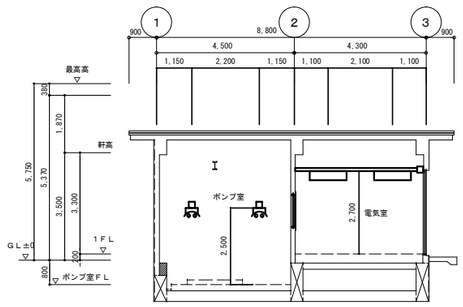

断面図　１：１００

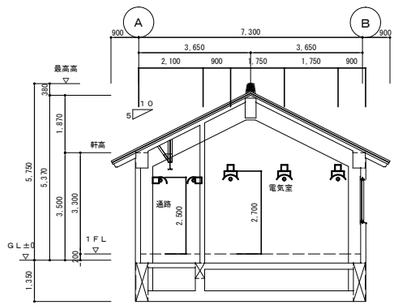

断面図　１：１００

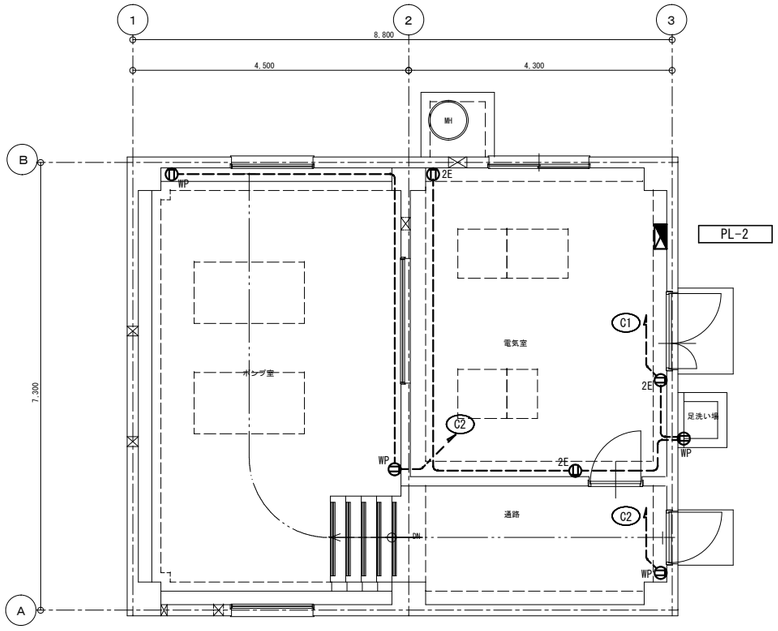

注 記
１．特記なき配管配線は、下記の通りとする。
(1) 外壁面に取り付ける場合は結露防止BOXを使用すること。

────	IE2.0x3	保護管(PF16)

コンセント設備　平面図　１：５０

凡 例

記 号	名 称	備 考
2E	埋込ｺﾝｾﾝﾄ 2P15AEx2	
WP	屋外防水ｺﾝｾﾝﾄ 2P15AEx2,ET付	

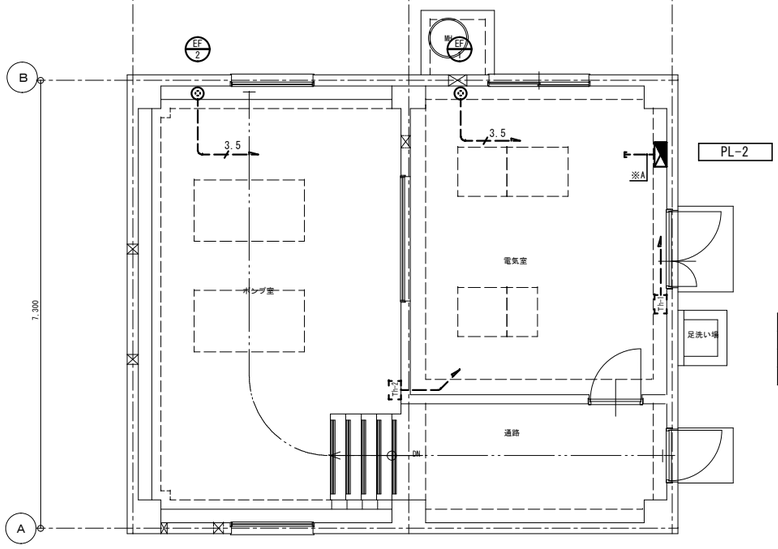

※A

電灯幹線	導入線(PF22)
動力幹線	導入線(PF22)
警報	導入線(PF16)
外灯用入・切信号	導入線(PF16)

・灯動盤PL-2への立上げは、適合ｻｲｽﾞの金属管とする。

幹線・動力設備　平面図　１：５０

注 記
１．特記なき配管配線は、下記の通りとする。
(1) 外壁面に取り付ける場合は結露防止BOXを使用すること。

─ ─ ─	CE3.5-4C	保護管(PF22)
─ ─ ─	EEF1.6-2Cx2	保護管(PF22)

凡 例

記 号	名 称	備 考
⊗	抜止ｺﾝｾﾝﾄ 3P20AEx1	
T°	温度SW	(支給品取付)

図面番号	E-04	縮 尺	S=1/50,1/100
事 業 名	平成26年度 久井簡易水道事業		
工事名称	吉田調整池ポンプ棟築造工事		
種 別	電灯・コンセント・幹線・動力設備		
工事箇所	三原市久井町吉田		
三 原 市 水 道 部			

この図面は、実際の図面を約50%に縮尺している

吉田調整池ポンプ棟築造工事

特記仕様書（電気設備の部）

Ⅰ．工事概要

1．工事場所　　広島県三原市久井町吉田

2．建物概要

建物名称	構造	階数	建築基準法による延べ面積（㎡）	消防法施行令別表第一の区分	備考
ポンプ棟	鉄筋コンクリート造	1階建	６４．２４㎡	１５項	新築

3．工事種目　（◉印の付いたものが対象工事種目）

建物別及び屋外 ＼ 工事種別					
工事種目					屋外
• 電灯設備					
• 動力設備					
• 電熱設備					
• 雷保護設備					
• 受変電設備					
• 電力貯蔵設備					
• 発電設備					
• 構内情報通信網設備					
• 構内交換設備					
• 情報表示設備					
• 映像・音響設備					
• 拡声設備					
• 誘導支援設備					
• テレビ共同受信設備					
• 監視カメラ設備					
• 駐車場管制設備					
• 防犯・入退室管理設備					
• 火災報知設備					
• 中央監視制御設備					
• 医療関係設備					
•					
• 機械設備工事					
• 建築工事					
◉ 構内配電線路					新設一式
• 構内通信線路					
• テレビ電波障害防除設備					

4．指定部分　　※無し　・有り　（工期：平成　年　月　日）
対象部分：

Ⅱ．工事仕様

1．共通仕様

1）特記仕様及び図面に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部の標準仕様等のうち、◉印の付いたものによる。
- ◉ 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（平成２５年度）（以下、「標準仕様書」という。）
- ◉ 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（平成２５年版）（以下、「改修標準仕様書」という。）
- ◉ 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（平成２５年度）（以下「標準図」という。）

2）機械設備工事及び建築工事を本工事に含む場合、機械設備工事及び建築工事はそれぞれの工事仕様書を適用する。

2．特記仕様

1）項目は、番号に○印の付いたものを適用する。

2）特記事項のうち選択する事項は○印の付いたものを適用する。ただし、○印のない場合は※印を適用する。

区分	項目	特記事項
一般共通事項	◉ 1．機材等の品質及び性能	イ）本工事に使用する機材等は、設計図書に定める品質及び性能を有するもの、または同等のものとする。ただし、製造業者等が記載されている場合に同等品を使用する場合は、あらかじめ監督職員の承認を受ける。 ロ）別表－１に示す機材等の製造業者等は次の１）から６）すべての事項を満たすものとし、この証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたことを示す書面を提出して監督職員の承認を受ける。 １）品質及び性能に関する試験データが整備されていること ２）生産施設及び品質の管理が適切に行われていること ３）安定的な供給が可能であること ４）法令等で定められがある場合は、その許可、認可、認定又は免許を取得していること ５）製造又は施工の実績があり、その信頼性があること ６）販売、保守等の営業体制が整えられていること。なお、システムとして機能するものにあっては、システムの構築能力があり、現場での施工体制が整えられていること。
	◉ 2．化学物質を放散させる建築材料等	本工事に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するとともに、次の１）から５）を満たすものとする。 １）合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板及び仕上げ塗材は、ホルムアルデヒドを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。 ２）保温材、緩衝材、断熱材はホルムアルデヒド及びスチレンを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。 ３）接着剤はフタル酸ジ－ｎ－ブチル及びフタル酸ジ－２－エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。 ４）塗料はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。 ５）１）、３）及び４）の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。 なお、ホルムアルデヒドを放散させないものとは放散量が規制対象外のものを、放散が極めて少ないものとは放散量が第三種のものをいい、原則として規制対象外の物を使用する。ただし、該当する材料等がない場合は、第三種のものを使用する。
	3．室内空気中の化学物質の濃度測定	室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレンの濃度を測定し、監督職員に提出する。 測定はパッシブ型採取機器により行う。 測定時期　・工事着手前　・施工終了後 測定対象室　・図示 測定箇所数　・図示

一般共通事項	◉ 4．電気保安技術者	工事現場におく電気保安技術者は、監督職員の指示に従い、電気工作物の保安の業務を行うものとする。 ※中国地方整備局制定の営繕工事事業用工作物電気保安規程を適用する。 ・中国地方整備局制定の営繕工事事業用工作物電気保安規程を準用する。
	5．電気工事士	最大電力５００ｋＷ以上の場合においても、第一種電気工事士により施工を行う。
	◉ 6．工事用電力，水，その他	本工事に必要な工事用電力、水及び諸手続きなどの費用は、すべて請負者の負担とする。
	7．監督職員事務所	本工事で設置する　（規模及び仕上げの程度は現場説明書による）
	◉ 8．工事用仮設物	構内につくることが（　※できる　・できない）
	9．足場	改修工事において下記の足場を設置する。 ・外部足場（・A種　・B種）
	○ 10．施工調査	※施工に先立ち、改修工事関連部分（施工部位により既存性能を損なうおそれのある部分）の事前確認を行い監督職員に報告書を提出する。 ・既存設備システムの事前確認を行い監督職員に報告書を提出する。 既存設備システム（・　・　・　）
	○ 11．発生材の分析及び処理	1）引渡しを要するもの。　※無　・有 （・金属類　・盤類　・電線、ケーブル　・　） 引き渡しを要するもの以外は構外搬出適切処理とする。 2）特別管理産業廃棄物　※無　・有 （・ＰＣＢ使用機器　・アスベスト含有設備資機材　・　） ＰＣＢ使用機器は関係法令等に従い適切に処理する。 搬去する変圧器等は製造年、品番等を確認し微量ＰＣＢ分析の要否を判定する。 搬去する変圧器等の微量ＰＣＢ分析を行う。分析費（※別途　・本工事） ＰＣＢ使用機器搬出処理費（※別途　・本工事） アスベスト含有設備資機材は関係法令に従い適切に処理する。 搬去するアスベスト含有設備資機材は機器の製造年、品番等を確認しアスベスト含有の有無を判定する。 搬去するアスベスト含有設備資機材の分析を行う。分析費（※別途　・本工事） アスベスト含有設備資機材搬出処理費（※別途　・本工事） 3）再生資源化を図るもの　※無　・有（・蛍光管　・小形二次電池　） 搬出処理費（※別途　・本工事） 4）上記1）～3）に該当しない発生材　・無　※有 搬出処理費（※別途　・本工事）
	12．はつり工事における非破壊検査	放射線透過検査等による埋設物の調査は（・要　・不要）とする。範囲は監督職員の指示による。なお、検査費は別途とする。
	◉ 13．建設発生土の処理	※構内指示の場所に敷きならし ・構内指定場所に堆積 ・構外搬出適切処理
	◉ 14．完成写真	撮影場所及び撮影枚数は監督職員との協議による。
	◉ 15．完成図等	完成図を提出する場合は、下記によるほか監理者の指示による。 提出様式　１）～８）A4 黒表紙金文字製本　　３部数 １），２）　A2 二つ折　３部数 １），２）　A2 二つ折　１部数 原図　　１部 ＣＡＤデータ　◉ 提出要　○ 提出不要　○ 既存完成図の修正 貸与　◉ 有　○ 無 完成データの提出　◉ 要　○ 不要 １）竣工図 ２）施工図 ３）機器完成図 ４）取扱説明書 ５）各種機器試験成績表 ６）現地試験調整成績書 ７）官公署提出書類 ８）その他必要なもの 完成図一式を電子データとし提出すること。 （図面はＪＷ－ＣＡＤデータ、完成図書はＰＤＦデータに変換して提出すること。 注）貸与するＣＡＤデータは、当該工事における施工図又は完成図の作成以外に使用してはならない。
	◉ 16．保全に関する資料	※提出要（※３部　・　部）　・提出不要
	◉ 17．施工図等	施工図等の著作権に係わる当該建築物に限る使用権は、発注者に移譲するものとする。
	◉ 18．電線類	1）ＥＭ電線類で規格等の定めのないものは、ハロゲン及び鉛を含まない材料で構成されたものとする。 2）通信ケーブルでＪＩＳ規格にない対数のケーブルはＪＣＳ規格に準じたものとする。 3）盤内配線はＥＭ電線を使用する。ただし、製造者標準品と特記したものは除く。 4）ハーネスジョイントボックス用ＯＡタップのケーブルはハロゲン及び鉛を含まない材料とする。
	19．耐震措置	「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説・平成８年版」（建設大臣官房官営繕部）によることとし、施工は「建築設備耐震設計・施工指針　２００５年版」（国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所監修）による。 1）設計用水平地震力は、機器重量［ｋＮ］に、地域係数、設計用標準水平震度を乗じたものとする。なお、図面に特記のない場合、設計用標準水平震度は次による。 設計用標準水平震度

設置場所	機器種別	・特定の施設		・一般の施設	
		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階　注１）屋上及び塔屋	機器	2.0	1.5	1.5	1.0
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5
	水槽類	2.0	1.5	1.5	1.0
中間階	機器	1.5	1.0	1.0	0.6
	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6
地下及び１階	機器	1.0	0.6	0.6	0.6
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6

重要機器　（・配電盤　・非常用発電装置　・交換機　・直流電源装置　・交流無停電電源装置　・火災報知受信機　・中央監視装置　・通信総合盤　・　・　・　）

注１）上層階の定義は次による。
２～６階建の場合は最上階、７～９階建の場合は上層２階、10～12階建の場合は上層３階、13階建以上の場合は上層４階

2）設計用鉛直地震力は設計用水平地震力の１／２とし、水平地震力と同時に働くものとする。

	20．あと施工アンカーの施工確認試験	試験方法　※引張試験機による引張試験 試験箇所数　※１施工単位に対し１本以上 対象機器　（・配電盤　・発電装置　・直流電源装置　・　）
	21．フランジプレートの材質	・金属製（ステンレス、新金属も含む）　・樹脂製（使用場所　）
	22．カバープレートの用途別表示	シール等を貼付する。
	◉ 23．電線本数・管路等	分電盤、制御盤、端子盤などの２次側以降の配線経路、電線太さ、電線本数、管径などは監督職員の承諾を受けて変更してもさしつかえない。
	24．露出配管の塗装	塗装する部分　・居室（　）　・廊下　・屋上、屋側　・屋外　・機械室　・

一般共通事項	25．プルボックスの塗装	ステンレス製プルボックスの塗装 ※有（メーカ指定色又は指定色仕上）　・無（素地仕上）
	26．屋上・屋側の支持金物等	ステンレス製または鋼材に溶融亜鉛メッキを施したものとする。
	27．接地極	接地極の材料は次による。

接地の種類	記号	接地抵抗値	接地極
• 共同接地	E1-3	１０Ω以下	EB(D＝１４又はW＝４０)×３連－２組
• 共同接地	E A・C・D	１０Ω以下	EB(D＝１４又はW＝４０)×３連－２組
• A種	E A	１０Ω以下	EB(D＝１４又はW＝４０)×３連－２組
• B種	E B	Ω以下	EB(D＝１４又はW＝４０)×２連－２組
• C種	E C	１０Ω以下	EB(D＝１４又はW＝４０)×３連－２組
• D種	E D	１００Ω以下	EB(D＝１４又はW＝４０)×１
• 高圧避雷器	E LH	１０Ω以下	EB(D＝１４又はW＝４０)×３連－２組
• 交換機用	E t	１０Ω以下	EB(D＝１４又はW＝４０)×３連－１組
• 通信用	E 21	１０Ω以下	EB(D＝１４又はW＝４０)×３連－２組
• 通信用	E 21 及び E 31	１００Ω以下	EB(D＝１４又はW＝４０)×１
• 電話引込口の集安器用	E L1	１００Ω以下	EB(D＝１４又はW＝４０)×１
• 測定用	E S	―	EB(D＝１０又はW＝３０)×１

（連結の場合、EBはD=14 L=1500 又は W=40 L=1200とする）
（単独の場合、EBはD=14 L=1500 又は W=40 L=1200とする）
（測定用の場合、EBはD=10 L=1500 又は W=30 L=1200とする）

	◉ 28．工事安全計画書	建設工事公衆災害防止対策要綱及び建築工事安全施工技術指針を参考に、工事安全計画書を作成し、監督職員に提出する。
	29．他工事との取合い	図面に記載されていない工事区分は、別紙工事区分表による。
	30．天井仕上げ区分	（　）書きの室名は直天井を示し、その他は二重天井を示す。

電灯設備	1．照明器具	1）蛍光ランプ及びＬＥＤの光源色は下記による。 コンパクト形ランプの光源色　（※昼白色　・電球色） ＬＥＤの光源色　（※昼白色　・電球色） 2）Ｈｆ形蛍光灯器具の定格入力電圧はユニバーサル電圧（１００Ｖ～２４２Ｖ）に対応するものとする。
	2．非常用照明の照度測定	設置した各部屋２箇所以上
	3．照明制御の照度測定	明るさセンサーによる照明制御を行う部屋は照度測定を行い測定表を監督職員に提出する。なお、測定箇所は監督職員の指示による。 照度測定時期　１００％点灯時（※夜間　・　） 調光制御点灯時（※夜間　・昼間）
	4．照明制御装置設定器	納入数　※１個　・　個
動力設備	1．インバーター装置の規約効率	三相可変速運転用インバーター装置の規約効率は次の数値以上とする。

電動機出力(kW)	0.4	0.75	1.5	2.2	3.7	5.5	7.5	11	15	18.5	22	30	37	45
規約効率(%)	84.0	88.5	92.0	93.0	94.0	94.5	94.8	94.5	95.0	95.3	95.5	95.5	95.5	95.5

備考（1）規約効率はＪＥＭ１５８　２４５「汎用インバータの規約効率」により算出した値とする。
（2）規約効率はＪＩＳＣ４２１２「高効率低圧三相かご形誘導電動機」の定格電圧２００Ｖ、ＩＰ４Ｘ、６極、５０Ｈｚの電動機を駆動したときの値とする。

雷保護設備	1．外部雷保護設備 接地システム	・構造体利用接地極　・A型接地極　・B型接地極
	2．大地抵抗率の測定	工事着手時に大地抵抗率を測定し、測定表及び接地極省略判定記録書を監督職員に提出する。
受変電設備	1．受変電設備容量	ｋＶＡ
	2．モールド変圧器	モールド変圧器はダイヤル温度計を附属させる。 モールド変圧器の表面は充電部とみなし注意標識を取り付ける。
発電設備	燃料系発電装置 1．電気方式	・高圧　・低圧
	2．発電機容量	ｋＶＡ
	3．燃料種別	・軽油　・Ａ重油
	太陽光発電装置 1．太陽電池アレイ	公称出力　ｋＷ
	2．パワーコンディショナ	交流出力の電気方式　相　線　Ｖ 定格容量　ｋＷ 自立運転機能　（　・有　・無　）
	3．表示装置	・液晶又はプラズマディスプレイ　・
	4．連系する電力系統	・高圧受電低圧みなし連系　・高圧連系　・低圧連系
構内交換設備	1．保安器用接地	※本工事　・別途工事
	2．壁付き電話機との接続	※モジュラージャック　・電話用プレート
	3．電話機への配線	卓上電話機１台につき次のものを見込む。 ・ボタン電話機　ＥＭ－ＢＴＩＥＥ　０．４　－２Ｐ　（※１５ｍ　・　） ・内線電話機　ＥＭ－ＴＩＥＦ　０．６５－２Ｃ　（※１５ｍ　・　） ・多機能電話機　ＥＭ－ＢＴＩＥＥ　０．４　－２Ｐ　（※１５ｍ　・　） ・ＩＰ電話機　ＥＭ－ＵＴＰ　０．５　－４Ｐ　（※１５ｍ　・　）
構内配電線路	1．施工方法	埋設深さ　特記なきはＧＬ－３００以上、舗装のある場合は路盤下－３００以上とする。 建物側配管引き込み部の地盤変位対応種別 沈下量（・０．２ｍ以下　・０．６ｍ以下　・１．０ｍ以下）
	2．地中箱	蓋の記号表示　時型流込み（・電力　・電気　・　） ハンドホール内のケーブル支持等は、マンホールに準じて行う。
	3．高圧負荷開閉器	・開鎖形（直軸塩形）　・地絡継電器付（※方向性　・無方向性） ※別置制御装置までの制御ケーブルを付属すること。
	4．高圧ケーブルの屋外端末処理	・一般形　・耐塩形
	◉ 5．標識シート	※高圧　・低圧幹線　◯外灯
	6．照明用ポール	照明用ポールには配線用遮断器（トリップ機能なし）又はカットアウトスイッチ（普通ヒューズ）を内蔵する。ただし、ガーデンライトは除く。

その他	1．施工方法	埋設深さ　特記なきはＧＬ－３００以上、舗装のある場合は路盤下－３００以上とする。 建物側配管引き込み部の地盤変位対応種別 沈下量（・０．２ｍ以下　・０．６ｍ以下　・１．０ｍ以下）
	2．地中箱	蓋の記号表示　特型流込み（・通信　・　） ハンドホール内のケーブル支持等は、マンホールに準じて行う。
	3．標識シート	・データ回線　・電話　・ＣＡＴＶ
テレビ電波受信障害調査	1．調査仕様	図面に記載されていない事項は、すべて（社）日本ＣＡＴＶ技術協会の「建造物によるテレビ受信障害調査要領」及び「建造物によるテレビ受信障害調査要領（地上デジタル放送）」の最新版により調査を行い、（社）日本ＣＡＴＶ技術協会の技術審査を受けること。
	2．テレビ電波受信障害調査時期	・事前　・中間　・事後
	3．受信する受信波及び地点数	中継局：　波：　地点 中継局：　波：　地点
	4．報告書	提出部数　・事前　３部　・中間　部　・事後　３部

その他	◉ 1．機器取付高	機器取付高は下記を標準とする。ただし、天井高３ｍ以上の場合及び機器の使用に支障がある場合は監督職員と協議する。

	名称	測点	取付高（mm）
電力共通	取引用計器	壁上～壁中心	1,800～2,000
	引込開閉器	壁上～中心	1,800～2,200
電灯	分電盤	床上～中心	１，５００ （上端1,900以下）
	スイッチ	〃	１，３００
	〃（多機能トイレ）	〃	１，１００
	コンセント（一般）	〃	３００
	〃（和室）	〃	１５０
	〃（台上）	台上～中心	１５０
	〃（十間）	床上～中心	８００～１，３００
	〃（車椅子用）	〃	９００
	コンセント（電気室・発電機室）	床上～中心	８００
	プラケット（一般）	〃	2,100～2,300
	〃（踊場）	〃	2,000～2,500
	〃（掲上）	最上端～中心	１５０
動力	壁掛形制御盤	床上～中心	１，５００ （上端1,900以下）
	手元開閉器	〃	１，５００
	操作スイッチ	〃	１，３００
構内交換	端子盤	床上～下端	３００
	保安器箱	天井下～上端	２００
	壁付アウトレット	床上～中心	３００
	〃（和室）	〃	１５０
	壁付電話機	〃	１，３００
電気時計	壁掛形親時計	床上～中心	１，５００ （上端1,900以下）
	子時計	床上～中心	天井高×０．９
拡声	壁掛形スピーカ	床上～中心	天井高×０．９
	壁付アッテネータ	床上～中心	１，３００

	名称	測点	取付高（mm）
表示	表示盤	床上～中心	天井高×０．９
	壁付発信器	〃	１，３００
	ベル，ブザー，チャイム	〃	２，３００
	受付押ボタン（一般）	〃	１，３００
	電源箱	床上～下端	３００
誘導支援	外部受付用インターホン（子機）　標準図による		
	壁付インターホン（上記以外）	床上～中心	１，３００
	壁付押ボタン（多機能トイレ）	〃	９００
	壁付押ボタン（多機能トイレ）床転倒時用	〃	３００
テレビ共同受信	機器収容箱	天井下～上端	２００
	直列ユニット	床上～中心	３００
	〃（和室）	〃	１５０
火災報知	受信機・副受信機	床上～操作部	８００～１，５００
	機器収容箱	〃	８００～１，５００
	発信機	床上～中心	８００～１，５００
	ベル	天井下～上端	２００
	表示灯	〃	２００
ガス検知	ガス漏れ中継器	天井下～中心	３００
	検知器（都市ガス）	天井下～下端	３００
	〃（ＬＰガス）	床上～上端	３００

◉ 2．配線図記号その他
1）ＥＥＦ１．６－２Ｃ×２は、ＥＥＦ１．６－４Ｃを使用してもよい。
2）ＥＭケーブルの表記は警報用及び同軸ケーブルを除き「ＥＭ－」を省略する。

別表－１

品目	機材名
蛍光灯器具	
照明制御装置	
可変速運転用インバータ装置	
盤類	分電盤（実験盤を含む）
	制御盤
	キュービクル式配電盤
	高圧スイッチギヤ（ＣＷ形）
	高圧スイッチギヤ（ＰＷ形）
高圧機器	高圧交流遮断器
	高圧進相コンデンサ
	高圧限流ヒューズ
	高圧負荷開閉器
	高圧変圧器
交流無停電電源装置	
太陽光発電装置	パワーコンディショナ及び系統連系保護装置
監視カメラ装置	
中央監視制御	監視制御装置

参考図

図面番号	P-01	縮尺	S=N.S
事業名	平成26年度 久井簡易水道事業		
工事名称	吉田調整池ポンプ棟築造工事		
種別	特記仕様書		
工事箇所	三原市久井町吉田		
三原市水道部			

この図面は、実際の図面を約50%に縮尺している

注 記

1．特記なき配管配線は下記とする。

CE3.5-3C 保護管(FEP30)

外灯基礎は電気工事とする。

2．配管の埋設深さはGL-300以上とする。

凡 例

記 号	名 称	備 考
H	ﾊﾝﾄﾞﾎｰﾙ H1-6-R8K-60	

SP－1　ＬＥＤモールライト　コンパクト蛍光灯ＦＨＴ５７形相当

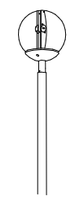

ポール：Ｌ＝３．５ｍ

ボルトフリー（１００～２４２Ｖ）
本体：アルミダイカスト（コーヒーブラウン）
グローブ：ガラス（透明・縦半分アルミ真空蒸着）

PL-2の2次側、外灯回路に配線接続。

地中突出しの配管に接続。

街路灯
SP-1　× 3

参考図

図面番号	P-02	縮 尺	S=1/100
事 業 名	平成26年度 久井簡易水道事業		
工事名称	吉田調整池ポンプ棟築造工事		
種　別	構内配電線路設備		
工事箇所	三原市久井町吉田		
三 原 市 水 道 部			

この図面は、実際の図面を約50%に縮尺している

吉田調整池ポンプ棟築造工事　機械設備　工事仕様書

Ⅰ　工事概要

1．工事場所　広島県三原市久井町吉田

2．建物概要

建物名称	構造	階数	建築基準法による延面積（㎡）	消防法施工令別表第一の区分	備考
ポンプ棟	鉄筋コンクリート造	1	６４．２４	１５項	新築

3．工事種目及び工事科目（●のものが対象工事）

工事科目＼建物別及び屋外	工事種目 屋内	屋外				屋外
○空気調和設備						
●換気設備	一式					
○排煙設備						
○中央監視設備設備						
○自動制御設備						
●衛生器具設備	一式					
●給水設備	一式	一式				
●排水設備	一式	一式				
○給湯設備						
○消火設備						
○厨房設備						
○ガス設備						
○浄化槽設備						
○撤去工事						
○仮設工事						

4．指定部分　●　無　　○　有
（一部完成）　対象部分：

5．設備概要（本工事における、工事種目ごとの概要を示すもので、仕様を規定するものではない。
● 印のものが該当する。）　（なお、改修の場合は既存概要を示す）

方式及び種別	設備概要
主要熱源機器	○冷温水発生機　○タ－ボ冷凍機　○ボイラ ○空冷ヒートポンプチラー　○空気熱源ヒートポンプユニット　○
空調方式	○外調機＋エアハン　○外調機＋ファンコイル　○外調機＋ビルマルチ ○全熱交換器＋ファンコイル　○全熱交換器＋ビルマルチ
自動制御方式	○電気式　○電子式　○デジタル式　○中央監視制御
給水方式	○高置タンク方式　●水道直結方式　○ポンプ直送方式　○直結増圧方式
排水方式	建物内の汚水と雑排水（○分流式　●合流式（　　系統）） ポンプ排水　○有（○汚物　○雑排水　○湧水）　●無し 建物外　放流先 （１）汚　水　○直放流下水管　●浄化槽 （２）雑排水　○直放流下水管　●浄化槽
消火設備の種類	○屋内消火栓設備　○スプリンクラー設備　○泡消火設備 ○連結散水設備　○連結送水管設備　○ダクト消火設備 ○不活性ガス消火設備　○屋外消火栓設備
ガスの種類	○都市ガス（種別　，高位発熱量　MJ/Nm3，低位発熱量　MJ/Nm3 供給圧力　Pa，供給事業者名　　） ○液化石油ガス

Ⅱ　工事仕様

1．共通事項

1）図面及び特記仕様に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の下記仕様書等のうち、●印が付いたものによる。
●公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（平成２５年版）（以下「標準仕様書」という。）
●公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（平成２５年版）（以下「改修標準仕様書」という。）
●公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（平成２５年版）（以下「標準図」という。）

2）電気設備工事及び建築工事を本工事に含む場合、電気設備工事及び建築工事はそれぞれの工事仕様書を適用する。なお、電気設備工事の工事仕様は（　/　）図、建築工事の工事仕様は（　/　）図による。

2．特記仕様

1）章は●印の付いたもの、項目は番号に○印の付いたもを適用する。

2）特記事項のうち、●印の付いたものを適用し、○印の付いたものは適用しない。

章	項目	特記事項
●一般共通事項	1　特定建設資材の再資源化等について	○本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月31日法律第104号）の対象建設工事であり、分別解体、特定建設資材の再資源化等について適切な処理を行う。 ただし、工事契約後にやむを得ない事情により予定した条件により難い場合は監理者と協議する。 分別解体・再資源化等の完了時に、以下の事項を書面にて監理者に報告する。 １）再資源化等が完了した年月日 ２）再資源化等をした施設の名称及び住所 ３）再資源化等に要した費用 分別解体の方法 工程：○新築 ○増築 ○修繕 ○模様替　作業内容：建築設備工事 ○あり ○なし　分別解体の方法：○手作業 ○手作業、機械作業併用 ○特定建設資材廃棄物の種類と再資源化等をする施設 特定建設資材廃棄物の種類／再資源化等をする施設の名称／所在地：○ｺﾝｸﾘｰﾄ／○ｺﾝｸﾘｰﾄ及び鉄から成る建設資材／○木　材／○ｱｽﾌｧﾙﾄ・ｺﾝｸﾘｰﾄ
	2　環境への配慮	(1)国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律に基づく特定調達物品等に関する判断の基準は「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（平成２６年２月閣議決定）」による。 (2)本工事の建物内部に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の１）から４）を満たすものとする。 １）合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、ＭＤＦ、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しない又は、発散が極めて少ない材料で設計図書の規定する、「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。 ２）接着剤及び塗料はトルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。 ３）接着剤は、可塑剤（フタル酸ジ－ｎ－ブチル及びフタル酸ジ－２－エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を除く）が添加されていない材料を使用する。 ４）１）の材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類等は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しないか、放散が極めて少ない材料を使用したものとする。

章	項目	特記事項
●一般共通事項	③ 材料・機材等	(1)本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする。 (2)本工事に於いて別表-2に示す材料を使用する場合の材料・機材等の製造業者等は次の1)から6)すべての事項を満たすものとし、この証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたことを示す書面を提出して監理者の承諾を受ける。ただし、設計図書に製造業者名等が記載されている場合は証明となる資料等の提出を省略することができる。 1)品質及び性能に関する試験データが整備されていること。 2)生産施設及び品質の管理が適切に行われていること。 3)安定的な供給が可能であること。 4)法令等で定めがある場合は、その許可、認可、認定又は免許を取得していること。 5)製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 6)販売、保守等の営業体制が整えられていること。（なお、ｼｽﾃﾑとして機能するものにあっては、ｼｽﾃﾑの構築能力があり、現場での施工体制が整えられていること）
	④ 事業用電気工作物の電気保安技術者	工事現場におく電気保安技術者は、電気工作物の保安の業務を行うものとする。 ○適用する　○適用しない
	⑤ 技能士の適用	○ 配管（配管工事）　○ 建築板金（ダクト製作及び取付）　○ 熱絶縁施工（保温工事） ○ 冷凍空気調和機器施工　（冷凍空調機器の据付）　○（　　）
	⑥ 監理者事務所	○ 設けない ○ 設ける　○既存の建物内の一部を使用する。　○面積規模（○１０　○２０）㎡程度
	⑦ 施工調査	改修標準仕様書による他は下記による。 事前調査　○ 本工事　○ 別途 調査内容 調査項目　○ 調査範囲　○ 図示　○ 調査方法　○ 図示　○
	⑧ 足場・さん橋類	○　別契約の関係請負者が定置したものは無償で使用できる。 ○ 本工事で設置する。（改修標準仕様書第１編２．２．１によるほか下記による。） ○ 内部足場等（　○　種　○　種） ○ 外部足場等（　○　種　○　種）
	⑨ 養生	既存部分の養生は、改修標準仕様書第１編３章による。
	⑩ 工事用電力・水その他	本工事に要する電力・水等の費用は、完成引渡しまでは請負者の負担とする。
	11 工事用仮設物	構内につくることが　（　○　できる　○　できない　）
	⑫ 建設発生土の処理	●　構内散きならし　○構内指定場所へのたい積　○構外搬出（約　km） ○　再利用をはかる 分類：建設発生土　受け入れ施設名：　受け入れ場所：　搬出距離：
	⑬ 埋め戻し土・盛土	●　山砂の類 ○　根切り土の良質土（ただし　○　コンクリート管　○　以外の管の周囲は山砂の類）
	⑭ 機材の承諾図	原則として、国土交通省大臣官房官庁営繕部建築課営繕技術管理室監修の「機械設備工事機材承諾図様式集（平成２５年版）」によるものとする。
	⑮ 施工図等	工事が完成（指定部分に係わる完成を除く）したときは、本工事で作成する施工図等のうち、次の原図及びその複写図（製本１部）を監理者に提出する。ただし、製作図等で原図として提出できないものは、原図に代わるものとしてよい。 なお、施工図等の著作権に係わる当該建物に限る使用権は発注者に移譲するものとする。 施工図等｜機器製作図｜制御システム図｜試験成績書｜機器、配管固定の施工図
	⑯ 完成図等	完成図（製本）及び原図　●　提出要 完成図を提出する場合は、下記によるほか監理者の指示による。 提出様式　１）～８）A4 黒表紙金文字製本　３部数 １），２）　A4 二つ折　３部数 １），２）　A2 二つ折　１部数 原図　１部 ＣＡＤデータ　●　提出要　○　提出不要　○　既存完成図の修正 貸与　●　有　○　無 完成データの提出　●　要　○　不要 １）竣工図 ２）施工図 ３）機器完成図 ４）取扱説明書 ５）各種機器試験成績表 ６）現地試験調整成績書 ７）官公署提出書類 ８）その他必要なもの 完成図一式を電子データとし提出すること。 （図面はＪＷ－ＣＡＤデータ，完成図書はＰＤＦデータに変換して理者の指示による。 注）貸与するＣＡＤデータは、当該工事における施工図又は完成図の作成以外に使用してはならない。
	⑰ 総合調整	●　本工事　○別途 調整項目（測定箇所等は監理者の指示による。） ●　風量調整　●水量調整　●室内外空気の温湿度の測定 ○　室内気流及びじんあいの測定　●騒音の測定 ○　飲料水の水質の測定
	⑱ 電動機	換気扇、圧力扇、及び標準仕様書に記載無く、特記のない電動機の保護規格は、製造者規格による標準品としてよい。
	⑲ 耐震措置	耐震措置の計算及び施工方法は次による他は、「建築設備耐震設計・施工指針２００５年版（国土交通省国土技術政策研究所、独立行政法人建築研究所監修）」による。 （１）機器の据付及び取付け 設計用水平地震力は、機器の質量（自由表面を有する水槽その他の貯槽にあっては有効質量）に、地域係数1.0及び次に示す設計用標準水平震度を乗じた物とする。 設計用標準水平震度 機器種別｜○特定の施設：重要機器｜○特定の施設：一般機器｜○一般の施設：重要機器｜○一般の施設：一般機器 上層階、屋上及び塔屋：機器 2.0 1.5 1.5 1.0／防振設置機器 2.0 2.0 2.0 1.5／水槽類 2.0 1.5 1.5 1.0 中間階：機器 1.5 1.0 1.0 0.6／防振設置機器 1.5 1.5 1.5 1.0／水槽類 1.5 1.0 1.0 0.6 地階及び１階：機器 1.0 0.6 0.6 0.4／防振設置機器 1.0 1.0 1.0 0.6／水槽類 1.5 1.0 1.0 0.6 注1)上層階・中間階の定義は、次のとおりとする。 上層階とは、　2～6階建の場合は最上階　7～9階建の場合は上層2階 10～12階建の場合は上層3階　13階建以上の場合は上層4階 中間階とは、地階、１階を除く各階で上層階に該当しない階。 注2)機器種別の欄の「機器」は、防振設置機器、水槽類以外の機器を示す。 重要機器とは、以下の機器とする。 ○ﾎﾞｲﾗｰ　○冷凍機　○冷温水機　○冷却塔　○中央監視装置 ○空気調和機（○ﾕﾆｯﾄ形　○ｽﾌﾟﾘｯﾄ形　○ﾊﾟｯｹｰｼﾞ形） ○水槽類（○受水タンク　○　高置タンク　○　　） ○消火設備機器　○排煙設備機器 （２）設計用鉛直地震力は、設計水平地震力の１／２とする。
	20. 非破壊検査	非破壊検査等による埋設物の調査をする。 範囲は監理者の指示による。なお、検査費は別途とする。

章	項目	特記事項
●一般共通事項	㉑ 試験	既設配管を含む部分の水圧試験　●　要（方法及び圧力：　　） ○　不要
	㉒ 容量等の表示	(1)　機器類の能力、容量等は表示された数値以上とする。 (2)　電動機出力、燃料消費量、圧力損失は、原則として表示された数値以下とする。
	㉓ 地中埋設標等	地中埋設配管（排水管を除く） (1)　地中埋設標　●　要（　●　給水管　○　ガス管　○　　）　○不要 (2)　地中埋設テープ　●　要（　●　給水管　○　ガス管　○　　）　○不要 要の場合、地中埋設標は図示の箇所とする。
	㉔ 配管	(1)建築物　導入部の変位吸収方法は、標準図（建築物導入部の変位吸収配管要領）による。 ○(a)フレキシブルジョイントを使用　○(b)ボールジョイントを使用　●(c)スリークッション (2)　溶接部の非破壊検査　○不要　○要（　　） (3)　ｽﾃﾝﾚｽ鋼管施工 1)コンクリート壁・床への埋め込み、スリーブ貫通部及びその他躯体との絶縁箇所には、プラスチックテープを１／２重ね１回巻きを施す。 2)保温のアルミ、ネット、巻き線、鋲座等が直接接触しないよう施工する。 3)地中埋設部は、管を土壌に接触させないよう施工する。 4)地中埋設から地上あるいはピット等に至る管には、出た直近に絶縁フランジを設ける。 5)ステンレス管に使用する６０Ａ以上の弁はステンレス鋼弁とする。
	㉕ はつり	既存コンクリート床、壁等の配管貫通部の穴開けは、図面に特記のない場合はﾀﾞｲﾓﾝﾄﾞｶｯﾀｰにによる。
	26 天井仕上区分	（　　）書きの室名は直天井を示し、その他は二重天井を示す。
	27 工事区分	図面に特記なき場合は、別表－１「工事区分表」による。
	28 塗装	（１）次の範囲内の裸の亜鉛鉄板、配管（亜鉛メッキされたもの）,吊りボルトは塗装を行う。 ○　　○　　○
	29 保温	標準仕様書第２編によるほか、図面に特記のない場合は、下記による。ただし、各工事種目で別に指定されたものは除く。 ○　多湿箇所は下記による。 室名： ○　共同構内の保温の種別は下記による。 ダクト： 配管：
	㉚ 電線類	電線及び　ケーブルは、標準仕様書　第４編１．５．１　表４．１．１１による。

章	項目	特記事項
○空気調和設備	1　設計温湿度	外気：夏季 ℃ %（温度(DB)／湿度(RH)）／冬季 ℃ % 対象室　一般室：夏季 ℃(DB) %(RH) ℃(DB) %(RH) ℃(DB) %(RH)／冬季 ℃(DB) %(RH) ℃(DB) %(RH) ℃(DB) %(RH)
	2　室内許容騒音	○ 下記表を許容騒音値以下とする。 室用途：一般居室等／会議室等 NC目標値：○ NC４５以下／○ NC４０以下／○ NC５０以下／○ NC３０以下 ○ NC４０以下／○ NC３５以下／○ NC４５以下／○ NC２５以下 ○ NC３５以下／○ NC３０以下／○ NC４０以下／○ NC２０以下
	3　ばいじん量測定口	煙道の直線部直径８００㎜でフランジ付とする。
	4　鋼板製煙道	鋼板厚（　○　3.2mm　○　4.5mm　○　ＳＵＳ304製　○　3.0mm以上　）
	5　ダクト	ガス焚きの機器が接続する場合は、水抜き用タッピングを設ける。 低圧ダクト ○　アングル工法 ○　コーナーボルト工法　（　○　共板フランジ工法　○　スライドオンフランジ工法 （適用範囲は、長辺１，５００mm以下及び、常用圧力５００Ｐａ以下の低圧ダクトとする）
	6　風量測定口	○　送風機（空調機等も含む）に近接した吐出側ダクト　○　外気取入れダクト
	7　チャンバー	（１）内貼りを施すチャンバーの表示寸法は外法を示す。 （２）空気調和機に取付けるサプライチャンバー及びレタンタンバーで消音内貼りしたチャンバーには、点検口を設け、点検口の大きさは図示による。 （３）外壁に面するガラリに直接取付けるチャンバー及びホッパーは雨水の滞留のないように施工する。
	8　ダンパー	（１）防煙ダンパー　標準仕様書によるほか、下記の通りとする。 復帰方式　（　○　遠隔型（電気式）　○　手元型　） （２）ピストンダンパー　復帰方式　（　○　遠隔型（電気式）　○　手元型　）
	9　配管材料	（１）冷温水管　○　○ （２）冷却水管　○　○ （３）油管　○　○ （４）膨張管、空気抜き管及び膨張タンクよりボイラー等への補給水管　○ （５）空調用排水管　○硬質塩化ビニル管（ＶＰ）　○ （６）給水管　○　○ （７）冷媒管　○断熱材被覆銅管（メーカー標準）
	10　弁類	○　図示による。　（図面に特記の無き場合の耐圧は、ＪＩＳ又はＪＶ ５Ｋとする。） ○　ファンコイルユニットと冷温水管の接続部（柱・壁）には、ボール弁を取付ける。 また、ファンコイルユニットには、　○　　を設置する。
	11　伸縮管継手	鋼管用伸縮継手の種別　○　スリーブ型（蒸気配管）　○　ベローズ型（蒸気以外） ○　単式　○　複式（場所は図示による）
	12　防振継手	防振継手の種別　○　合成ゴム製（水用）　○　ベローズ型（ＳＵＳ製）
	13　フレキシブルジョイント	フレキシブルジョイントの種別　ファンコイル系統　○　内面合成ゴム製（外面ＳＵＳ304製、保温付） 蒸気系統　○　ベローズ型（ＳＵＳ製） 上記以外　○　合成ゴム製（水用）　○　ベローズ型（ＳＵＳ製）
	14　ストレーナー	呼び径６５Ａ以上のストレーナーには、清掃時の水抜き弁を設ける。
	15　温度計	図示の位置及び、次の位置に取り付ける。なお温度計は円形指示計（バイメタル式）とする。 ○　冷凍機の冷水管（送り、返り）及び冷却水管（送り、返り）。 ○　直だき吸収冷温水機の冷温水管（送り、返り）及び冷却水管（送り、返り）。 ○　ボイラーの温水管（返り）。 ○　空気調和機の冷温水管（送り、返り）及び三方弁装置後の冷温水管（返り）。 ○　熱交換器の温水管（送り、返り）。 ○　冷温水ヘッダー（往）及び冷温水ヘッダーの各返り管。 ○　空気調和機（パッケージ形を含む）のサプライチャンバー、レタンダクト、外気取入れダクト及びレタンチャンバー。 ※　熱源機器（冷凍機・チラー等）の盤内でデジタル表示され二重計測になる場合は、監理者の承諾を得て取り止める事が出来る。
	16　圧力計	図示の位置及び、次の位置に取り付ける。 ○　冷凍機の冷水管（送り、返り）及び冷却水管（送り、返り）。 ○　空気調和機の冷温水管（送り、返り）。 ○　直だき吸収冷温水機の冷温水管（送り、返り）及び冷却水管（送り、返り）。 ○　熱交換器の温水管（送り、返り）。 ※　熱源機器（冷凍機・チラー等）の盤内でデジタル表示されニ重計測になる場合は、監理者の承諾を得て取り止める事が出来る。
	17　瞬間流量計取付用ノズル	瞬間流量計取付用ノズルは下記の配管に設ける。 ○　冷凍機の冷水管及び冷却水管（送り又は返り） ○　直だき吸収冷温水機の冷温水管及び冷却水管（送り又は返り） ○　空気調和機の冷温水管（送り又は返り） ○　冷温水ヘッダーの各送り管 瞬間流量計設置形式は下記による。 ○　固定形　○　着脱　瞬間流量系（　）組を備品とする。 ○　超音波流量計を備品とする。 制御盤には（　○　給油ポンプ制御　○　満油警報　○　遠隔警報　○　電磁弁制御 ○　返油ポンプ制御　○　減油警報　○　　）の端子を設ける。なお、フロートスイッチ部と制御盤間の配管配線は製造者の標準仕様とし、本工事とする。
	18　油面制御装置	

章	項目	特記事項
○空気調和設備	19　絶縁継手	図示の位置に取り付ける。
	20　保温及び消音内貼り	標準仕様書第２編3.1.4によるほか、次による。 ○　還気ダクトの保温要（保温の厚さ　25mm、範囲は図示による） ○　外気ダクトの保温要（保温の厚さ　25mm、範囲は仕様書による） ○　消音内貼りの施工箇所は、図示したダクト及びチャンバー類とする。 ○　膨張管及び膨張タンクよりボイラー等への補給水管の保温は、標準仕様書第２編3.1.4の温水管の項による。 ○　建物内の空気抜き管の保温は標準仕様書第２編3.1.4の温水管の項による。 ○　空気調和機及びファンコイルユニットの排水管の保温は、標準仕様書第２編3.1.5の排水管の項による。 ○　冷媒管の保温の外装は次による。 屋内露出：○　保温化粧ケース（材質：　　） 屋外露出：○　保温化粧ケース（材質：　　）　○　ステンレス鋼板
●換気設備	1　ダクト	低圧ダクト ○　アングル工法 ○　コーナーボルト工法（　○　共板フランジ工法　○　スライドオンフランジ工法　） （適用範囲は長辺１，５００mm以下及び、常用圧力５００Ｐａ以下の低圧ダクトとする）
	2　厨房排気ダクト	厨房排気ダクトはアングルフランジ工法とし、板厚は下表による。 厨房用角型ダクト（住宅用は除く） ダクトの長辺（単位）mm：450以下／450を超え1,200以下／1,200を超え1,800以下／1,800を超えるもの 板厚（単位mm）：亜鉛鉄板：0.6以上／0.8以上／1.0以上／1.2以上 ｽﾃﾝﾚｽ鋼板：0.5以上／0.6以上／0.8以上／1.2以上 厨房用丸型ダクト（住宅用は除く） ダクトの長辺（単位）mm：750以下／750を超え1,000以下／1,000を超え1,250以下／1,250を超えるもの 板厚（単位mm）：亜鉛鉄板：0.8以上／0.8以上／1.0以上／1.2以上 ｽﾃﾝﾚｽ鋼板：0.6以上／0.6以上／0.8以上／0.8以上
	3　排気フード	フードの材質　○　ＳＵＳ430　○　ＳＵＳ304 フードの仕上　○　ミガキ　○　ヘアライン グリス除去装置の方式　○　グリスフィルター　○　グリスエクトラクター
	4　シールする排気ダクトの系統	○　厨房系統 ○　浴室（シャワー室、脱衣室を含む）系統
	5　チャンバー	空気調和設備の当該項目による。
	6　保温	次のダクトは保温を行う。 ○　全熱交換器用のダクトの保温要（給気ダクトの外気側は保温（２５mm）する） ○　全熱交換器用のダクトの保温要（排気ダクトの外気側壁面より１ｍは保温（２５mm）する） ○
○排煙設備	1　排煙口・排煙ダンパー	○　電気式手動開放　○　ワイヤー式手動装置 ○　遠隔復帰　○　手動復帰
	2　排煙ダンパー気密性能	○　高気密ダンパー　○　一般仕様
	3　排煙風量測定	建築設備定期検査業務指針書（日本建築設備安全センター）の排煙風量の検査方法に準じる。
○自動制御設備	1　中央監視制御装置	○　有（○　本工事　○　別途工事）（○新設　○既設）　○無
	2　中央監視制御装置の構成・機能	別図（　／　）による。
	3　電気計装用配線	電線及びＥＭケーブルは、標準仕様書第４編１．５．１表４．１．１１ 屋外・屋内露出の配線は、図面に特記がなければ金属管配線とする。 天井隠ぺいの配線は、図面に特記がなければケーブル配線とする。
○その他	1　予備フィルター	空調機、ファンコイル、室内機、全熱交換器等のフィルターは予備フィルターを備品として（　　）%具備する。
	2　点検口	点検口の裏には用途が判別できる文字等を記載すること。
●衛生器具設備	1　自動洗浄装置及びその組み込み小便器	洗浄水量は4.8／回以下とし、使用状況により洗浄量が制御できるものとする。（グリーン購入法における判断の基準）
	2　自動水栓の電源供給方式	○　個別感知方式 ○　ＡＣ１００Ｖ　○　乾電池　○自己給電
	3　和風大便器の防火区画貫通処理	標準図（耐火性能が必要となる脆集器・和風大便器の防火区画貫通部処理要領(b)(2)）による。
	4　衛生器具ユニット	ユニットの配管材料は図示による。
	5　洋風便器	洋風便器の洗浄水量は 8.5 L/回以下とする。但しタンク式　6.5 L/回以下とする。 （グリーン購入法における判断の基準）
●給水設備	①　配管材料	（１）一般配管　●耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管（ＨＩＶＰ）　○水道用ゴム輪形耐衝撃性硬質塩化ビニル管（RRHIVP） （２）屋内地中配管　●耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管（ＨＩＶＰ）　○水道用ゴム輪形耐衝撃性硬質塩化ビニル管（RRHIVP） （３）屋外埋設配管　●耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管（ＨＩＶＰ）　○水道用ゴム輪形耐衝撃性硬質塩化ビニル管（RRHIVP） （４）厨房、浴室等　○　○　のシンダー内配管 （５）量水器までの引込配管は水道事業者の指定（　○　　）による （６）給水管からの引込みは不断水丁字管を取付けること。
	2　量水器	○　関メーター（○　貸与品　○　　）　○　子メーター（○　買取り　○　　）
	3　量水器桝	○　水道事業者指定品（○　貸与品　○　買取り）　○標準図ＭＣ形
	4　継手	○　４０Ａ以上の継手はメカ型とする。
	⑤　弁類	●　水道直結部分　ＪＩＳ又はＪＶ　（●　10Ｋ　○　　）　●　理設部には埋設用のバルブを使用すること。
	⑥　管の地中埋設深さ	埋設深さ（管の上端深さ）は原則として、車両通行部分は（●　600mm　○　　）その他の部分は、（●　300mm　○　　）以上とする。
	7　引込納付金等	○　不要　○　要（○　本工事　○　別途工事）（５０ｍｍ　１，９４９，０２４円（税込））
	8　その他	○　ＲＲＨＩＶＰの曲がり部及び直管部（２０m毎）には抜け止め防止金具を設置すること。
●排水設備	①　配管材料	（１）屋内汚水管　●硬質塩化ビニル管（ＶＰ）　○耐火ニ層硬質塩化ビニル管（ＶＰ）（１Ｆ以上） （２）屋内一般雑排水管　●硬質塩化ビニル管（ＶＰ）　○耐火ニ層硬質塩化ビニル管（ＶＰ）（１Ｆ以上） （３）一般用排水通気管　○硬質塩化ビニル管（ＶＰ）　○耐火ニ層硬質塩化ビニル管（ＶＰ）（１Ｆ以上） （４）ポンプアップ管　○　○ （５）屋外排水管　●硬質塩化ビニル管（ＶＰ）　○ （６）管の接合　○　配管用炭素鋼鋼管（白）の接合には、標準仕様書第２編2.1.2.6による鋼ジョイントを使用しても良い。
	2　台所流し等の排水管	洗面器及び手洗器に直結する排水管は、器具トラップより１サイズアップとする。 台所流し等の床上露出の部分の配管は、ビニル管でもよい。
	3　満水試験継手	図示の位置に取付ける。
	4　放流納付金等	○　不要　○　要（○　本工事　○　別途工事）

図面番号	M-01	縮尺	S=N.S
事業名	平成26年度 久井簡易水道事業		
工事名称	吉田調整池ポンプ棟築造工事		
種別	機械設備仕様書１		
工事箇所	三原市久井町吉田		

三　原　市　水　道　部

この図面は、実際の図面を約50%に縮尺している

○給湯設備	1 配管材料	給湯管（膨張管及び補給水タンクよりボイラー等への補給水管を含む） ○ステンレス鋼管　　○
	2 絶縁継手	図示の位置に取付ける。
	3 弁類	○ 水道直結部分　JIS又はJV　（○ 10K　○　　）　○ その他の部分（○ 5K　○　　）
	4 保温	標準仕様書によるほか、次による。 湯沸器の給排気筒（二重管）の隠ぺい箇所は保温を行う。なお、保温の種別は標準仕様書第２編3.1.5、表2.3.5のh・(イ)・・とする。
○消火設備	1 配管材料	（1）屋内消火栓　　一般配管　○配管用炭素鋼鋼管（白管）　地中配管　○外面被覆鋼管 一般配管（ピット内）　○配管用炭素鋼鋼管（白管）　地中配管　○ 一般配管　○　　地中配管　○
	2 屋内消火栓開閉弁	○ 10K　　○
	3 地中埋設管の接合	外面被覆鋼管の呼び径100以下はねじ接合とする。
	4 保温	○屋外露出部分　○有（○ ｅ2・(ﾊ)・Ⅶ　○　　）　○無
○厨房設備	1 機器の寸法	概略寸法とする。
	2 機器の機能等	図示による。
○ガス設備	1 配管材料	○ 都市ガス　　ガス事業者の供給規定による。 ○ 液化石油ガス　（1）屋内　○　　（2）地中　○
	2 転倒防止等	標準図の（ ○（a） ○（b））による。 また、容器用固定具は鋼製、溶融亜鉛メッキ仕上げとし、鎖はステンレス製とする
	3 メーター	親メーター（ ○ 貸与品　○　　）　子メーター（ ○ 買取り　○　　）
○浄化槽設備	1 形式	○ ユニット形　　○ 現場施工形
	2 測定表	一定期間経過後、放流水質性能等を記入した測定表を提出する。
○撤去工事	1 保温材	保温材は、配管・ダクト等より分離する。
	2 支持金物等	ダクト及び配管等の支持金物　及び吊り金物は本工事にて撤去する。
	3 アスベスト含有材料	下記の材料については施工前に、アスベスト含有材料の有無を調査し、監理者に報告する。 アスベストを含有する場合は、「建築工事における建設副産物管理マニュアル」に従い適切に処理する。 ダクト用ガスケット 配管用ガスケット たわみ継手 配管エルボ部保温用成形綿り材 アスベスト含有分析調査費　　○ 本工事　　○ 別途 アスベスト含有材料除去費　　○ 本工事　　○ 別途
	4 発生材の処理	○ 金属類（ ○ 機器類　○ ダクト　○ 配管　○その他の金属）の処理は （ ○ 物品管理者に引き渡し　○ 構外搬出適切処理）とする。 ○ 特別管理産業廃棄物（ ○　　○　　）の処理は （ ○ 別途　○ 構外搬出適切処理）とする。 ○ 石綿含有産業廃棄物（ ○ 配管用成形保温材　○ フランジ用ガスケット）の処理は （ ○ 別途　○ 構外搬出適切処理）とする。 ○ 上記以外のもの　（ ○　　○　　）の処理は （ ○ 別途　○ 構外搬出適切処理）とする。
	5 冷媒(フロン類)の回収	○ 本工事　　○ 別途 冷凍機等の撤去に伴う冷媒の回収方法は、改修標準仕様書第３編２．４．３ により 次の書類を監理者に提出する。 ○ フロン回収行程管理表の写し ○ 特定家庭用機器廃棄物管理票（家電リサイクル券）の写し

別表－１　配管材料

●印の付いたものを適用し、○印の付いたものは適用しない。

配管呼称 ＼ 用途	上水	排水										
配管用炭素鋼鋼管（ＳＧＰ白）		○										
配管用炭素鋼鋼管（ＳＧＰ黒）												
圧力配管用炭素鋼鋼管（ＳＴＰＧ370Ｓｃｈ40白）												
塩ビライニング鋼管（ＳＧＰ－ＶＡ）	○											
塩ビライニング鋼管（ＳＧＰ－ＶＢ）	○											
塩ビライニング鋼管（ＳＧＰ－ＶＤ）	○											
メカニカル形排水鋳鉄管（ＣＩＰ）		○										
排水用塩化ビニルライニング鋼管（ＤＶＬＰ）		○										
消火用塩ビ外面被覆鋼管（ＶＳ）												
水道用耐熱性塩ビライニング鋼管（ＨＴＬＰ）												
一般配管用ステンレス鋼管（ＳＵＳ304ＴＰＤ）	○											
水道用ステンレス鋼管（ＳＵＳ304）	○											
配管用ステンレス鋼管（ＳＵＳ304ＴＰＳｃｈ10）												
銅管（Ｍ）												
冷媒用銅管（保温付）												
硬質ポリ塩ビ管　一般管（ＶＰ）		●										
硬質ポリ塩ビ管　薄肉管（ＶＵ）		○										
耐衝撃性硬質ポリ塩ビ管（ＨＩＶＰ）	●											
リサイクル発砲三層管		○										
耐熱性硬質塩化ビニル関（ＨＴＶＰ）												
耐火二層管（内管ＶＰ）		○										
水道用ポリエチレン二層管（ＰＥ）	○											
金属強化ポリエチレン管	○											
ポリブテン管	○											

注）1.冷媒用管は高圧ガス保安協会の「冷凍装置の構造及び試験基準」によるものとすうる。
注）2.塩ビライニング鋼管に使用する継手は管端防食継手とする。
注）3.一般配管用ステンレス鋼管（ＳＵＳ304ＴＰＤ）継手の種類は下記による（メカニカル継手は、プレス式を除くものとする）。
○ 75ｓｕ以下
○ ハウジング　　○ メカニカル　　○ フランジ　　（○ ルーズ　　○ つば出し）
注）4.ポリオレフィン樹脂管はファンコイル等の機器及び器具水栓への接続配管として２５Ａ以下での使用に限る。
注）5.配管用炭素鋼鋼管（白）は使用温度が６０℃以上での使用厳禁（亜鉛が溶解する為）。

別表－２　配管材料（弁の使用区分）

●印の付いたものを適用し、○印の付いたものは適用しない。

呼称	寸法区分	弁呼称 規格番号	弁呼称 名称（種類）	耐圧 5ｋ	耐圧 10ｋ	給水					
仕切弁	呼び径50Ａ以下	JIS B 2011	青銅弁（ねじ込み型）	○							
		JV 5-1	給水用管端防食ねじ込み型弁		●	●					
		JV 5-2	給湯用管端防食ねじ込み型弁								
		JV 8-1	一般配管用ステンレス鋼弁（ねじ込み型）		●	●					
	呼び径65Ａ以上	JIS B 2031	鋳鉄弁（フランジ型）								
		JV 4-2	マレアブル及びダクタイル鉄弁（フランジ型）								
		JV 8-1	一般配管用ステンレス鋼弁（フランジ型）								
		JIS B 2031	ナイロンライニング鋳鉄弁（フランジ型）								
玉形弁	呼び径50Ａ以下	JIS B 2011	青銅弁（ねじ込み型）								
		JV 4-4	マレアブル及びダクタイル鉄弁（ねじ込み型）								
		JIS B 2051	鋳鉄弁（ねじ込み型）								
		JV 8-1	一般配管用ステンレス鋼弁（ねじ込み型）								
	呼び径65Ａ以上	JV 4-5	マレアブル及びダクタイル鉄弁（フランジ型）								
		JV 4-3	鋳鉄弁（フランジ型）								
		JV 8-1	一般配管用ステンレス鋼弁（フランジ型）								
逆止弁	呼び径50Ａ以下	JIS B 2011	青銅弁（ねじ込み型スイング）								
		JV 5-1	給水用管端防食ねじ込み型弁								
		JV 5-2	給湯用管端防食ねじ込み型弁								
		JV 8-1	一般配管用ステンレス鋼弁（ねじ込み型）								
		JIS B 2051	鋳鉄弁（ねじ込み型）								
		JV 4-4	マレアブル及びダクタイル鉄弁（ねじ込み型）								
	呼び径65Ａ以上	JIS B 2031	鋳鉄弁（フランジ型）								
		JIS B 2031	ナイロンライニング鋳鉄弁（フランジ型）								
		JV 4-5	マレアブル及びダクタイル鉄弁（フランジ型）								
		JV 8-1	一般配管用ステンレス鋼弁（フランジ型）								
		JV 8-1	一般配管用ステンレス鋼弁（ウェハー型）								
バタ弁	呼び径65Ａ以上	JIS B 2032	ウェハー型ゴムシートバタフライ弁								
		JIS B 2032	同上（ゴムシート材料はフッ素ゴム等）								
		JV 8-1	一般配管用ステンレス鋼弁								
ボール弁	呼び径50Ａ以下	JV 5-1	給水用管端防食ねじ込み型弁								
		JV 5-2	給湯用管端防食ねじ込み型弁								
			青銅弁								
		JV 8-1	一般配管用ステンレス鋼弁（ねじ込み型）								
		JV 8-1	一般配管用ステンレス鋼弁（メカニカル型）								

別表－３　一般共通事項３に該当する材料・機材等

- 鋼製簡易ボイラー
- 鋳鉄製ボイラー
- 鋼製小型ボイラー
- 鋼製ボイラー

- 真空式温水発生機（鋼製・鋳鉄製）
- 無圧式温水発生機（鋼製・鋳鉄製）

- チリングユニット（空気熱源ヒートポンプユニットを含む）
- 直だき吸収冷温水機
- 小型吸収冷温水機ユニット
- 遠心冷凍機

- 冷却塔

- ユニット形空気調和機
- ファンコイルユニット及びカセット形ファンコイルユニット
- パッケージ形空気調和機
- コンパクト形空気調和機
- ガスエンジン式パッケージ式空気調和機

- エアフィルター（パネル形、折込み形、袋形）
- 自動巻取形エアフィルター
- 電気集じん器

- 全熱交換器（回転形、静止形）

- 遠心送風機（多翼形送風機）
- 斜流送風機
- 軸流送風機
- 消音ボックス付送風機

- 横形遠心ポンプ
- 水中モーターポンプ（汚水用、雑排水用、汚物用）
- 立形遠心ポンプ

- 風量ユニット（定風量、変風量）

- 自動制御システム※1

- 衛生器具ユニット

- FRP製パネルタンク
- 密閉形鋼板式膨張タンク（空調用・給湯用）
- ステンレス鋼板製パネルタンク（溶接組立形）
- ステンレス鋼板製パネルタンク（ボルト組立形）

- スプリンクラー消火システム※1
- 不活性ガス消火システム※1
- 泡消火システム※1

- 厨房システム※1

- マンホールふた・弁栫ふた

注　※1　システムとして機能するものとして、システムの構築能力及び現場での施工体制を確認する必要のあるもの。

図面番号	M-02	縮尺	S=N.S
事業名	平成26年度 久井簡易水道事業		
工事名称	吉田調整池ポンプ棟築造工事		
種別	機械設備仕様書２		
工事箇所	三原市久井町吉田		
三原市水道部			

この図面は、実際の図面を約50%に縮尺している

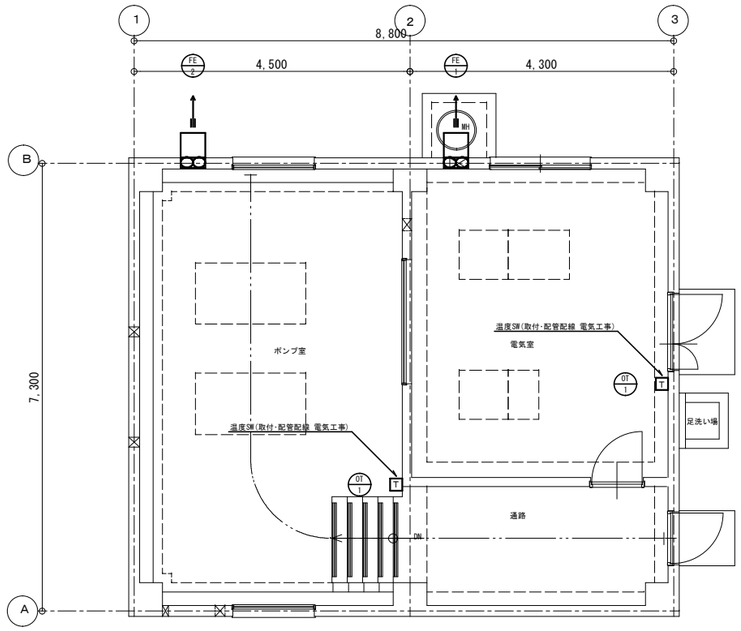

平面図　１：５０

換気機器表

記号	機器名	機器仕様	電気容量		台数	設置場所	備考
FE-1	有圧扇	型式：低騒音形	3Φ200V	150W	1	電気室	
		能力：350Φ x 2200 CMH x 80 Pa					
		付属品：取付枠、電気シャッター、保護ガード					
		SUS製排気フード（防虫網付）					
FE-2	有圧扇	型式：低騒音形	3Φ200V	200W	1	送水ポンプ室	
		能力：400Φ x 3500 CMH x 80 Pa					
		付属品：取付枠、電気シャッター、保護ガード					
		SUS製排気フード（防虫網付）					
OT-1	温度スイッチ	型式：露出型 設定温度範囲 0°～50°			2	電気室	電気工事に支給
		切替スイッチ機能 自動、切、連続				送水ポンプ室	取付電気工事

図面番号	M-03	縮尺	S=1/50
事業名	平成26年度 久井簡易水道事業		
工事名称	吉田調整池ポンプ棟築造工事		
種別	換気設備　平面図・機器表		
工事箇所	三原市久井町吉田		
三原市水道部			

この図面は、実際の図面を約50%に縮尺している

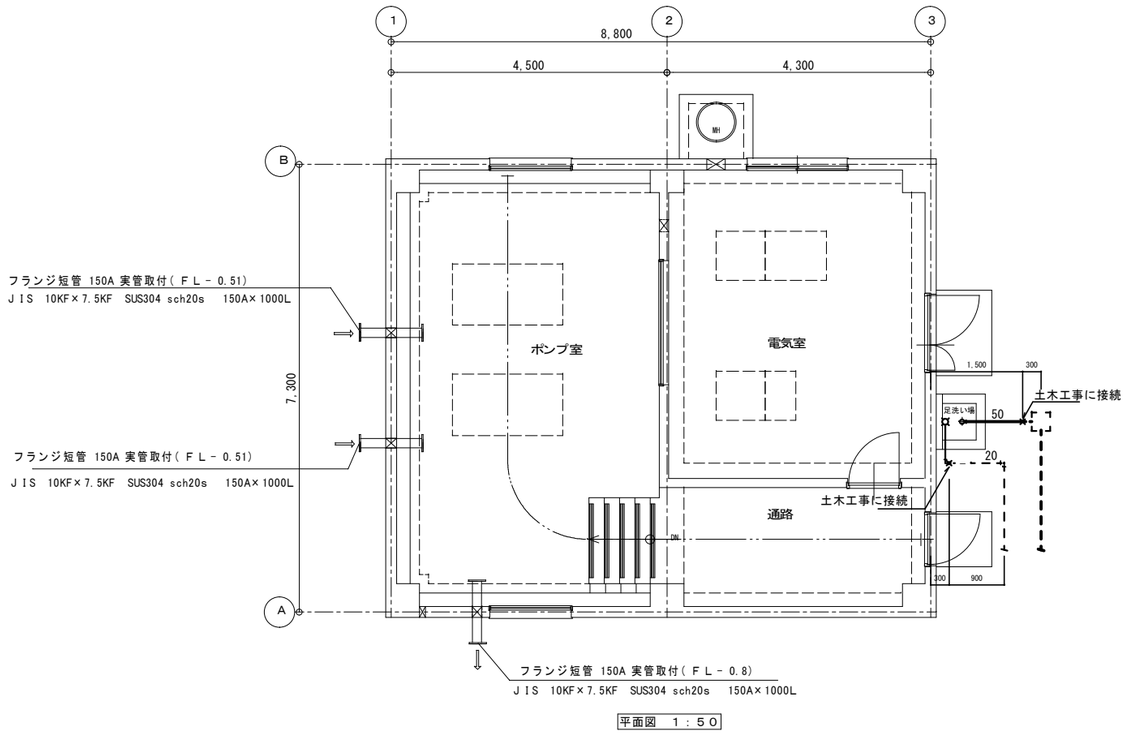

平面図 １：５０

衛 生 器 具 表

名称	型番（品番）	付属品・備考	個数	設置場所
横水栓	（Ｔ）T200SNR		1	足洗
（吐水口回転型）	（Ｌ）LF-7R-13			
排水共栓	SNA-50		1	足洗

管 種 凡 例

記号	名称	適 用	
— —	給水管	水道用硬質ポリ塩化ビニル管（HIＶＰ）	JISK6742
━━━	排水管	硬質ポリ塩化ビニル管（ＶＰ）	JISK6741

図面番号	M-04	縮 尺	S=1/50
事 業 名	平成26年度 久井簡易水道事業		
工事名称	吉田調整池ポンプ棟築造工事		
種 別	給排水衛生設備 平面図･器具表･凡例		
工事箇所	三原市久井町吉田		
三 原 市 水 道 部			

この図面は、実際の図面を約50%に縮尺している